

娘、字古寫一本、妹と作るは誤なり。○通觀は、傳知ず。○咒、字拾穗本に哭と作るは誤なり。○此題詞、舊本には、或娘子等、賜裏乾餿、戲請通觀僧之咒願時、云々とあり、今は目錄に従つ、意は、或若き娘子どもの乾餿を裏て、通願僧に贈り、咒願の力にて、是をいのり生し給へといひて、僧の戒を破らむとの戲なり。

海若之奧爾持行而雖放宇禮牟曾此之將死還生。

海若之は、海之といふが如し、和多都美とは、海神を申す稱なる由は、既く云り、こゝはやゝ轉りて、たゞ海をいへるなり、海若の字は、楚辭に、使湘靈鼓瑟、兮、令海若舞馮夷、註に海若、海神名也と見ゆ、○宇禮牟曾は、本居氏云、十一に、平山の子松が末の有廉叙波わが思妹にあはずやみなめ、と云る有廉叙に同じく、いかむぞの意なり、○將死還生は、ヨミガヘリナムと訓べし、と本居氏云り、ヨミガヘルは、黄泉還にて、死者の生還るをいふ詞なり、字鏡に、穠蘇、哇、字同、更生也、與彌還とあり、○歌意は、たとひ海に持行て放つとも、いかでか、これが生かへるべき、わが咒願の及ぶべき所にあらず、と女の戲に、とりあはずいへるにて、色々すかしのたまふとも、出離の心をば、ふたゝびおもひかへさじを、といふ意を含めたるなり。

萬葉集古義三卷之上終

萬葉集古義三卷之中

太宰少貳小野老朝臣歌一首。

太宰は、太宰府なり、和名抄に、職員令云、太宰府於保美古止毛知乃司とあり、職員令に、太宰府帶筑前國主神一人、掌諸祭祠事、帥一人、掌祠社、戸口簿帳、字養百姓、勸課農桑、糾察所部、貢舉孝義、田宅良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵驛、傳馬、烽候、城牧、過所、公私、馬牛、關遺、雜物、及寺僧尼、名籍、蕃客、歸化、饗饗、事、大貳一人、掌同帥、少貳二人、掌同大貳、云々と見ゆ、書紀推古天皇十七年夏四月丁酉朔庚子、筑紫太宰奏上言云々とある、これ太宰府のものに見えたるは、はじめなり、職原抄に、太宰府、聖武天皇天平十五年、始置筑紫鎮西府、先是有太宰府、號云々、凡當府都管九國二島、別帶筑前也とあり、天平十五年に、始めて鎮西府を置れたることは、續紀に委しく見えたり、先是太宰府の號ある由いへるは、右に引る推古天皇紀に出たるをいへるなり、文德天皇實錄四卷、仁壽二年二月の處に、夫太宰府者、西極之大壤、中國之領袖也、東以長門爲關、西以新羅爲拒、加以九國二島、郡縣闊遠、自古于今、以爲重鎮、云々と見えたり、○少貳は、ス。

ナキスケと訓べし、和名抄に、次官本朝職員令、二方品員等所載云々、太宰府曰武云々(已上皆須介)とあり、○小野老朝臣は、續紀に、元正天皇養老三年正月壬寅、授正六位下小野朝臣老從五位下、四年十月戊子、爲右少辨、聖武天皇天平元年三月甲午、從五位上、三年正月丙子、正五位下、五年三月辛亥、正五位上、六年正月己卯、從四位下、九年六月甲寅、太宰大貳、從四位下小野朝臣老卒と見えたり、

青丹吉寧樂乃京師者咲花乃黨如今盛有。

寧樂乃京師者、樂字活字本に禁と作るは誤なり、乃字拾穂本にはなし、○歌意かくれたるところなし、元明天皇の奈良に京都を遷されしより、聖武天皇の御時に至りて、彌益隆盛なりしを讚美たるなり、

防人司佑大伴四繩歌二一首。

防人司佑(佑字舊本祐に誤、古寫本異本等に從、類聚抄には佐と作り)は、サキモリノツカサノマツリゴト人と訓べし、職員令に、太宰府(帶筑前國)云々防人正一人、掌防人名帳、戎具、教閱及食料、田事、佑一人、掌同正とあり、和名抄に、判官本朝職員令二方品員等所載云々、司曰佑云々、皆萬豆利古止比止と見えたり、○大伴四繩繩字、目錄古寫本類聚抄、拾穂本等には綱と作り、は、傳未詳ならず、古今六帖に、大伴のよつなと載たれば、四綱とある方正しかるべし、契沖云、

大伴の下に宿禰の字のおちたるなるべし、家持の歌など、末に至りて、つゞきて多き所には、大伴家持とのみもあれど、さらでは皆姓をそへてかけり、

安見知之吾王乃敷座在國中者京師所念。

國中者は、いかにぞやおもはるゝにつきて、略解に、舊本に依てクニノナカニハと訓るは、天皇の敷座國の境内には、と云意と心得しにや、もしさらばクニノウチニハとこそいふべけれ、されどしか訓むも穩ならず、熟思ふに、者は在、字の寫誤なるべし、者と在と草書いと能似たり、さらばクニノナカナルと訓べし、然するときは、國中は國の中央といふことになりて、大祓祠に、四方之國中登とあるに、全同じこゝろばえなり、○京師所念は、ミヤコシオモホユと訓る宜し、略解に、ミヤコオモホユと訓たるは、わろし、シと訓べき字はなけれども、之の助辭は、字の後によみ付る例多し、凡てこれらの助辭はあるも、无も同じこと、誰もおもふことなるべけれど、助辭は語の勢を助るものなれば、あるべき所には、必ずなくては叶はず、こゝなどは、必シの助辭なくてはつたなし、すべて之の助辭は、その一すぢをおもくおもはする處におく辭なり、三卷に、日本師所念、七卷に、奈伎左思所念、又日本之所念、八卷に、尾花之所念、又繁之所念、又平城京師所念、可聞などあるを、照考べし、○歌意は、旅にありて、種々に物おもひのせらるゝ事のおほき中に、國の中央なる京師の、一すぢに戀しくおもはるゝとなり、

藤浪之花者盛爾成來平城京乎御念八君

浪字類聚抄には波と作り、○御念八君は、慕ひおほしめすや君よと云るなり、君は旅人、卿を指り、六卷太宰、少貳石川、朝臣足人、歌に、刺竹之大宮人、乃家跡住佐保能山乎者、思哉毛君とあるも、帥旅人、卿をさせり、今と似たり、○歌意かくれたるところなし、

帥大伴卿歌五首

帥大伴卿は、旅人、卿なり、帥はカミと訓べし、和名抄に、長官、本朝職員令二方、品員所載云々、太宰府曰帥、已上皆加美、職員令に、太宰府、帶筑前國、云々、帥一人、云々、上に委く引り、と見えたり、太宰府の管領職なり、帥はカミとのみいひしを、中ごろよりこなたのものには、字音にてソチといへり、蟀の音なり、一ハをイチハチといふが如し、さて字彙に、毛氏曰、凡稱主兵者、爲將帥、則去聲、言領兵、帥師、則入聲、故經典釋文、將帥、字皆去聲、帥師、字皆不音、と見えて、將帥のときは去聲、山類、切音スイ、帥師のときは入聲、山律、切音ソツなり、されば、スイと唱ふべきを、ソチと唱來れるは、所以あることにこそ、さて旅人、卿の太宰、帥に任られ給ひしは、神龜三年の間なるべし、その後五年を歴て、天平二年に京に上り給ひしなり、其事は十七卷、初に、天平二年庚午冬十一月、太宰帥大伴卿被任、大納言兼帥如故、上京之時、云々、と見えたり、すべて此、卿の帥に任られ給ふ事、紀文に見えざるは、漏たるなり、

吾盛復將變若八方殆寧樂京師乎不見歟將成

復將變若八方は、マタヲヲチモヤモと訓べし、又二たび、若く盛なる時に變らめやはといふ意なり、若、字は、荒木田氏の考に依て補つ、其說云、本居氏の說に、將變の二字を乎知とよむべし、といはれしは、古言に達れる考なりけり、その說につきて熟考るに、集中變若と書る文字は、みな乎知とよむべきなり、故、今も變若とあるべきを、若の字を脱せる事のしるければ、補つと云り、猶槻落葉別記に、委論へり、さて遠知といふ言は、四卷、五卷、六卷、十一、十七、二十の卷々にも見えて、若變とも遠知とも越知とも乎知とも書り、十三には、越水といふこともあり、なほ本居氏、玉勝間八卷に云るをも、合見て考べし、事長ければ、今は略きて引つるなり、八方は、也は、後、世の也波の意、方は、歎息、辭なり、○殆は、ホト、ニと訓べし、古事記傳云、富登富登といふ言の意は、邊々にて、其、近き邊まで至る意なりと云り、こゝは、平城、京を得見ずに成なむに、殆からむかといふ意なり、七卷に、燧木伐殆之國、手斧所取、奴八卷に、不令見殆、令散都、類香聞、十卷に、霍公鳥保等、穗跡妹爾、不相來爾、來里、後撰集題詞に、人の許より、久しう心ちわづらひて、ほとゝ、死ぬべくなむ有つると云て侍ければ、拾遺集に、歎こる人いる山の斧の柄の保等保等しくもなりにける哉、かげろふの日記に、我ならぬ人は、ほとゝ、泣ぬべく思ひたり、源氏物語に、翁もほとゝ、舞出ぬべきなどあり、○歌意は、吾、齡の若く盛なる時に、また二

たび變るべしやは、又も若きにかへるまじければ、太宰府に老果て、平城京を得見ずに成な  
むに殆からむかとおもふが、口をしき事となり、

吾命毛常有奴可昔見之象小河乎行見爲

常有奴可は、常にかはらずもがな、あれかしといふ意なり、集中に、あれかしと願ふ意を、有奴  
可、ふれかしとねがふ意を、零奴可、鳴かしとねがふ意を、鳴奴可、など云ること甚多し、四卷に、  
久堅乃雨毛落糰十八に、保等登藝須伊麻毛奈加奴香六卷に、多吉能床磐乃常有沼鴨などあ  
る類なり、なほ本居氏詞、玉緒に、例どもを載られたり、さて有奴可は、有かしの意なるに准へ  
て意得るときは、其餘も、皆おほくたがふふしはなければ、總て世の學者等、おほかたの心は、  
思誤つことはなけれども、其詞の本意を、わきまへ知たる人、今までなし、契沖が常にあらぬ  
かは、常にあらぬ物か、常あれかしとねがふ意なりと云ふは、元來有奴を不有と見たるよ  
りの説にて、ひがことなり、又久老が可を願の哉として、後、世某もがな、といふにおなじ義と  
聞たるも、たがへり、又本居氏、玉勝間に、此集七卷に、青角髮依網原人相鴨、石走淡海縣物語、  
十卷に、霞立春永日戀暮、夜深去妹相鴨同卷に、五月山宇能花月夜、霍公鳥雖聞不飽又鳴鴨、十  
一に、我勢古波幸座、遍來我告來人來鴨同卷に、日低人可知、今日如千歲有與鴨同卷に、如是  
爲乍、吾待印有鴨世人皆乃常不在國、又同卷に、敷細枕動而宿不所寢物念此夕急明鳴などあ

る、件の歌どもは、九卷に、雲隱鴈鳴時、秋山黃葉片待時者、雖過と有に同じく、みな不字を省き  
て書るものなり、と云るも甚誤なり、此もなほ有奴可、鳴奴可などいふ奴を、不の意に見たる  
より、不字を省きて書るものとおもへるなり、よく思ひ見よ、不字は有と無と、其意反なれば、  
不字のあるべき處を、省きて書べき理のあるべきかは、すべて那爾奴禰の辭は、字の後に訓  
付る事多ければ、此等も奴の言にあたる字はなくても、然訓るゝ事なれば、もとより省きた  
るにはあるざるを知べし、九卷に、時者雖過とあるは、不字の脱たるものにて、其は右の例ど  
もとは違へり、抑、この奴は、名告佐禰などいふ、禰の言を轉し云るにて、希望辭なり、かゝれば  
奴といふも、禰といふも、意は全同じ、禰の言の例は、上に委云り、されば有奴可は、有禰とねが  
ふ言なるを、下の可に連く故に、第四位の言を、第三位の言に轉しいへるものぞ、可は哉にて、  
歎辭なり、猶その例をいは、有許勢奴可毛、繼許勢奴可聞などあるも、有許勢禰、繼許勢禰と  
ねがふ意なるを、可毛へ連く故、禰を奴に轉しいへるを併考へて知べし、○象小河乎、象字、活  
字本に家と作るは誤なり、此、河を賞、怜せられし歌は、上にも見えたり、○歌意は他の望あり  
て、壽の長からむことをねがふにあらざ、その昔見し、吉野の象の小河の佳景を、行て見むが  
爲に、吾命の常にかはらずもがな、あれかしとおもふとなり、

淺茅原曲曲二物念者故郷之所念可聞

淺茅原は、曲の枕詞なり、遲波良と、都婆良と、音の似通ひたれば、茅原曲と疊云たるなり、都賀乃木之嗣繼などいふ如し、○曲曲二は、十八に、可治能於登乃都婆良都婆良爾と見ゆ、なほ曲と云事は、一卷に、委曲毛見管行武雄、九卷に、委曲爾示賜者、十九に、都婆良可爾、今日者久良佐禰などあり、都麻毘良加と同言なり、舒明天皇紀に、曲舉と見えたり、さてかく同じ言を重ねて云るは、その曲なる事の甚しきを云るにて、集中に、由久良由久良爾と云る類なり、かくてこゝは、その物思ふことの多くて、落る處なく、委曲にしげきよしなり、○故郷之は、フリニシサトシと訓べし、之は助辭にて、その一すぢをおもくおもはするがためなり、略解に、之をノと訓るは、いみじくわろし、○歌意は、旅にありて、物思ふことの多く、落る事なく、委曲にしげき中にも、故郷の一すぢに、戀しく思はるゝ哉となり、荒木田氏云、高市郡のつき阪は、もと大伴氏の家地にて、藤原明日香に近ければ、殊さら舊都をしぬひ給へるにや、卷六にこの卿の歌に、須叟も行て見ましか、神南備の淵は、淺而瀬にか成らむとも見えたり。

萱草吾紐二付香具山乃故去之里乎不忘之爲

萱草のことは、品物解に委云り、○吾紐二付は、萱草を紐に著れば、憂思を忘失ふといふ諺のある故に、しか爲るなり、四卷に、萱草吾下紐爾著有跡鬼乃志許草事二思安利家理、十二に、萱草吾紐爾著時常無念度者生跡文奈思などあり、(からくに陸士衡詩に、焉得忘歸草言樹背與

襟とあるは、毛詩に、焉得諼草言樹之背といへるを思ひて作れるなり、諼草は即萱草なりとさへり、さてこの萱草を、忘歸草といひなせりと見ゆ、かくて背は北堂を云、襟は南庭を云と云、或は背を背上とし、襟を胸前とする説もありとぞ、琅邪代醉編四十に見えたり、かゝれば萱草を紐に著るといへるは、もと樹襟を胸前とする説を、思ひてよめるが如し、○不忘之爲は、忘れむとすれども、得わすれぬ故に、いかで忘れむと思ふが爲にとなり、○歌意は、故郷を戀しく思ふ心を、いかで忘れなむとおもへども、得忘れぬが故に、もしや萱草を帶たらば、忘るゝ事もあらむかとして、わすれ草をとりて、吾衣紐に結著となり、

吾行者久者不有夢乃和太淵者不成而淵有毛

吾行者は、吾旅行はといふなり、既く出、○夢乃和太は、七卷に、夢乃和太事西有來寤毛見而來物乎念四念者、懷風藻に、吉田連宜、從鶴吉野宮詩に、夢淵と見ゆ、大和志に、夢回淵在吉野郡御料、莊新住村、俗呼梅回淵中、奇石多と見えたり、和太のことは、既く一卷に云り、(夢の浮橋といふも、この夢の和太に、渡せる浮橋なり、と玉勝間に云り)、○淵有毛は、毛は乞字の誤なるべし、と大神景井云り、是然るべし、フチニアリコソと訓べし、○歌意は、われ旅に行て、太宰府にあらむほどは、いと久しき間にはあらじや、がて歸りて見にゆくべければ、それを待得るまでは、淺びて淵とならで、昔見しまゝの淵にてあれよとなり、

沙彌滿誓詠綿歌一首。

沙彌滿誓は續紀に、養老七年二月丁酉、勅僧滿誓、俗名從四位上笠朝臣麻呂、於筑紫令造觀世音寺、見ゆ、滿誓いまだ俗なりし時の昇進は、同紀に、慶雲元年春正月丁亥朔癸巳、正六位下笠朝臣麻呂授從五位下、三年秋七月辛酉、以從五位下笠朝臣麻呂爲美濃守、和銅元年三月丙午、從五位上笠朝臣麻呂爲美濃守、未審二年九月己卯、遣云々、賜云々美濃守從五位上笠朝臣麻呂當國、田各一十町、穀二百斛、衣一襲、美其政蹟也、四年四月丙子朔壬午、授正五位上、七年閏二月朔、賜美濃守從四位下笠朝臣麻呂封七十戶、田六町、以通吉蘇路也、靈龜元年六月甲子、美濃守從四位下笠朝臣麻呂爲兼尾張守、養老元年十一月丁酉朔癸丑、授美濃守從四位下笠朝臣麻呂從四位上、三年七月庚子、始置按察使、令美濃守笠朝臣麻呂管尾張參河信濃三國、四年冬十月戊子、從四位上笠朝臣麻呂爲右大辨、五年五月戊午、右大辨從四位上笠朝臣麻呂請奉爲太上天皇出家入道、勅許之、○首字舊本前に誤、古寫一本、古寫小本、拾穗本等に從、

白縫筑紫乃綿者身著而未者伎禰杼暖所見。

白縫は枕詞なり、シラヌヒと四言に訓べし、此枕詞何處に出たるにも乃字などを添て書ざれば、舊本をはじめシラヌヒと、ノの言をそへて訓は誤なり、五卷に、斯良農比筑紫國廿卷に、之良奴日筑紫國とあり、このつゞけの意、未詳には思得ず、此を書紀景行天皇卷、又肥後國

風土記に、肥國といふことの起を云るところに、其主を知ぬ、怪しき火の下れる地なる故に、火國と號しよし見えたれ、○不知火の意とおもふはさることなれど、さらば不知火の光とか燎とか、何ぞさるべき辭なくては、足はぬことなり、又肥國の號は、八代郡肥伊郷より起れることなるに、なべて筑紫の枕詞とはすべからず、故強て考るに、白とは、御火白く焼などいふ白にて、その明く灼き意なり、縫は借字、野火にて、春野を焼、野火なり、さて火には著といふ縁語あれば、伊勢物語に、火著むとすればとあり、野火の著といふ意に、筑の言にいひかけたるか、又神代に、筑紫國を白日別といひしによれば、斯良奴比は即筑紫の古名にて、其を白日別とも、白瓊日別とも語傳へつらむか、さらばやがて白瓊日筑紫といひつゞけたるならむ、猶考べし、○筑紫乃綿は、續紀に、神護景雲三年三月乙未、始每年、運太宰府、綿二十萬屯、輸京庫、延喜雜式に、凡太宰府、貢綿、穀船者、擇買勝載二百五十石以上、三百石以下、不著、進上、便即、令習用、施其用度、充正稅、江次第十二月補次侍從、次第に、上古以預節會爲大望、多依給、祿綿也、件綿本太宰府所進也、而近代帥大貳申色代、三百兩代、絹一疋、仍无望、預節會人など見ゆ、○未者伎禰杼、伎禰杼、役字、拾穗本には、伎と作り、者の辭味ふべし、未著は、せねどもといふ意なり、○暖所見は、本居氏、アタケクミユと訓べし、あきらか、さやか、のどか、ゆたかなどの類、古言には、あきらけし、さやか、のどけし、ゆたけしと云て、あきらか、さやか、のどか、ゆたかなどは、云ぬ格な

る故に、アタカニとは訓をじきなりと云り、字鏡に、燻燻同燼也、阿太々、介志と見えたり、○歌意は、筑紫の綿を親く身に著て、未著はせねども、その積おきたるを見てさへはや暖かげに見ゆるを、衣になして身に著たらば、いかばかりわたかならむとおもはるよしなり、

山上臣憶良 罷宴歌一首

臣字類聚抄拾穂本等には、憶良の下にあり、  
憶良等者、今者將罷子將哭其彼母毛吾乎將待曾

者將罷は、俗に今は最早退らむといふ意なり、者の辭味ふべし、他人はとまれ、吾者といふ意なり、○今者將罷は、俗に今は最早退らむといふ意なり、者の辭力あり、○其彼母毛は、荒木田氏、ソモソノハハモと訓て、その子も其母もといふを、上に子なくらむとあれば、今は子の言を省けりと云り、(舊本の訓は誤れり)又類聚抄には、彼字を子と作り、此に依ば、ソノコノハハモと訓べし、(袋冊子に、此歌を引るにも、その子のは、もとあり)○吾乎將待曾は、十八に、奴波多麻能夜和多流都奇乎伊久欲布等余美都追伊毛波和禮麻都良牟曾とあり、○歌意は、宴席に久しく時をうつして居たれば、子も吾を待戀て哭らむ、その母も吾を待戀らむ、他人はとまれ、憶良はあくまで長居したれば、今は退らむぞとなり、

太宰帥大伴卿 讚酒歌十三首

契沖云、此卿酒をこのまれけることは、此十三首の歌をもて知べし、又第四卷に、丹生女王すなはちこの卿の帥なりける時、おくり給ふ歌に、古人乃令食有吉備能酒病者爲便無貫簀賜牟云々、かくれなき上戸と見えたり、

驗無物乎不念者一坏乃濁酒乎可飲有良師

驗無は、契沖さまのこのことをおもひても、かひなきをいふ、たとへば千金を得ばやと、わけくれおもへども、つひに一錢の用なきがことしと云り、書紀に、益字をシルシと訓り、よくわたり、○物乎不念者は、物を思はむよりはの意なり、既く云り、○一坏乃は、(坏字、酒器の義は字書に見えず、杯の木偏を土に代たるものなり、鉢を椀と作る類なり)ヒトツキノと訓べし、(荒木田氏は、坏をスキとよめり、其説に、四時祭式に、等呂須伎と見えれば、古くはスキといひしと見えたりと云り、今按に、大嘗祭式に、多加須伎、比良須伎など云も見え、且都と須とは、古言に通云ふ例にて、集中に、打日刺てふ枕詞を、打久津ともかき、又次をスキとも、ツキノとも云る例あれば、しかよまむこともとより難なきに似たれども、集中に酒杯を、五卷に、佐加豆伎と書て、ツキノといふことのいと古ければ、猶もとのまにツキノとよまむぞよろしき)○濁酒乎、四時祭式に、清酒五升、濁酒六斗五升と見ゆ、○可飲有良師は、ノムベクアラシと訓べし、

有良師アヲシは、あるらしと云が如し、○歌意は、わづかの酒にてさへ、憂を忘るれば、益無き物思ひをせむよりは、たゞ一杯の濁酒を飲て、憂忘るべく有らしとなり、數杯清酒を飲ば、甚酔ていよいよたのしかるべきなれど、たゞ一杯の濁酒にてさへ、物思はるゝけ失ふ物ぞと、酒の效あることを、いたく讚たるなり、

酒名乎。聖跡負師。古昔。大聖之言乃宜左。

聖跡負師ヒシトオホセは、魏書に、太祖禁酒、而人竊飲、故難言酒、以白酒爲賢者、以清酒爲聖人、とあるに、よれり、廿卷に、由伎登利於保世とあれば、負は於保世の假字なり、○大聖之、こは誰にてもあれ、はじめて酒を聖と名づけし人を稱て云り、○言乃宜左は、言のふさはしく、相應て宜さといふなり、左は廣左、深左などいふ左なり、○歌意は、酒をいたくめで貴みて、清酒に聖人といふ名を負せたるは、これつね人にあらず、大聖なり、その聖といふ名を負せし、いにしへの大聖の言の相應て宜しさ、たとへむかたなしとなり、

古之七賢人等毛。欲爲物者。酒西有良師。

七賢は、嵇康、阮籍、山濤、劉伶、阮咸、向秀、王戎などいひし徒なり、爲竹林之遊、世所謂竹林、七賢也、と晋書列傳に見ゆ、さて七賢は、ナ、ノ、サカシキと訓べきなり、或人ナ、ノと訓ことを難て云く、ナ、ツ、ノ云々といはではあたらず、たとへば一箇の山二箇の岡など云如く、之の言の

間にあるときは、必都の助辭をおく例なりと云り、これ偏説なり、十六に、一二之目耳不有云云、これもヒトフタノと訓てヒトツフタツノとは訓べからず、同卷に、九兒等哉とも見え、祝詞に、百官人などある、これ都をいはざる例なり、後の歌に、近江の七社を、七の社といひて、七つの社とはいはず、これも後ながら、都をいはざる一の證なり、又八十之健男、八十之乎等女、八十之心などいふときも、八十ちのとはいひぬ例なり、これら之の言を問におきて、都の助辭なき例なるをおもふべし、サカシキてふ言の例は、古事記八千矛、神の御歌に、佐加志賣遠阿理、登岐加志氏、書紀仁德天皇、卷に、賢遺此云、左柯之能、苜里、神武天皇、卷に、明達、崇神天皇、卷に、淑賀、欽明天皇、卷に、君子、皇極天皇、卷に、哲主、肥前風土記に、此婦如此、實賢女、故以賢女、欲爲國名、因曰賢女、郡今謂佐喜郡、訛也、書紀竟宴歌に、以末乃散加之支見世爾、安布加那、字鏡に、點慧了也、又慧也、佐加志、土佐日記に、こと人々のも有けれど、佐可之伎もなかるべし、古今集序に、佐可之於呂可なりとしろしめしむ、榮花物語に、御心のひがませ給へれば、物のあはれ有さまを知らせ給はぬと、佐可之字ぞ聞えさせける、又集中にも、他の古書にも、さかさきを賢木と多く書り、サカシキは、古今集序に、於呂可と對へ云るごとく、愚癡なる反にて、智深く賢きをいふ言なり、常にはさかしらだちて、悪き方にも多く云めれど、そは一轉したるにて、これらは然にあらず、しかるを今までの人、この賢をカシコキとよみたれども、カシコキ



てふ言は、恐懼の字意にて、かしてき人などいふは、至尊イソクノミくして、恐懼カシコき人をのみ云言なりしを、や、後に轉じて、智深く賢サカシき者をば、人の恐懼カシコむより、かしてきと云ことにはなりたれど、いと古は、賢サカシきをカシコキと云ること、一もなくして、この差別いと分明ワキしかりしを、今まで古學の徒も、さかしきと、かしてきとをも、とより一辭のごと相混へて、この明辨せし人こそ、一人も無りけれ、伊勢物語に、昔年頃おとづれざりける女、心かしくやあらざりけむとあれば、彼頃よりや、賢サカシをかしこくといひ初けむ、○人等毛は、ヒトタチモと訓べし、これをヒトモモとよめるは、わろし、其故は、凡て某多知といふは、尊ミコむ言にて、神多知皇子多知カミタチノミコタチなどいふ例なればなり、此歌も、此卿の、かの七賢といひし徒等モラドモを、崇め賞たまへる趣なればぞかし、○欲爲物者は、ホリセシモノハと訓べし、略解に、ホリスルモノハとよみたるは、過去のことをいふ言にならざれば、ひがことなり、○酒西有良師は、サケニシアラシと訓べし、酒には、酒にてといふが如し、西の之は、その一すぢをつよくおもはする助辭なり、有之は上の如し、○歌意は、いにしへ竹林の七賢ときこえし名たゝるすぐれ人たちも、賞て、一すぢに欲せし物は、酒にて有らしとなり、

賢跡サカシト。物言モノイハム從者ハハ。酒飲ノイ而ニ醉哭サカシ爲シ師シ益ヤサシク有アル良ヨシ之シ。

賢跡サカシトは、サカシミトと訓べし、カシコシトと訓るは、いみじきひがことなり、上に辨ワカ云り、さか

しうといはむがごとし、跡トは例の語の勢をそへたる助辭の跡にて、あるもなきも、歌の意は同じ事なり、賢人ふりて、物知がほに、こちたくいひほこるは、昔より人の惡み厭ふものなり、戸令ト義解に、惡疾癡狂クハ、謂云々、狂者クハ、或妄觸ニ欲走ムト、或自高賢ナリト云アル、稱ナリト云アル聖神者也ニ、支廢シ、兩目盲ス、如此之類、皆爲篤疾ト、○物言從者は、モノイハムヨハと訓べし、モノイフヨリハと訓るは、わろし、○醉サカシ哭ナク爲シ師シ、續後紀十三に、出雲權守正四位下文室、朝臣秋津卒云々、但在飲酒、席ニ似ニ非ニ丈夫、每至酒三四杯、必有醉泣之癖故也、榮花物語に、おとゝ醉泣し給ふ、大和物語に、人々もよく醉たるほどにて、醉なきいとなくす、源氏物語繪合に、打みだれ聞え給ひて、ゑひ哭にや、院の御こと聞え出で、打しをれ給ひぬ、松風に、かのあはぢ鳥をおぼし出で、躬恒が所がらかもとおほめさけむことなど、のたまひ出たるに、物哀なる醉哭ともあるべし、篝火に、ゑひ哭のついでに、しのばぬ事もこそ、のたまへば、行幸に、をさをさ心よわくおはしまさぬ、六條殿も醉哭にや、打しをれたまふ、藤裏葉に、醉哭にや、をかしき程にけしきばみ給ふ、若菜に、御みさあまたたび参りて、物の面白さもとゞこほりなく、御醉哭どもえとゞめ給はず、紫式部日記に、かゝりけることも侍りける物をと、ゑひ哭し賜ふ云々などあり、師シは、例のその一すぢなるを、重く思はせたる助辭なり、○歌意は、賢人ふりて、物しりがほに、こちたく物いはむよりは、酒飲ノイて、沉醉イタクて、醉泣サカシする方が、ひとすぢに益りて有らしとなり、

將言爲便。將爲便不知極。貴物者。酒西有良之。

將爲便不知は、將爲は、セムと云にあたれば、便字は、スベと云に當れり、便の一字スベと訓例、既く二卷下に委云り、不知をシラニと訓は、不知にといふ意の古言なり、既く出二卷に、將言爲便世武爲便不知爾と見えたり、○極は、キハマリテと訓るよろし、余さきにおもひしは、十一に、極太甚、又、極大戀などあるに依て、こゝも極は、ネモコロニと訓べきにや、とおもひしかど、そはわろかりゆり、○歌意は、いはむにもいふべきかたなく、せむにもすべき方しらず、至り極りて、ひとすぢにいと貴くめでたきものは、酒にて有らしとなり、

中々二人跡不有者。酒壺一成而師鴨。酒二染嘗。

中々二ニ、字類聚抄拾穂本等には、爾と作りは、なまなかにとの意なり、○人跡不有者は、人とあらむよりはの意なり、○成而師鴨は、ナリテシカモと六言に訓べし、可は希望、辭母は歎息、辭なり、八卷に、宿毛寐而師可聞、十五に、可里乎都可比爾、衣氏之可母、廿卷に、伊波非豆之加母などあり、なほ氏之可と云る例も多し、同希望、辭ながら、毛よりつゞきて、毛我、毛我母などいふ我は、皆濁音字を用ひたるに、氏之可、氏之可母などいふ可は、皆清音字のみ用ひたるによりて、すべて清て唱べし、さてこゝは、酒壺に成まほしく希望へる意なり、○歌意は、なまなかに人とあらむよりは、酒壺に成まほしくねがふなり、さらばいつも酒にしみて有なむと思

ふぞとなり、

痛醜賢良乎爲跡。酒不飲。人乎焚見者。猿二鴨似。

痛醜は、神武天皇紀に、大醜此云、鞅奈瀨、爾句とあり、痛をアナと訓は、四卷に、痛多豆多頭思六、卷に、痛忼、十卷に、痛情無、また四卷に、痛背乃河、七卷に、痛足河、十二に、痛足乃山なども見えたり、凡て物の痛ましき事には、阿那となげかるゝ故に、痛字をアナとは訓るなり、さて阿那てふ詞と、阿夜てふ詞とを近世の古學、徒は混雜に解る故、今つばらかに論はむとす、抑、阿那は、古語拾遺石屋戸段に、阿波禮阿那於茂志呂、那阿多能志、阿那佐夜、憩とありて、註に、事之甚切、皆稱阿那と見えたる其意なり、いは、阿那可畏などいふ時は、其可畏に觸て、直に歎息く聲にて、今、俗に、阿々能、また於々能、或は夜禮、夜禮などいふ聲と同じ、されば此詞は、皆阿那云々とのみ云て、阿那那可畏、阿那那悲など云類は、凡てなし、八卷に、櫻花能丹穗、日波母安、奈爾、この爾は、語辭の爾にあらず、歎聲に付る言なり、又穴氣衝之、十四に、安奈伊伎豆加思、又安奈多頭多頭志、十六に、阿奈干稻干稻志などの類、猶甚多し、又古今集戀に、阿那戀し、俳諧に、阿那言知、六帖に、爰や、何處阿那おほつかな、又阿那めづらしといはましものを、伊勢物語に、鬼はや一口に喫てけり、阿那夜といひけれど、この一にて、阿那は歎の聲なるを、思ひ明らむべし、後撰集雜に、女の阿那寒の風やと申しければ云々など、猶後々にも甚多き詞なり、阿

夜てふ詞は、阿那といさゝか似たることながら、猶別言にして、歎聲にあらず、阿夜は、奇しき  
 までにと云に同じ意の詞なり、阿夜爾可畏は、あやしきまでに可畏きの意、阿夜に戀しきは、  
 奇しきまでに戀しきの意なり、かれ阿夜可畏き、阿夜戀しきなど云る類ひ、一もなくして、皆  
 阿夜爾云々と、爾の言をそへてのみ云り、これ歎の聲にあらざるが故なり、且々集中の例を  
 云ば、二卷に、綾、哀、又文爾乏寸、又綾爾憐、又綾爾畏、又文爾恐、此下に綾爾恐之、五卷に、阿  
 夜爾可斯、故斯、六卷に、綾爾乏敷、又文丹乏、又綾爾恐、十三に、文爾恐、又文、恐、十四に、阿夜爾伎  
 保思母、又安夜爾可奈思佐、又安夜爾可奈之伎、又安夜爾可奈之毛、又安夜爾可奈思母、十七に、  
 安夜爾登母志美、十八に、安夜爾多敷刀美、又安夜爾可之古之、又安夜爾久須之彌、廿卷に、安夜  
 爾可之古思、又阿夜爾加奈之美、又阿也爾加母禰毛、又阿夜爾可奈之毛など、猶多し、これらを  
 考合せて、阿那と阿夜と差別あることは、論を待ずして思ひ定むべし、しかるを、近世の古學  
 徒の文章を見るに、阿夜爾可畏、阿夜爾戀しきなどいふべきを、阿那爾可畏、阿那爾戀しきな  
 ど云るがあるは、いかにぞや、凡て耳遠く異様なる詞を用ひて、強て人の耳を驚かさむとか  
 まふるは、ちかき世に、ふることまねびするともがらの常ながら、これらはあまらしき、古語  
 をなまがみにしたるいひざまならずや、よく古語を明らかにせむには、この混亂はあるま  
 じきことぞかし、さて古事記傳、阿夜詞志、古泥神の條下に云、阿夜は驚て歎聲なり、皇極紀に、

咄嗟を夜阿とも阿夜ともよめり、凡そ阿夜、阿波禮、波夜、阿々など、みな本は同じく歎聲にて、  
 少しづゝの異あり、抑、歎くとは、中昔よりしては、たゞ悲み愁ふることのみ云へども、然に  
 あらず、那宜伎は、長息の約まりたる言にて、凡て何事にまれ、心に深く思はるゝことあれば、  
 長き息をつく、是即、那宜伎なり、されば喜き事にも何にも、歎はすることなり、さてその歎き  
 は、阿夜とも阿波夜とも波夜とも、聲の出るなれば、歎聲とは云なり、又阿夜と言て歎くべき  
 ことを、阿夜爾云々と云り、阿夜爾かしこし、阿夜爾戀し、阿夜爾悲しなどの類なり、又奇し  
 危しなども、歎て阿夜と云るより出たる言なり、又阿那も阿夜と通へり、阿那たふと、阿那こ  
 ひしなどの阿那なり、書紀應神卷に、吳織穴織とあるを、雄略の卷には、漢織吳織とあり、是、阿  
 夜、阿那同じき證なり、阿那可畏は、阿夜可畏と全同じ、さて阿夜爾可畏しと云ときは、猶ゆる  
 やかなるを阿夜可畏と云は、其可畏きに觸て、直に歎く言なれば、いよゝ切なりとあり、こ  
 はいと論あることにて、今ついでに、其、一つ二つを辨へおくべし、まづ皇極天皇紀に、咄嗟と  
 あるを、ヤアとよめるは、歎聲にて、俗言に、やあ待、やれ待など云類と同じ詞にて、古今集に、夜  
 與夜待、山霍公鳥言傳む、後拾遺集に、思ひ出る事も有ずと見えつれど、夜と云にこそ驚かれ  
 ぬれ、などあるも、皆同じ詞なるべし、アアと訓るはいかゞ、これはヤアとあるかたは、正しく  
 て、アアとあるは、古言のさまを會得知ぬ人の訓とおもはるゝなり、さるは書紀の訓は、いと

後人の手のまじれるからたのみがたきこと多ければ、打まかせて證とすべきことにはあらず、又阿夜といひて歎くべきことを、阿夜爾云々とも云り云々、とあるは、いと心得がたきよしは、上に委く云るを見て知べし、凡阿夜と云て歎きたる證例は、なきことなり、又阿那も阿夜と通へり、書紀に、穴織を漢織ともありといへれど、そはたましく、然通し云ることにも有つらめど、是は歎聲ならねば、打まかせて、是一をたのみて阿夜爾可畏しの阿夜と、阿那戀しの阿那と、一辭とは定めがたし、さてかの阿夜訶志古泥、神の御名は、阿夜爾訶志古泥神と申すべきを爾の言のなきはいかにぞといふに、凡て上代の神、御名に、詞のしらべのあしきは無ことにて、この神の御名も、まづは阿夜爾云々といふ意の御名なるを、さてはしらべのよからぬ故、爾の辭を省きたるにこそあれ、たゞもとより阿夜云々、といふ意にはあらず、ざるを猶阿那可畏は阿夜可畏と全同じ、阿夜爾云々といふときは、猶ゆるやかなるを、阿夜云云と云は、其可畏きに觸て、直に歎く言なれば、いよゝ一切なりといはれしも、いかにぞや、抑阿夜はもと文にて、阿夜爾可畏きといふは、とさまかくさま入ちがひて、とりきはめがたく、奇しきまでに可畏き意なること、上に云る如し、綾といふも、文ある意、奇しといふも、とさまかくさまに入ちがひて、文あるよしにて、取決めがたき意の言なり、○賢良乎爲跡、賢字、拾穂本には賢と作り、は、契沖、賢良は、俗に、こざかし、かしてなぞいふほどのことなり、此集第

十六に、情出情進ともかきたれば、すゝどきもの、指出たるものなど、いふたぐひなりと云り、古今集に、さかしらに夏は人まね篠の葉の、さやく霜夜を吾、獨宿、伊勢物語に、昔若きをのこけしうはあらぬ女を思ひけり、さかしらするおやありて、おもひもそつくとて、此女をほかへおひやらむとす、なども見ゆ、爲跡は、するとの意なり、○人乎焚見者、焚字は、熱に通書ること既く云り、拾穂本に熱と作り、は、ヒトヲヨクミバと訓べし、人を曲く見たらばの意なり、○猿二鴨似は、サルニカモニムと訓べし、○歌意は、かしてをするとて、酔しれたる人は、見ぐるしき事多しなど云て、飲まくほしき酒をも、敢て飲ずして居る人を、委曲に熱見たらば、そのこざかしきことは、猿に似てかあらむ、あゝ見にくきことかなと云るなり、かしてだてする人を、いたくにくみそしれるなり、

價無寶跡言十方一坏乃濁酒爾、豈益目八。

價無寶は、法華經大般若經に、無價寶珠とあるに従り、と契沖云り、價は當易の義、てか反たなりと谷川、士清云りき、さも有べし、○豈益目八は、類聚抄には、豈益目八方と作て、アニシカメヤモとよめり、さらば豈は若の寫誤にや、豈はもと何と通へる言、目は牟のかよへる言、八は也波の八にて、何とて益らむやは、益らじといふ意なり、○歌意は、たとひ無價寶珠とて、ただ一杯の濁酒に劣れり、まして清酒をあくまで飲たらむには、くらべてもいふべからざる

をや、とのよしなり、

夜光玉跡言十方酒飲而情乎遣爾豈若目八目。

夜光玉は古史に隋公祝元陽因之齊道上見一蛇將死遂以水洒摩傳之神藥而去忽一夜中庭

皎然有意謂有賊遂案劍視之廼見一蛇銜珠在地而往故知前蛇之感報也以珠光能照夜故曰

夜光とあるに從り○情乎遣爾は思を遣にといふに同じ十一に戀事意遣不得又意遣見乍

爲爲は居字の誤十二に忘哉語意遣是等舊訓は皆誤れり十七に於毛布度知許己呂也

良武等十九に見明良米情也良牟等などあり十卷に春野爾意將述跡とあるも意將遺跡と

ありしなるべしとも云り〔頭註〕以報之徑盈寸純白而夜光可以燭百異故歷世稱焉搜神記○豈若

目八目は舊本に一云八方と註せり類聚抄古寫本古寫一本拾穂本等にも八方と書り嗚呼

何とて及びやは及じといふ意なり八は也波の也目は歎息辭なり○歌意はたとひ夜光玉

を得たりともあはれ酒飲て思を遣失ふには及ばじされば酒ほどの寶は世に又もあらじ

となり、

世間之遊道爾洽者醉哭爲爾可有良師。

遊道爾とはたとへば月見花見管絃など種々の類にて遊興の條々にといふ意なり道とは

すぢのことなり○洽者はアマネキハと訓べきにや洽字舊本に冷と作るは誤なり今は拾

穂本に從つ又異本には恰と作りそれに依ばタヌシキハとよむべしそれもおもしろし又

類聚抄に芥者と作てマシラル。とよめるはいかゞ八卷に木末歷色附爾家里とありて

阿麻爾久は遺る事なきことをいふ古言なりこの洽はたとへばから籍書大禹謨に好生

之德洽于民心正義に洽謂沾漬優渥洽于民心言潤澤多也とありとある洽の意にて遺るく

まなく心だらひなるをいふなりそは世間に種々遊のすぢは多かる中にも洽く心だらひ

なるはといふ意なり○醉哭爲爾哭字類聚抄拾穂本等には泣と作りは上に云るが如し○

歌意は世間に種々遊のすぢは多くありていづれもおもしろくはあれどその遊びは或は

かたへはたのしくてかたへは不足ことありてあまねからざるものなるに酒に酔たるの

みは何事も遺るくまなく心だらひにあまねくたのしければたゞ酒をのみて醉泣するに

有べくあるらしとなり、

今代爾之樂有者來生者蟲爾鳥爾毛吾羽成奈武。

今代爾之代字類聚抄拾穂本等には世と作りはコノヨニシと訓たる宜し之は例のその一

すぢなるを思はせたる助辭なり○來生者生字拾穂抄に異本に代とあるよし見ゆは死ゆ

かむ未來の世にはといふなり爾波は他方にむかへていふ詞なりこゝは現世にむかへて

云るなり四卷に現世爾波人事繁來世爾毛將相吾背子今不有十方とも見ゆ○蟲爾鳥爾毛

は、蟲にも鳥にもといふべきを、一の毛の言に帶せて云るなり、六卷に、門爾屋戸爾毛珠敷益乎、とあるも同例なり、○歌意は、現世に在ほど、心だらひに酒をのみて、一すぢにたのしくわれば、未來の世には、たとひいはゆる畜生道に墮て、蟲に生れかはるとも、鳥にうまれかはるとも、吾はいとほじとなり、

生者遂毛死物爾有者今生在問者樂乎有名

生者は、ウマルレバとよみたるよろし、或人死に對へては、いけるといふ例なりとて、こゝをイケルヒトと訓しは、いと偏僻なり、こゝは必然訓ては、おもしろからず、此下悲歎尼理願死去歌にも、生者死云事爾不免物爾之有者とあり、○遂毛死云々は、遂に死る事もある物に有ば、といふ意なり、毛は下にめぐらして心得べし、者と云るに對へたるなり、○今生在問者は、現世に在問はの意なり、○樂乎有名、字、異本に毛と作るはわろし、乎は事を重くいふ助辭なり、有名は有むといふに似て、ひたすらにしからむと、急ぎすゝめる意の詞なり、既く委云り、○歌意は、現世に生れば、後遂には、ことわりの如く、死る事もある物にてあるなれば、ながらへてあるほどは、酒を心だらひに飲て、樂くあらむと、ひたすらにおもへるよしなり、

默然居而賢良爲者飲酒而醉泣爲爾尙不如來

默然居而は、本居氏云、十七に、母太毛安良牟とあれば、モダヲリテと訓べし、母太は、牟太と通

ひて、徒然なる意なり、徒の意、又空の意を、俗言に牟太と云り、今案に、俗言の牟太は、空と正通へり、是に従ておもへば、空と母太とは、固、同言なり、○尙不如來は、猶不及ありけり、といふ意の古言なり、かくつゞけいへる事、今、京より此方には、絶てなき詞なり、受家利、受家牟など云る例は、六卷に、尙不及家里、七卷に、尙不及家里、八卷に、尙不及家里、十二に、猶不如家里、十三に、都不止來、十七に、孤悲夜麻受家里、十八に、見禮度安可須介利、十七に、母等米安波受家牟、廿卷に、佐吉低己受祢牟などあり、○歌意は、物はず黙り居て、かしてだてする人は、酒嗜人を、心におもひおとしめ、てあるならめど、そは中々酒飲て醉泣する人に、猶及ずおとりて見ゆるものぞとなり、

沙彌滿誓歌一首

首字、舊本前に誤、古寫本古寫一本拾穂本等に從つ、

世間乎何物爾將譬且開撈去師船之跡無如

何物爾將譬は、譬ふべき物なしといふ意なり、何物の二字にて、那爾とよめること、集中に例多し、○且開は、且に船發するをいふなり、十五に、安佐妣良伎許藝豆天久禮婆、十八に、安佐妣良伎伊里江許具奈流、廿卷に、安佐婢良伎和波己藝涅奴等など見えたり、○跡無如は、アトナキゴトシとよむべきこと、既く上に委、云るが如し、○歌意は、世間の無常を譬ふべきものな

し湊に泊し船の且に船發して漕行し、その跡狀も無が如しとなり、此歌拾遺集に、且ぼらけ  
榜ゆく舟の跡の白浪とて載たり、

若湯座王歌一首

若湯座玉は傳知ず、若湯座は、ワカユエなり、書紀神代卷下に、湯坐古事記下卷に、大湯坐、若湯  
坐、書紀雄略天皇卷に、湯人、此云、奥衛と註せり、續紀に、若湯坐、連家主、若湯坐、宿禰小月、若湯坐  
宿禰繼女、若湯坐、宿禰子人、若湯坐、部龍麻呂、若湯坐、宿禰子融などいふ人見えたり、みな坐、字  
を作たるを見れば、こゝも座は坐なりしか、

葦邊波鶴之哭鳴而湖風寒吹良武津乎能埼羽毛

葦邊波は、他方にむかへて云るなり、○湖風、活字本に、湖風と作るは誤なり、は、みなとに吹、風  
なり、十七に、美奈刀可世佐牟久布久良之奈吳乃江爾都麻欲比可波之多豆左波爾奈久とあ  
り、○津乎能埼羽毛は、契沖、津乎は、和名抄に、近江國淺井郡に都宇郷あり、この處にやと云り、  
久老云、和名抄の都宇は、蓋都乎の誤か、羽毛は、歎息きて尋ね慕ふ意の辭なり、二卷に、高光我  
日皇子乃萬代爾國所麻之島宮波母、此上に、燒津邊吾去鹿齒駿河奈流阿部乃市道爾相之  
兒等羽裳古今集に、春日野の雪間を分て生出來る草のはつかに見えし君波母、水莖の岡の  
屋縣に妹と吾と宿ての朝開の霜の零波母などあるに同じ、既く委云り、○歌意は、他方は知

ず、此夕、津乎の埼の葦方には、鶴が音あはれに來鳴て、郷思の心をまさらしめ、みなと風こと  
に身にしてみ、寒く吹らむと、津乎の埼に泊し旅人などの艱苦をおもひやり慕ひ給ひてよ  
み給へるなるべし、

釋通觀歌一首

見吉野之高城乃山爾白雲者行憚而棚引所見

高城乃山は、吉野の中にある高山なるべし、夫木集に、夕附日さすや高城の山櫻花のひかり  
ぞ空にうつるふ、天の原見れば高城の山櫻空に棚引雲はこれかも、○行憚而、この上の不盡  
山歌に、天雲毛伊去波伐加利とあるに同じ、○棚引所見は、タナピケリミユと訓べし、棚引有  
と始、歌ひ絶心持によむべし、後、世ならば、タナピケルといふべきを、かくいへるは、古歌體な  
り、古事記清寧天皇條、歌に、志毘賀波多傳爾都麻多互理美由、集中には、恐海爾船出爲利所見  
また安麻能伊射里波等毛之安敵里見由などあり、○歌意は、吉野の高城、山のあまり高きに  
憚り恐れて、嶺に居行と、かずして、雲は中空にのみ、棚引たるが見ゆるとなり、

日置少老歌一首

日置少老は、傳知ず、日置は氏なり、幣伎と訓べし、古事記應神天皇條に、大山守、命者云々、幣伎  
君等之祖と見えて、姓氏錄に、日置朝臣、應神天皇皇子、大山守、王之後也とある、これ日置は、幣

伎なる證なり、然るを和名抄に、伊勢國一志郡日置、比於木、能登國珠洲、郡日置、比岐、越後國蒲原、郡日置、比於木、但馬國氣多郡日置、比於岐、この外にも猶多し、かく比伎とも比於伎ともあるは、後に文字に就て、さかしらに、唱へたがへたるものなるべし、伊勢國なるも、和名抄には、右の如く比於木とあれど、今は戸木村と呼とぞ、これ中々に古なるべし、

繩乃浦爾鹽燒火氣夕去者行過不得而山爾棚引。

繩乃浦は、和名抄に、土佐國安藝郡奈半とあり、土佐日記に、九日のつとめて、大湊より那波の泊を追むとて、こぎ出けり云々、十日、今日は那波の泊にとまりぬとあり、今奈半利といへり、南は海を帶、北東に山を負て、今の歌詞によく叶ひたれば、其地をや、又風俗歌に、奈末不利、袖中抄繩振、奈波乃川不良衣、乃波留奈禮波可須見天見由留奈波乃川不良衣、とあると、同處にてもあらむか、略解云、この奈波のつぶら江を、或人遠江にありと云れど、此國によしなし、名寄に、顯昭雪零ば葦の末葉も浪超て難波も分ぬ繩のつぶら江とよめれは、攝津にて、則この繩浦にやと云り、又今案あり、下赤人歌の條にいふを見べし、○鹽燒火氣、火氣、拾穗抄には、煙と作りは、シ。ホ。ク。ケ。ブ。リ。と訓べし、(ケ。ム。リ。と訓はわろし、氣夫利を火氣と書ること、五、卷、十一、十二、卷などにも見えたり、此下には、鹽燒炎とも書たり、○行過不得而は、得消失ずしてといふ意なるべし、行過とは、此山を行過て、餘山にも霏霰意と聞ゆれど、こゝは然らず、たゞ消

失る事を行過と云るなり、○歌意は、たゞ打見たるさまをいへるのみにて、かくれたるところなし、七、卷に、之加乃白水郎乃燒鹽煙風乎疾立者不上山爾輕引とあるは、今の歌を吟換たるにや、

生石村主真人歌一首。

生石は、氏村主は加婆禰、真人は名なり、續紀に、天平勝寶二年正月乙巳、正六位上大石村主真人授外從五位下と見えたり、

大汝少彦名乃將座志都乃石室者幾代將經。

大汝は、古事記上卷に、天之冬衣、神妻刺國大神之女名刺國若比賣生子、大國主神、亦名謂大穴牟遲神、云々、書紀神代上卷一書に、素戔嗚尊之六世孫、是曰大己貴、命とあり、御名、義は、大は、例の美稱なり、那牟遲の那も稱名にて、那兄、那弟、那姉、那妹、又た、人に對ひて、那(汝)字とのみもいふが如し、牟遲は書紀に、貴字をかける、其字の意なり、さて牟遲てふ言もて、神名をたゞへし例は、神代紀に、生日神、號大日靈貴、とある訓註に、大日靈貴、此云於保比屢咩能武智、と見え、(私記に、蓋古者、謂尊貴者、爲武智、歟、自餘、諸神、或謂之尊、或謂之命、今天照大神、是諸神之最貴也、故云武智、とあるは、例の甚倚たる説ながら、牟遲てふ言の尊稱なるよしは、失はざりしなり)、又同卷一書に、道主貴古事記に、八島牟遲神、また布波能母遲久奴須奴神、この神名の義は、い



かなる所由とも未考知れども母遲は、大穴牟遲の牟遲とおなじことにこそ牟と母と通し云るは、文德天皇實錄に於保奈母智とあり、また神名ならでも人をたふとみて、汝貴君貴などいひ、又崇神天皇紀に、是夜夢有一貴人と見え、源氏物語未通女に、伎牟遲等は同じ年なれど、いふかひなくはかなかめり、などほめて云々、空穂物語鶴子に、ある時は、伎牟遲がつたなく云々と、さへぞのたまふや、大和物語に、伎牟遲も今はこゝに見えしかし、など云ければ云々、かげろふ日記に、此ありくひとすゑて、伎牟遲いと口をし云々、伎牟遲はよばむ時にをことて、おはしましぬとて云々、大鏡一に、伎牟遲が姓は、なにぞとおほせられしかば云々、また和名抄に、大和國郷名大神、於保無知とある、其外諸國にも同名あり、この無知に、神字をしも書るなどを併考ふるに、牟遲てふことの尊稱なることは定し、かゝるを岡部氏説に、大汝は大名持なり、凡て古名の弘く長く聞ゆるを譽とすめれば、天皇の宮所を遷し賜ひ、御子おはしまさぬ后、又御子たちは、御名代の氏を定め、又名背名根名妹など云、萬葉二に、大名兒などあるも、皆名高き由の美詞、人にむかひて那牟遲といふも、名持てふ言にて、美る稱なり、かくて此命は、天下を作り治め知たまへる御名の世に勝れたれば、大名持と美稱へ申せるなりとあるを、古事記傳にも、取用ひられたれども、さらに甘心がたし、そは三代實錄、また延喜式などに、大名持とあるによられつらめど、那を名の意とせむは、那勢、那邇母、那牟遲などと

いふときは、猶ゆるさるべきを、凡て古人にむかひて、那とのみ云るをば、いかにとかせむ、名とのみ、人に對ひてよぶべきことかは、又牟遲を持の意とせるもたがへるよしは、たゞしく古事記に、牟遲と濁音の字をのみ用ひたれば、かなひがたし、但し出雲國造、神賀詞、又三代實錄、又神名帳、又出雲風土記などに、持字をかけるは、いかにぞやおもはむ人も有べけれども、すべて借字には、清濁にかゝはらで、用ひたる例あること、既くいひしごとくなれば、持と書るをも、なほ古事記によりて、濁音と定むべきものなり、そのゆゑは、古事記は殊に、清濁の字を、正しくせる書なればぞかし、此は言長けれど、人の思ひまどふ事なれば、おどろかし置なり、○少彦名乃、古事記に、神産巢日神之御子、少名毘古那神と見えたり、御名、義は、古事記傳に委し、さてこの二柱、神相竝して、國作堅、坐しことは、古事記に、大穴牟遲、與少名毘古那、二柱、神相竝、作堅、此國書紀に、大己貴命、與少彦名命、戮力一心、經營天下、と見え、また集中にも、其他の古書にも、往々其趣見ゆ、(六卷に、大汝少彦名能神、社者名著始、鷄名名耳乎、名兒山跡負而七卷に、大穴道少御神、作妹勢能山見、吉十八に、於保奈牟遲須久奈比古奈野神代欲理伊比都藝家良思云々、出雲風土記に、飯石郡多福郷、所造天下大神、大穴持命、與須久奈比古命、巡行天下時、稻種墮此處、故云種續後紀十九、興福寺僧長歌に、日本乃野馬臺能國遠賀美侶、伎能宿那毘古那加葦菅遠殖生之、津津國固米造介牟與理、なども見えたり、○志都乃岩室者、本

居氏石見國邑知郡の山中に岩屋村といふ有て其山をしづの岩屋と云て甚大なる穴屋あり高さ三十五六間ばかり内甚廣し里人の云傳へに大汝少彦名の神の隠れ賜へる岩屋なりといふ祭神をしづ權現と申すなりこれ正しく其里人の語所なり此歌を以て附合するやうなる所にはあらずいと深き山奥にてよそ人のしらぬ所なり然ればしづの石室は是にてもしは生石村主石見國のつかさなどにて彼國にてよめるにやと云り(なほ彼國人に問に邑知郡出羽村の山の上に岩屋あまたある其中に小社を齋きて大己貴少彦名の二神をまつれるこれ志都の石室なりと云り)○幾代將經は幾代の久しき間を歴ぬらむかぞへ知がたしとなり○歌意かくれたるところなし

上古麻呂歌一首

上古麻呂は傳未詳ならず按に上の下村主の二字を脱せしか姓氏錄に上村主廣階連同祖陳思王植之後也續紀に慶雲元年正月癸巳正六位上上村主大石授從五位下靈龜元年四月癸酉上村主通政賜阿刀連など見えたり

今日可聞明日香河乃夕不離川津鳴瀨之清有良武

今日可聞は今日も歎といふなり下の聞は助辭なり今日もといへる毛は前日を主とたてて今日を客としたるいひざまなり前の連日のとほりに今日もまたといふなりさて此一

句は第四句の下にめぐらして意得べきを明日香といふに縁て此に今日と云たるなり(十六に今日今日跡飛鳥爾到と見えたり)○明日香拾穂本には香の下に乃字あり○夕不離は毎夕と云むがごとし十卷に暮不離蝦鳴成此下に朝不離雲居多奈引十七に安佐左良受安比底許登騰比などあり○川津鳴瀨之は蝦の鳴川瀨之といふなり蝦は虫名品物解に委云べし○歌意は飛鳥河の夕夕毎に蝦の鳴その河瀨の今日も清くて見どころ多くおもしろかるらむとゆゑありて飛鳥河をおもひやりて云るなり○舊本に或本歌發句云明日香川今毛可等奈と註せり毛等奈は俗言にめたにと云むが如し既云り

山部宿禰赤人歌六首

繩浦從背向爾所見奧島撈回舟者釣爲良下

繩浦從は上の日置少老がよめる繩浦と同處か從は常の從にて上に田兒之浦從とあるに同じ今按に岡部氏説に繩は綱の誤なるべしと云り其説に攝津國武庫郡にありと云るはこの上黒人歌に名次山角乃松原とよめる角と同所とせるにや是説に因てなほ思ふに綱ならば一卷讃岐國の歌に綱能浦之海處女等之とよめるは和名抄に同國鶴足郡津野都乃とある彼處の浦をよめるにて同所なるべきにやと思はるゝなり其故はまづこの初四首は赤人宿禰讚岐の方へ下る時の歌と見えて次の武庫浦乎云々の歌を考るに粟島は仙覺

抄に、讚岐國屋島北去百步計有島名曰阿波島と見えて、さてその粟島邊にて、よみたりと思はるゝを、其由はなほ次にいふ。此歌に並載たればなり、さてかく考へおきて猶思へば、此上の少老が歌に繩の浦とあるも、もしは綱乃浦にはあらざるか。○脊向爾所見は、うしろむきに見ゆるといふ意なり、今案に、脊向は、背交、向は身交の謂なるべし、七卷に、辟竹之背向爾宿之久、十四に、夜麻須氣乃會我比爾宿之久などあり、○奥島は、いづれにまれ、海の沖の方にある島をいへり、○釣爲良下は、ツリシモと訓べし、釣爲をツリセスと訓ときは、釣爲給ふ、といふ意になること、上にたびく云たる如し、此は釣し給ふと尊みいふべき所ならねば、ツリセスと訓はわろし、之の助辭を訓付ること例多し、上にミヤコシオモホユといふに、京師所念とかけると同じ例なり、下の毛は歎息辭なり、○歌意は、見たるさまを云たるのみにて、かくれたるところなし、

武庫浦乎撈轉小舟粟島矣背向爾見乍乏小舟

粟島は、仙覺註に見えて、上に引る如し、古事記に、次生淡島是亦不入子之例、四卷に、粟島乎背爾見管七卷に、粟島爾許積將渡等九卷に、粟小島者雖見可足可聞、十二に、浪間從雲位爾見粟島之十五に、安波之麻乎與會爾也故非無などあり、○背向爾見乍、向字、舊本に無は落たるなり、は、うしろむきに見乍、漕行よしなり、○乏小舟は、うらやましき小舟といふなり、乏は、朝毛

吉木人乏毛、といへる之に同じく、うらやましき意なり、○歌意は、讚岐のかたへ下るほど、歴來し方の舟を、粟島の邊より見やりてよめるにて、この粟島をよそに見棄て、武庫浦を撈めぐりつゝ、倭の方へのぼりゆくは、うらやましき小舟ぞと云るなり、次の阿倍乃島の歌にて、も、倭をこひしたへる意の切なるを思ふべし、ざるを略解に、乏きは賞る詞にて、このともしきは、粟島を舟より見る人の心なり、舟を云には、あらず、粟島をともしく思ふなり、こぎたむ小舟は、此作者の乗る舟にて、結句の小舟も同じ、粟島をともしく見る小舟と云意なり、と云るは、いみじき非説なり、

阿倍乃島宇乃住石爾依浪間無比來日本師所念

阿倍乃島は、未詳ならず、十二に、玉勝間安倍島山とあるは、同處にや、八雲御抄に、攝津國のよし註したまへり、猶考ふべし、今按に、この倍は波字の誤にて、是も粟島なるべきにや、粟の小島ともよみたれば、粟島を粟之島と、之の言をおきても云しなるべし、又六卷に、春三月幸于難波宮之時歌に、如眉雲居爾所見阿波乃山とあるも、山は嶋字の鳥旁の脱たるにて、粟の嶋なるべきにや、猶考べし、○宇乃住石爾乃字、類聚抄には、能と作り、は、鶴之住磯になり、鶴は品物解に云、○依浪は、ヨスルナミと訓べし、(集中の例なり、ヨルナミとよめるはわろし)これまでは、間無といはむとての序なり、○日本師所念は、日本は、大和國なり、師は、その一すぢ

をおもく思はする處におく助辭なり、○歌意は、他事なく、吾家の方なる大和國のみ、一すぢに間も時もなく戀しく思はるゝとなり

鹽干去者玉藻荊藏家妹之濱裏乞者何矣示

玉藻荊藏はタマモカリコメと訓べきにや、かりつめとよめるはいかゞ、伊勢物語に、くらにこめてしをりたまひければ、とあるは、事の様異りたれど、こめと云る言はひとつなり、玉藻を籠に荊こめよ、と從者などに令せて云るなるべし、○家妹之は、イヘノモガと訓例は、廿卷に、以幣乃母加積世之己呂母爾とあり、○濱裏乞者は、濱の裏物を得させよ、と乞たらばといふなり、濱裏は既く云る如し、(三上)○歌意は、海の鹽干になりなば、やがて其干潟に出て、玉藻を籠に刈て入よ從者等よ、その玉藻を家づとにせむと思ふぞ、もし玉藻をとりて歸らずば、家妻が濱の裏物を得させよ、と乞たらむに、何物を裏物にして、與へ見せしめむぞとなり、

秋風乃寒朝開乎佐農能崗將超公爾衣借益矣

寒朝開乎は、寒き朝明なるものを、といふほどの意なり、(朝開にといふとは異なり)○佐農能崗(岡)字類聚抄には、畚、拾穗本には岡と作り、は、紀伊國牟漏郡なり、上に狹野乃渡と見えて、其處に悉云り、○衣借益乎は、衣借ましものをの意なり、女の衣を男にかすことは、古めづらしからぬことなるを、また事とありて、男どもも假借せしことありしなり、○歌意は、然らでだ

に、旅路のくるしかるらむに、まして秋風の寒き此朝明なるものを、衣さへ薄くて、狹野の崗を起行らむ君が、いかばかり寒さに堪がたく、わびしかるらむと思ひやられるれば、いかでわが衣をだに遣て、かさましものとは思へど、其さへ道の間遠くて、心に協はねば、せむ方なくて、あはれにのみ思ひやらるゝとなり、こは紀伊國へ往たる人を、想ひやりてよめるなり、新古今集に、陸奥にくだり侍ける人に、裝束贈るとてよみ侍りける、紀貫之、玉梓の道の山風寒からばかたみがてらに著なむとぞ思

美沙居石轉爾生名乘藻乃名者告志豆余親者知友

美沙居は、鴨嶋集なり、鴨嶋は鳥名なり、品物解に委云、○石轉爾生は、磯のめぐりに生るといふなり、石轉は磯廻と書るに同じ、十二にも、湖轉とあり、轉は回轉とつらぬる字なるによりて、轉は回と書るに同じきを、知べし、(回)はもとほりの約れる言なるよし、既く委云るがごとし、荒木田氏が、回(回)は備に通ふ言なり、と云るはいみじくたがへり、○名乘藻乃、といふまでは、序なり、名乘藻は品物解に云、○名者告志豆余(豆字、舊本五に誤)は、名をば告賜ひてよといふ意なり、(告)志は、告の伸りたるにて、告賜といふ意なり、○歌意は、名を告知せて、今は吾に心をゆるし賜ひてよ、たとひ父母は知てとがむとも、あしくははからはじ、と女をそゝのかしたてたるなり、此歌は、竊に遇る女に、己妻と爲まほしく思ひて、名を告れと云るなり、古は人の

妻になることを許すには、必其名を告知すならひなること、既に云るがごとし、  
〔或本歌曰。美沙居荒磯爾生名乘藻乃吉名者告世父母者知友。〕  
吉名者告世、吉字、舊本告に誤、今改む、吉は縦なり、縦やたとひ、父母は知とも、名はのり賜へよ  
と云るなり、十二に、三佐吳集荒磯爾生流勿謂藻乃吉名者不告、不は令の誤なり、父母者知鞞  
とあるは、全今と同歌なり、

笠朝臣金村鹽津山作歌二首。

笠朝臣金村は、傳未詳ならず、○鹽津山は、和名抄に、近江國淺井郡鹽津之保津、神名帳に、同郡  
鹽津神社とあり、

大夫之弓上振起射都流矢乎後將見人者語繼金。

大字類聚抄には、丈と作り、○弓上振起は、十三に、梓弓弓腹振起十九に、梓弓須惠布理於許之  
（この假字書に依て、起はいづれも、オコシとよむべきことなり、神代紀に、振起弓驢古事記に  
は、弓腹振立立は、もし起の誤にはあらざるか）とあり、○射都流矢乎は、射つる矢なる物をの  
意なり、此詞の下に、意を含め餘したるなり、○語繼金は、語繼之根の謂にて、落るところは、語  
り繼が爲にといふ意となれり、そも、我禰は、いづれも左に引る十卷の歌に、之根と書た  
る字義にて、云々せむ、其が根本と謂より起れる言にて、其が爲にといふ意に落ることなれ

ば、中昔の言に、きさきがね、坊がね、むこがね、博士がね、など云るがねも同じく、后がねは、后に  
なるべき、其が根ざしふるまひのこゝろにて、其餘なるも准べし、さて之根とよめる歌は、四  
卷に、佐保河乃涯之官能小歷木莫刈鳥在乍毛張之來者立隱金五卷に、余呂豆余爾伊比都具  
可禰等十卷に、朝露爾染始秋山爾鐘禮莫零在渡金又梅花吾者不令落青丹吉平城在人來  
管見之根又橘之林乎殖霍公鳥常爾冬及住度金又足曳之山田佃子不秀友繩谷延與守登知  
金又秋都葉爾爾寶徹流衣吾者不服於君奉者夜毛着金又雪寒三咲者不開梅花縱此來者然  
而毛有金十二に、里人毛謂告我禰縱咲也思戀而毛將死誰名將有哉十七に、伊末太見奴比等  
爾母都氣牟於登能未毛名能未母伎吉底登母之夫流我禰十八に、白玉乎都々美氏夜良波安  
夜女具佐波奈多知婆奈爾安倍母奴久我禰十九に、大丈夫者名乎之立倍之後代爾聞繼人毛可  
多里都具我禰又霍公鳥雖聞不足網取爾獲而奈都氣那可禮受啼金仁德天皇紀歌に、比佐箇  
多能阿梅箇儼麼多迷迺利俄於瑠箇儼麼多波抑步差和氣能滿於須讐俄泥顯宗天皇紀に、美  
飲喫哉此云于魔羅爾烏野羅甫屢柯俊也也字無本もありと云り、ありてもたゞ添て書るの  
みなり、などある皆同じ、さて又我禰と云るは、我禰と言の似たるのみにこそわれ、よく味見  
れば、用へる様きはやかに異なることなり、その異なるゆゑは、我禰は之似、我禰は之根にて  
その詞のよりくるところも、とより別なればなり、しかるを、本居氏の、我禰は豫の意、我禰は

豫にの意なるを、禰爾をつめて、我爾といひたるなりと説て、其趣詞の玉緒にも、著はせるによりて、世の古學者、その説に委て、強て心を費さむものともせざめれど、其はよく古言に用へる様を考へざりしが故なり、其故は、古今集の頃より、我爾と我禰とを一つにまぎらばし、我禰の辭は失て、必我禰と云べきところをも、我爾とのみ云るは、いみじきひがことなりしかるに、古今集よりこのかたの歌に、古をわやまりまぎらはして云る趣を、軌則として解たるがゆゑに、今、京よりの歌をことはるには、さてきこゆることなるを、寧樂朝よりあなたのに、引あて、考るには、むげにあたらぬことのみなること、右に擧る例どもを、こまかに考へわたして、さるとるべし、なほ云ば、我禰てふ言は、古歌にあまたよみたれども、我禰と云るは、一もなくして、みな我禰とのみいへり、もし我爾は、我禰の切ならむには、我禰と云るところもあるべきことなるをや、さて十四に、於毛思路伎野乎婆奈夜吉曾布流久左爾仁比久佐麻自利於非波於布流我爾とあるのみは、生ば生るが爲にの意ときこえたれば、必我禰とあるべきことなるに、我爾としもいへるは、東歌なるがゆゑなり、なべての雅言の證とすべきにあらず、かくて我爾は、之の似の謂なること、四卷に、吾屋戸之暮陰草乃白露之消蟹本名所念鳴とある歌につきて、委註べし、なほ我爾と我禰との差のことは、余が雅言成法の末に付て、委しく辨へたるを、披考て知べし、○歌意は、この後に見む人の、末世に語りつがむが爲

にとて、弓末を振おこし、心をこめて射立つる矢なる物を、この鹽津山を越て、往來人々の見て、吾弓勢のほどを感ぜずは、あらじとなり、四五一二三と句を次第て聞べし、此は鹽津山を超過るほど、其山の樹などに矢を射立て置て、自が弓勢のほどを、末世に示たるなるべし、古剛力き男は、道路の大木などに、矢を射入て、弓勢を末代の者に示しけるなるべし、中昔に、崇徳天皇、白川殿を落させ賜ふときに、八郎爲朝、上矢の鏑一筋をとりて、末代の者に、弓勢のほどを示さむとて、寶莊嚴院の門の柱に射留置し事あり、此類なり、又建久四年、曾我兄弟、親の敵を討む爲に、富士の狩倉へ行とて、箱根路の湯本の矢立の杉に、矢を射立置し事もあり、近く寶曆九年の比、日向國の柚にて、伐出せる杉の大木を、船につみ運びて、備前國岡山府にて、船材に割けるに、鏑三枚木中より出けりと、備前國人土肥經平、春湊浪話に記せり、これも昔健士の射入たるなるべし、

鹽津山打越去者我乘有馬曾爪突家戀良霜

馬曾爪突は、十三に、馬自物立而爪衝、宇鏡に越、豆萬豆久など見えたり、○歌意、契冲云、旅行人を、家にてこふる妻のあれば、乘馬のつまづきなづむと云り、しかれば、家人のわれをこふるしも、といふ心なりと云り、七卷に、妹門入出見河之瀬速見吾馬爪衝家思良下、白栲爾丹保布信土之山川爾吾馬難家戀良下、俊頼集に、くらぬらむ袖ぞゆかしき吾駒の爪突度に身をし

碎けば、なども見えたり、

角鹿津乘船時笠朝臣金村作謠一首并短歌。

角鹿津は、和名抄に、越前國敦賀郡(都留我)とあり(都留我といふは、後に音の訛りたるなり)古は都奴我と唱しなり、垂仁天皇紀に、一云、御間城、天皇世、額有角人、乘一船泊于越前、筒飯浦、故號其處曰角鹿也、とあり、古事記に、建内宿禰命、率其太子(應神)云々、於高志前之角鹿造假宮而坐、故其旦幸行于濱之時、毀鼻入鹿魚、既依一浦、其入鹿魚之鼻血、晷、故號其浦謂血浦、今謂都奴賀也、とあるは、異なる傳なり、此二の傳の中、應神天皇の大御歌に、既く都奴賀とのたまへれば、書紀の方や正しからむ、と古事記傳に云り、

越海之角鹿乃濱從、大舟爾眞梶貫下、勇魚取海路爾出而、阿倍寸管我撈行者、大夫乃手結我浦爾、海未通女鹽燒炎草枕、客之有者獨爲而見、知師無美、綿津見乃手二卷四而有、珠手次懸而之努櫃、日本島根乎。

眞梶貫下(梶字拾穗本には燒と作り、燒小楫とあり)は、左右の楫を懸て、海に下すをいふ、○勇魚取は、海の枕詞なり、既く出づ、○阿倍寸管は、喘乍なり、契沖が舟子どもの息もつぎあへず、あへぎてこぐをいへり、と云るが如し、此下には、安倍而撈出牟とあり、今案に、阿倍寸は、叫呻などいふに通言なるべし、しかれば字のまゝに、倍を濁りて唱べし、九卷に、敢而撈動とある

は、清音の敢を濁音に借たるか、○大夫乃は、枕詞なり、丈夫の手に著る手纏といふ意に、手結てふ地に云係たるなり、手結は、仁德天皇紀に、田道が蝦夷と戦て死し時、有從者、取得田道之手纏與其妻、乃抱手纏而終、と見え、三代實錄に、貞觀十二年正月十三日、勅、充壹岐島冑并手纏各二百具、和名抄には、射藝具に、鞆、和名多末岐、一云、小手也、とあり、この鞆を、手結ともいひしならむと覺ゆ、又西宮抄五月六日條にも、諸家出馬乘人、著鞆、錦袴、冑手纏、足纏、など見えて、射藝具とおぼゆれば、今の小手のごときものとぞおもはる、さて又古事記に、於投棄、左御手之手纏、所成神云々、とあると、此集十五に、和多都美能多麻伎能多麻乎云々とあるとは、名は同じくて、異物ならむとぞ思ふ、なほ下に云べし、○手結我浦(手字活字本に末と作るは誤)は、神名帳に、越前國敦賀郡田結神社とあり、その浦なり、○鹽燒炎、此上には、鹽燒火氣と書り、炎は火氣とかけるに同じ、説文に、炎、火光上也、と見ゆ、○獨爲而は、ヒトリシテと訓べし、(本居氏契沖が、此をひとりゐてとよむべし)と云るは、中々に古言をしらざるなり、といへり、十二に、二爲而結之紐乎、一爲而吾者解不見直相及者、十四に、兒良波安波奈毛、此等理能未思、氏、廿卷に、可胡自母乃多太比等里之氏、古今集に、獨して物を思へば云々、此餘もあり、今世にも、常如此云なり、必キテと訓まじきを知べし、○見知師無美は、見るかひなさに、といはむが如し、七卷に、獨居而見、驗無暮月夜鳴とあり、○綿津見乃は、海神之なり、○手二卷四而有は、手に纏

賜ひてあるといふなり、卷四は、卷の伸りたるにて、纏賜ひといふ意なり、○珠手次、これまで三句は、懸といはむ料の序なり、さて手次は、懸といふこそ、定まりたる詞なるを、卷四と云るによりて、今よく詞表を味見るに、上よりのつゞきは、手次へまでは、關らず、珠といふにのみ係りて、海神の手に纏賜ひたる玉とつゞきたる詞なり、珠手次は、既くも云し如く、珠は借字にて、實は把手次てふことなれど、珠といふ詞の同じきから、たゞ珠にのみ云かけしのみ、これ古意なり、玉を手を手に巻くことは、古の飾装のさだまりにて、其を手玉とも云り、天照大御神於左右、御手、各纏持八尺勾瓊之五百津之美須麻流之珠、といふこと、古事記、書紀に見え、神代紀に、手玉玲瓏織紙之少女、仁德天皇紀に、皇女所費之足玉手玉、集中には、此下に、泊瀬越女我手二纏在玉、十卷に、足玉母手珠、毛由良爾、十三に、海部處女等手二卷流玉、毛湯良羅爾など見えたり、さて玉を手を手に巻くことは、孰しの人も爲しことなるを、こゝにとりわきて、海神の手に巻せると云るは、海宮には、殊に妙珠も多くありて、海神の殊に賞弄し賜ふことなれば、七卷に、海神手纏持在玉故、又海神持在白玉、十五に、和多都美能多麻伎能多麻十九に、和多都民能可味能美許等乃美久之宜爾、多波比於伎氏伊都久等布多麻なども作こと、こゝは、海路にてよめる歌なれば、かたゞ縁あることになむ、○懸而之努櫃は、心に懸て慕ひつといふなり、懸とは、言にいひ出すをも、心に思ふをもいふ中に、こゝは心に思ふよしなり、○日本島

根乎は、大和國をなり、既く云り、○歌意かくれたるところなし、田結浦の佳景の、殊におもしろく、めづらしきにつきて、郷思の情、いよゝまさりたるよしをいへるなり、

反歌。

越海乃手結之浦矣。客爲而見者乏見日本思櫃。

見者乏見、舊本之に誤、今は拾穂本に従、は、見れば乏きが故にの意なり、この乏きは、めづらしくおもしろき意なり、○日本思櫃は、大和國を慕ひつといふなり、思、字、之、努布と訓る例、既く云り、○歌意かくれなし、

石上大夫歌一首。

石上大夫は、乙麻呂なるべし、乙麻呂の傳は、上に云り、舊本左註に、右今案、石上朝臣乙麻呂、任越前國守、蓋此大夫歟、と有、但し越前守に任られし事、續紀に見えず、疑ふべし、略解に、續紀に、天平十一年三月、石上朝臣乙麻呂、罪有て土佐國へ配流、と見ゆ、此時の歌なるべしと云れど、然にはあらず、和歌の趣にて、任國の時なること、しられたり、荒木田氏は、續紀に、天平十六年九月、石上朝臣乙麻呂、爲西海道使、と見えたる、此時の歌なるべしと云り、(猶考べし)

大船二眞梶繁貫大王之御命恐儀廻爲鴨。

大船二、二字、類聚抄には、爾と作り、十五に、於保夫禰爾麻可治之自奴伎とあり、○眞梶繁貫、梶



字拾穗抄には、槌と作り、左右の楫を、數々繁く貫くといふなり。○磯廻爲鳴は、磯めぐりをす  
 る哉と云なり。磯廻は、磯を廻りて漕行をいふ。凡て磯回、島回、浦回など云回は、毛登保理の切  
 たる言なる由は、既に云り、さて常に、磯回、島回、浦回など云は、磯のめぐり、島のめぐり、浦のめ  
 ぐりてふ意なるが、こゝは、自、磯めぐりをするてふ意にて、言は同じけれど、自他の差別はあ  
 るなり。六、卷に、玉藻、荊、辛、荷、乃、島、爾、嶋、回、爲、流、水、鳥、二、四、毛、有、哉、家、不、念、有、六、七、卷に、嶋、回、爲、等、磯  
 爾、見、之、花、風、吹、而、波、者、雖、緣、不、取、不、止、又、鹽、干、者、共、漁、爾、出、鳴、鶴、之、音、遠、放、島、回、爲、等、霜、十、九、に、藤  
 奈、美、乎、借、廬、爾、造、灣、回、爲、流、人、等、波、不、知、爾、海、部、等、可、見、良、牟、な、ど、あ、る、皆、同、じ、意、な、り、但、し、こ、れ  
 らの、磯、回、嶋、回、灣、回、を、ア、サ、リ、と、よ、め、る、そ、れ、も、ひ、が、こ、と、に、は、あ、ら、じ、か、(五、卷に、阿、佐、里、須、流、阿  
 麻、能、古、等、母、等、比、得、波、伊、倍、騰、七、卷に、朝、入、爲、等、磯、爾、吾、見、之、莫、告、藻、乎、誰、嶋、之、泉、郎、可、將、刈、又、朝  
 入、爲、流、海、未、通、女、等、之、又、求、食、爲、跡、磯、二、住、鶴、又、黑、牛、乃、海、紅、丹、穗、經、百、磯、城、乃、大、宮、人、四、朝、入、爲  
 良、霜、又、朝、入、爲、海、人、鳥、屋、見、濫、九、卷に、朝、入、爲、流、人、跡、乎、見、座、な、ど、あ、る、に、近、く、聞、え、た、れ、ば、な、り、  
 されど此は、船に乗て漕行を、漁といはむはいかなれば、なほ伊蘇未なるべし、又十九に、藤  
 奈美乎云々といへるも、浦めぐりをして、遊びあるくを、それとは知ずして、外目には、漁する  
 海人と見むか、と心づかひしたる意なれば、灣回はアサリならず、宇羅未なることしるし、さ  
 ればもとより、伊蘇未、宇羅未などいふと、阿佐里とは異なれど、磯廻浦廻して漁するをば、い

づれに云ても通ゆれば、島回などもいひ、阿佐里ともいひて、難なし、磯廻浦廻して漕行をば、  
 阿佐里とはいふまじきなり。○歌意は、海路遙に別れて、旅に行はいとくるしけれど、王命の  
 ゆゝしくかしこさに、船に乗て、磯めぐりをしつゝ、漕行哉となり、

和歌一首

物部乃臣之壯士者大王任乃隨意聞跡云物曾

物部乃は、モノ、フ、ノ、なり、武勇士をいふ稱なること、既に云り、○臣之壯士者は、オ、ミ、ノ、ヲ、ト  
 コ、ハ、と訓べし、臣とは、朝廷に仕奉る人をいふ稱にて、臣之少女なども云り、壯士は、本居氏、袁  
 登古は、古は、袁登賣と對ふ名にて、古事記に、訓壯夫、云袁登古と見え、書紀には、少男、此云鳥等  
 孤、などあり、集中にも、壯士などと書て、若く壯なる男を云り、老たる若きを云はず、男をすべ  
 て袁登古と云は、後のことなりと云り、中山、嚴水は、此壯士は、タケヲと訓べし、此は石上、大夫  
 をさしていへれば、上の物部も、物部氏にて、さてその物部氏は、武士をつかさどる職なれば、  
 ものゝふとは云り、さればこの壯士を、タケヲとよむべきことしるしと云り、しかれども、タ  
 ケヲと云ひこと穩ならず、乎登古といふ名に、壯健意はあるなれば、なほヲトコなり、壯士、壯  
 子など書てヲトコと訓べき例、集中に多し、ヲトコを、壯士、壯子など書る例、四、卷に、難波壯士  
 乃、七、卷に、月讀壯士、九、卷に、未通女壯士、之、又、智奴壯士、宇奈比壯士、乃、又、血沼壯士、云々、菟原壯

士云々壯士墓又陳努壯士十卷に、月人壯十六に、左佐良椶壯士又月讀壯士十卷に、月人壯子また六卷に、八十友能壯者十卷に、月人壯又七卷に、壯子などもあり、○任乃隨意任字古本には言と作り、そは其上に、御字のありしが脱たるにて、ミコトノマニマならむかは、十三に、天皇之遣之萬々十七に、大王能麻氣乃麻爾末爾とあり、本居氏麻氣は、京より他國の官に令罷意にて、即まからせを約めて、麻氣とは云なり、史記南越傳に、天子罷參とあり、此訓にて、マケはマカラセなることをささると云り、麻爾末爾は、後世まといふことを、古は麻爾と云り、四卷に、大皇之行幸乃隨意六卷に、大皇之行幸之隨續紀廿五詔に、己可欲末仁字鏡に、態意心志也、保志支麻爾などある類なり、そを疊て、麻爾麻爾とも、麻爾麻とも、古語に多く云り、○聞跡云物會は、聽入從ふものぞとなり、聞とは、すべてしたしく身に受入るを云言なり、下よりして上に奏す事を受入らば、なひ給ふを、伎許須といふは、聞賜ふといふことなり、伎許須は、伎久の伸りたるにて、聞賜ふといふ意になること、既く云たるが如し、上よりして下に宣事を受入從ふをば、聞と云り、跡云は、軽く添たる辭のみなり、○歌意は朝廷に仕奉る壯士は何事にまれ、命のまゝに聽入從ふものぞ、されば任たまふ事を大切に、かくからき海路をわたるとも、心に怠無、よく忠勤を勵まし給へとなり、此は官船に従へる人の、和へたるなるべし、

〔右作者未審、但笠朝臣金村之歌中出也〕

集、字舊本に无は脱たるなり、○拾穂本には、作者未詳、一云笠朝臣金村之作也、とあるは、おぼつかなし、

安倍廣庭卿歌一首

雨不零殿雲流夜之潤濕跡戀乍居寸君待香光

雨不零は、略解に、雨不、二字は、霖の誤にて、こさめふりならむ、卷十六に、青雲のたな引日すら霖會保零とあり、と云り、さも有べし、和名抄に、兼名苑云、細雨、一名霖霖、小雨也、和名古左女とあり、○殿雲流夜之は、殿は、多那に通ひて、多那曇るといふに同じく、雨雲の棚引合て、曇る夜の由なり、(棚引をも、登能引とも云り)十三に、登能陰雨者落來奴、又棚雲利雪者零來奴、十七に、等乃具母利安米能布流日乎、十八に、等能具毛利安比豆安米母多麻波禰など見ゆ、之は乎字の誤寫なるべし、之乎相誤れる例多し、と中山、嚴水云り、夜乎は、夜なるものを、といふほどの意なり、上の寒朝開乎とある乎に同じ、○潤濕跡は、雨に潤濕たらば、心のまゝに、相見ることもかたからむとて、といふ意なり、跡は、とての意なり、○戀乍居寸は、君を戀しく思ひつゝ、家に居けりといふなり、○君待香光は、もしは君が來ましもせむか、と待がてらといふなり、香光は、兼てする意、今の世にも、がてらといへり、(俗に、かたゝといふに似たり)一卷下、山邊乃

御井乎見我互利の歌の下に委云り○歌意は雨の甚く零出なば潤濕て心のまゝに相見る事もかたからむとて出て行もせずしてもしは君が來ましもせむかと待がてら戀しく思ひつゝ夜を徒に明して家に居けりかくくもりあひて細雨のみそぼ零し夜なりしをかくあらむと知ませば出て心のまゝに逢べかりしものをさてもくやしき事といへるなるべし。

出雲守門部王 思京歌一首。

門部王は上に出て傳其處に云り○一首の下に古寫一本に後賜姓大原真人氏也の九字あり。

飯海乃河原之乳鳥汝鳴者吾佐保河乃所念國。

飯字海乃飯字拾穗本には飯と作り飯與飯同と字書に見ゆ飯字和名抄に出雲國意字於字郡府とあり字字舊本に無は落たること決し四卷此王歌に飯字能海之鹽干乃滷之云々とあるによりて補べし又廿卷讚岐守安宿王等集於出雲掾安宿奈杼磨之家宴歌に於保吉美乃美許等加之古美於保乃字良乎曾我比爾美都都美也古敵能保流とある於保は於字を寫し誤れるにて同處なるべし名の由は出雲風土記に所以號意字者國引坐八束臣津野命詔八雲立出雲國者狹布之稚國在哉初國小所作故將作縫詔而云々今者國引詔而意字

社爾御杖衝立而意惠登詔故云意字とあり意惠は事を勞きて苦きを休息ふ時の聲なりさて惠は字延のつゝまりたる音にて上に字を帶る故におのづから後意字とはなれるなるべしと本居氏云り○河原之乳鳥は河原に住千鳥をいふ千鳥は多く河邊によみ合たり十九に夜具多知爾寢覺而居者河瀬尋情毛之奴爾鳴知等理賀毛ともよめりさて河原とは契沖も云し如く意字海に流れ入川をいふなるべし○吾佐保河乃は吾本郷の佐保河之といふなり吾といへるは本郷なれば親みてなり○所念國はおもはるゝことなるものをといふ意なり○歌意は意字の河原にすむ千鳥よ汝が鳴ばさらぬだに戀しき本郷の佐保河のいよゝこひしくおもはれて堪がたきものを心してさのみ鳴ことなけれといふ意を含めたるなり。

山部宿禰赤人登春日野作歌一首并短歌。

登春日野は山上にある野なれば登といへり荒木田氏が野字を山に改めしは中々に誤なるべし高圓の岑上の宮とも野上の宮とも云る例にてすべて山上に野あることを知べし廿卷題詞に各提壺酒登高圓野聊述所心作歌とも見ゆ○略解に是は相聞歌なればかく端詞あらむとおぼえず後人の書るならむと云るは甚あさはかなりすべて古は相聞にも何にも後世の如く地名にても何にてもわざと設て作ことはなく目のあたり其地其物に

ふれて作けるなれば、これも春日野に登て、戀情を催して、やがて其野のさまもて、思を發た  
 るにこそあれ、なほ下にもいふ、  
 春日乎春日山乃高座之御笠乃山爾朝不離雲居多奈引容鳥能間無數  
 鳴雲居奈須心射左欲比其鳥乃片戀耳爾晝者毛日之盡夜者毛夜之盡  
 立而居而念曾吾爲流不相兒故荷

春日乎は、枕詞なり、春日之霞といふ意に、云係たるなり、武烈天皇紀、歌に、播磨比能箇須我鳴  
 須擬、繼體天皇紀、歌に、播磨比能賀須我能俱備々、などあり、こゝは春日之といふべきを、之を  
 乎に通云り、凡て之といふべきを乎と云る例、四卷に、味酒呼味酒之なり、三輪之祝我十三に、  
 御佩乎御佩之なり、劍池之、十一に、處女等乎處女等之なり、袖振山十四に、可麻久良夜麻爾許  
 太流木乎木垂木之なり、麻都等奈我伊波婆十五に、伊能知乎命之なり、麻多久之安良婆十八  
 に、夜岐多知乎燒太刀之なり、刀奈美能勢伎爾、などある類なり、これらみな、之と乎と通はし  
 云り、さるゆゑをも、らで、世の人皆かにかくにまどふゆり、○春日山は、和名抄に、大和國添  
 上郡春日(加須加)とありて、名高き山なり、名の由縁は、姓氏錄、左京皇別、大春日朝臣、條云、仲臣  
 令家重千金、委糟爲堵于時、大鷦鷯天皇、謚仁德、臨幸其家、詔號糟垣臣、後改爲春日臣、とあり、こ  
 の氏人の住めりしより、地名ともなれるにやあらむ、○高座之は、枕詞なり、契沖、天子の高御

座の上に、蓋をかけらるゝゆゑに、御笠の山といはむとて、高座のとはいへるなり、と云り、本  
 居氏高御座は天の御座と云むが如し、高とは天をいふ、たゞ高きよしには非ず、天皇の御座  
 は、即高天原にして、天照大御神のまします御座を、受傳へますよしをもて、高御座とは申す  
 なり、と云るが如し、その高御座は、内匠寮式に、凡毎年、元正前一日、官人、率木工長、雜工等、裝  
 飾大極殿高御座(蓋作八角角別上立小鳳像、下懸以玉幡、每面懸鏡三面、當頂著大鏡一面、蓋上  
 立大鳳像、總鳳像九隻、鏡二十五面云々)と見えたる如し、○御笠乃山は、既く二卷に出たり、春  
 日山の中に、社あるかたに、すこしひき、山をいふといへり、○朝不離は、朝毎にといはむが  
 ごとし、夕不離といへる類なり、○容鳥は、鳥名なり、此鳥のこと、未詳に考、知ず、猶品物解にい  
 ふ、○間無數鳴は、無間屢鳴なり、十九に、鰥波之婆奈吉爾之乎、屢鳴にしをなり、廿卷に、可治都  
 久米於等之婆多知奴(概著籠音屢立ぬなり)、この之婆て、ふ言を疊ねて、之婆之婆とも云り、石  
 塚氏が、之婆之婆といふを略きて、之婆とばかりいふと云りしは、本末を取たがへたる、  
 言ざまなり、然るを之婆之婆とは、常にもいふを、之婆とばかりいふことは、今世には耳遠く  
 なれるが如し、さて初句より此までは、雲居奈須云々、其鳥乃云々を、いひ興さむ料の序なり、  
 ○雲居奈須は、如雲の意なり、居の言に別に意なし、○心射左欲比は、既く出づ、○片戀耳爾は、  
 倚偏に獨戀るばかりにといふ意なり、集中に多し、獨戀ともかけり、○晝者毛云々の四句は、

既く二卷に出づ、○立而居而、これも集中に多き詞なり、立ても居てもものこゝろなり、十一に、立念居毛會念とある意なり、舒明天皇紀に、立思矣、居思矣、未得其理と見えたり、○不相兒故荷は、相ぬ兒なるものをの意なり、(本居氏云、俗言に、あはぬ兒ぢやにといふに同じ)○歌意かくれたるところなし、契冲云、この歌はおもひかけたる人ありて、よまれたりと思ゆる歌なれば、第四の相聞の部に入ぬべきを、春日野にして野望の次、物に感じてよまれければ、こゝには載たるなるべし、

反詞。

高按之三笠乃山爾鳴鳥之止者繼流戀哭爲鳴。

高按之は、枕詞なり、長歌に云る如し、按、字、ク。ラ。と訓ことも既く云り、(拾穂本には鞍と作り)○鳴鳥は、長歌の容鳥なり、○止者繼流は、契冲云、鳴やむかときけば、又鳴つぐによせて、戀する人も、人のさくをはかりて、しばしなきやめども、堪ずしてなかるゝを、かの鳥にたとふるなり、第十一に、君がきる三笠の山に居雲の立ば繼るゝ戀もするかも、同じやうの作なり、○戀哭爲鳴は、戀をもする事哉、といふ意なり、哭字は、拾穂本には喪とかけり、然れども、モといふ辭に、哭字をかけること、集中に例多し、(哭字を、モとよめるは、喪には哭するゆゑにや、と契冲はいへり)余考あり、後に云ふべし、○歌意かくれたるところなし、

石上乙麻呂朝臣歌一首。

乙麻呂朝臣の傳は、上に委云り、類聚抄に、右大臣從一位九子也とあり、雨零者將蓋跡念有笠乃山人爾莫令蓋露者漬跡裳。

將蓋跡有念は、キナムトモヘルと訓べし、雨零ば、其時に蓋なむと、豫ておもへるよしなり、○笠乃山は、契冲が云る如く、三笠山なるべし、○人爾莫令蓋は、ヒトニナキシメと訓べし、後世の心ならば、莫蓋しめ會といふべきを、會をいはざるは、古歌に多し、上に云り、○歌意は、雨零ば、其時に自己が蓋なむと、豫ておもへる笠の山ぞ、たとひ雨にぬれひづとも、他人に令蓋る事なかれと云るなり、宮地、春樹、翁云、此歌は、譬喩にもあらず、唯三笠山の面白き景色なるを愛て、此山は、吾ひとり物と見ひと、興じてよまれしなるべし、

湯原王芳野作歌一首。

湯原王は、志貴親王の御子にて、春日王の弟などにや、後紀に、延暦廿四年十一月丁丑、壹志濃王薨、田原天皇之孫湯原親王之第二子と見ゆ、

吉野爾有夏實之河乃川余杼爾鳴會鳴成山影爾之氏。

吉野爾有は、吉野に在なり、春日爾在御笠山など云類なり、○夏實乃河は、九卷に、落多藝津夏身之河門雖見不飽香聞又大瀧乎過而夏箕爾傍居而淨河瀬見河明沙などよめり、吉野にて

名高き河なり、○山影爾之氏は、唯山影にの意にて、之氏は、軽く添たる辭なり、○歌意かくれたるところなし、

湯原王宴席歌二首。

秋津羽之袖振妹乎珠速奥爾念乎見賜吾君。

秋津羽は、契沖秋津は、蜻蛉なり、其羽のうつくしきに、妹が袖をよせていふとなり、仁徳天皇紀に、磐之媛、御歌に、夏蟲の火むしの衣、とよませたまふ類なり、と云り、十三に、蛾葉之衣浴不服爾とあるも、蜻葉之衣谷不服爾の誤なるべくおほゆ、なほ彼處に云べし、○玉速、匣を運と作る例、外にもあり、は、枕詞にて、櫛笥の底の方を奥と云ば、奥といはむ料なり、○奥爾念乎は、奥設て、深く思ふ妹なるをのよしなり、○見賜吾君は、ミタマヘワギミと訓、吾君余といふ意なり、吾君は、こゝにては客人をさせり、今昔物語に、和君行て、利口にいひきかせよ、又和君門を開きて、いひこしらへよなどあり、○歌意は、奥設て、深く思ふ女なれば、常は奥深く秘置て、たやすく人に見せしめずてあるを、今日のあるじ設に出して、蜻蛉羽の袖を振て舞しむるを、おもしろく見たまへ吾君よ、といふ意なり、三四一二五、と句を次第て意得べし、契沖云、宴席の歌なれば、客をもてなさむがために、秘藏の妓女あるひは妾などを出して、まはしめて、君がため何をがな、御なぐさみにと、此妹が袖をふらしむれば、よく御覽せよとなり、

青山之嶺乃白雲朝爾食爾恒見杼毛目頰四吾君。

青山は、名處にあらず、青葉之山とよめるに同じく、何處にまれば、たゞ青く繁りたる山を云、神代紀に、青山爲、枯、此集一卷に、青香具山と見え、七卷には、青山葉茂山邊とよめり、○朝爾食爾は、朝に日といふに同じ、食は來經の切たる言にて、既く出、○目頰四吾君は、愛し吾君よ、といふ意なり、此は客人を愛てのたまへるなり、目頰四は、二卷にも、此上にも出たり、書紀神功皇后、卷に、皇后曰、希見物也、希見、此云、梅豆、遷志、履中天皇、卷に、希有、崇峻天皇、卷に、爰有、萬養白犬云々、此、犬世、所希聞、萬は人名なり、靈異記に、奇、メ、ヅ、ラ、シ、字鏡に、貨、女、豆、良、志、個、儻、女、豆、良、之など見えたり、世に希なる物は、殊に人に愛しまるゝより、多く希なる物をいふ事になれり、(希なるものをいふが本にて、それよりうつれるものと思ふは、あらぬ事なり)○歌意は、青山の嶺に、白雲のたなびける風景のおもしろくて、常に見れども見あかぬが如く、朝夕となく、常住に見まゐらすれども、あくよなく、愛しまるゝ吾君ぞ、と云るなり、  
山部宿禰赤人詠故太政大臣藤原家之山池歌一首。  
故太政大臣は、淡海公なり、持統天皇紀に、三年二月甲申朔己酉、直廣肆藤原朝臣史爲判事、十年十月己巳朔庚寅、假賜直廣貳藤原朝臣不比等、資人五十人、續紀に、文武天皇二年八月丙午、詔曰、藤原朝臣所賜之姓、宜令其子不比等承之、四年六月甲午、勅直廣壹藤原朝臣不比等撰定

律令大寶元年三月甲子授正三位爲大納言慶雲元年正月大納言從二位藤原不比等益封八百戶元明天皇和銅元年正月正二位三月丙午爲右大臣元正天皇養老四年三月甲子有勅特加授刀資人三十人八月辛未朔病賜度三十人癸未是日右大臣正二位藤原朝臣不比等薨云云大臣近江朝内大臣大織冠鎌足之第二子也十月壬寅就右大臣第宣詔贈太政大臣正一位廢帝寶字四年八月甲子勅曰其先朝太政大臣藤原朝臣者非唯功高於天下是復皇家之外戚是以先朝贈正一位太政大臣云々追以近江國十二郡封爲淡海公餘官如故云々懷風藻に贈太政大臣藤原朝臣史五首年六十三諸陵式に多武峯墓(贈太政大臣正一位淡海公藤原朝臣在大和國十市郡)と見えたり(大和志に多武峯墓南百步許建十三層石浮圖勅曰永仁六年立謂之峯塔傳云薦公冥福也)と見ゆ按に故は贈字に改べし贈はオヒテタマヘルと訓べし天武天皇紀下に大錦上坂本財臣卒由壬申年之勞贈小紫位續後紀八卷詔に在唐天身罷太留判官藤原豐竝乎毛哀愍賜比追天冠位賜久度詔不云々贈在唐身亡判官正六位上藤原朝臣豐竝從五位上と見えたり○藤原家は高市郡藤原の別莊なるべし

**昔者之舊堤者年深池之激爾水草生家里。**

昔者之は田中道麻呂説に者は看字の誤にてムカシミシなるべしと云るに従べし○年深はトシフカミと訓べしトシフカクとよめるは誤なり年を深く經たる故にの意なり○水

草生家里は君まさで刈除る事もなければ水草の繁く生にけりといふなり水草は字の如く何にまれ水に生る草を云(新古今集に絶ぬるか影だに見えれば問べきをかたみの水は水草居にけり)○歌意はかくれたるところなし(契沖云河原院にて貫之の煙たえにししがまの、とよまれし心におなじ)二卷に草壁太子の薨たまへる時舍人がよめる歌に御立爲之島之荒磯乎今見者不生有之草生爾來鴨とあると同類なり

**大伴坂上郎女祭神歌一首并短歌。**

大伴坂上郎女は佐保大納言大伴宿禰安麻呂卿の女にて旅人卿の妹稻公の姉家持卿の叔母にて又姑なり初一品穂積皇子に娶れ皇子薨賜へる後藤原朝臣麻呂不比等男妻となりて幾程なく麻呂薨られければ大伴宿禰宿奈麻呂に再嫁て田村大嬢坂上大嬢など生たり此郎女坂上里に家造りて居れける故坂上郎女と呼なせり

久堅之天原從生來神之命奥山乃賢木之枝爾白香付木縣取付而齊戶乎忌穿居竹玉乎繁爾貫垂十六自物膝折伏手弱女之押日取懸如此谷裳吾者祈奈牟君爾不相可聞

生來はアレコシと訓べしアレの言は既く出づ(生字を書るは所生は阿禮と切れる故に生を阿禮と訓ばなり)されど阿禮は直に生る義には非ず阿禮はこの世に現出るをいふ言に

て現人神といふ現と同言なり、大伴氏、遠祖天忍日命は、高皇產靈尊の五世の孫にして、初邇邇藝尊の日向高千穗峯に天降し、時に御前に立して從駕し神にて、其かみ高天原よりして名高く世にいらしるかりければ、天原より現出來しといふなり、○神之命は、此は其神に向ひて、白す言なれば、神之命よといふ意なり、さて此は、左註に、供祭大伴氏神とあれば、遠祖天忍日命なり、命は尊稱にて、古事記に、八千矛神、自ら夜知富許能加微能美許登と歌ひ給ひ、集中五卷に、多良志比咩可尾能彌許等、六卷に、吾皇神乃命、十九に、和多都民能可味能美許等、などあり、凡て上代には、父命、母命、名兄命、妻命、弟命、なども云り、○賢木之枝爾は、神枝になり、賢木は、今世にいふ神なり、岡部氏が賢木は、一の樹の名にはあらで、たゞ常葉なる木を、眞榮樹といひしなり、とあるを從て、古事記傳にもしるされたれど、しからず、佐可樹といふ名も、榮樹の義にはあらず、賢木と書るは、賢は借字にて、狹清明樹なるべし、狹は、例の眞に通ふ言にて、狹男牡鹿などの狹なり、さてこの樹は、いと清淨なる樹にて、往古より、もはら供神料に用ひしなり、なほ甚委く、品物解に云、○白香付は、十二に、白香付木綿者花物とあり、本居氏云、大平が考に、白香付は、集中三所にありて、皆白香とのみ書て、白髪とは書る所なし、されば白髪の意にはあらで、白紙なるべし、奈良の比より、木々に取そへて、白紙をも切かけて著たりけむ、されば白紙を添付る木綿といふ意にて、白香付木綿とは云なるべし、さて

十九に、白香著朕裳裾爾鎮而將待とあるは、木綿にはあらで、たゞ白紙なるべし、白紙をしらりと云は、白髪の場合と同じと云り、○木綿取付而は、木綿は、古語拾遺に、令長白羽神種麻以為青和幣、令天日鷲神、以津咋見神、穀木種殖之、以作白和幣、是木綿也、已上二物、一夜蕃茂也、豊後國風土記に、速水郡袖富郷、云々、此郷之中、栲樹多生、常取栲皮、以造木綿、因曰袖富郷と見ゆ、栲皮もて造るものなるをしるべし、取付は、取とは、手して物する事にそへいふ言、付は、神枝に著るなり、十七に、之良奴里能鈴登里都氣底ともよめり、さて賢木に木綿著ることは、古事記に、天香山之五百津眞賢木矣、根許士爾許士而云々、於下枝取垂白丹寸手青丹寸手、云々、とあるをはじめて、往々見えたり、○齊戸乎は、齊字、拾穂本には、齋と作り、但集中には、齊齋通用たり、小補韻會にも、齊莊皆、切同齋と見えたり、齊忌、齋をにて、清淨なる酒器をいふ、書紀に、嚴忌忌、齋など云る類なり、古事記孝靈天皇條に、於針間、水河之前、居忌齋而云々、崇神天皇條に、於丸邇坂、居忌齋而云々など見ゆ、齋は、仁賢天皇紀に、齋此云倍と見え、貞觀儀式大嘗、用度に、淡路國御原郡、齋十口、各受一斗五升、など見ゆ、○忌穿居は、古は地を齋清め穿て、齋の下方を埋みて、居置ながらに酒を造て、神に供進れ、ば、かくいへり、十三に、齊戸乎石相穿居、竹珠乎無間貫垂、天地之神、祇乎會吾祈、土佐國の神社のかたはらに、齋を穿居たるがや、舊き年數を歴たりと見ゆるが、こゝかしこにあるは、齊穿居しものとおもはる、なり、本居氏、今時も土



中より、上代の瓦器を、ほり出ることあり、ありて見るに、底圓くて、直に居れば傾きまろふなりと云り、○竹玉は、舊説に、竹をつぶくと切て、糸に貫て、神に奉るものなりといへり、本居氏云、もとは神代紀に云る、五百箇野篲、八十玉篲にて、玉を緒に貫て、小竹に著て、神を齋ふことに用ひたるならむを、や、後に成て、玉の代に、竹をくだの如く切て、緒を貫けるなるべし、竹玉を、八十玉篲のこととして、其竹に著たるを、竹玉を繫に貫垂とはいひがたし、○繁爾貫垂は、下、挽歌に、竹玉乎無間貫垂、十三、或本歌に、竹珠呼之、自二貫垂とあり、○十六、自物は、枕詞なり、既く出づ、○膝折伏は、二卷に、鹿、自物伊波比伏管とあるに同じ、猪鹿の類は、膝を折て伏ものなれば云り、續後紀十九、興福寺、僧長歌に、狹、牡鹿乃膝折反とも見ゆ、此は敬伏のさまなり、○手弱女は、古事記にもかく書り、訓は、十五に、多和也女とあるに據べし、手は、手、字の意ともいふべけれど、さにはあらじ、唯添いふ辭和也は、弱なり、古事記倭建命、御歌に、多和夜賀比那とあるも、美夜受比賣の、手弱肘を云るなり、さて此、下に、手弱寸女有者とよめる如く、男を正荒男と云に對て云る稱ぞ、和名抄に、手弱女人、太平夜米とあり、これによりて、書紀、集、中などにて、タ、ヲ、ヤ、メと訓るは、や、後に、訛れる言によれる、ひがことぞ、○押日取懸は、押日は、意、曾比と通ひて、襲覆を約めたるなり、さて其、狀は、後世の婦人の被衣などの如く、頭より被て、衣の上を掩ひ、下は、襦まで垂ると見ゆ、さて其は、上代に、男女共に、人に誰と知れじと、

面貌を隠す料の服と見えたり、さて女は、常にも人に見ゆることを恥て、貌を隠す物にしあれば、いつとも著たるなるべし、然るを、奈良の頃などになりては、男の著ることは、既く絶て、女の古の禮服の如くなりて、神を祭るときなどにのみ、著けるなるべし、となほ委く、古事記傳十一に見えたり、取は、上の取付の取に同じ、懸は、被る事なり、○如此谷裳は、常にかくまでにも、といふが如し、十四に、可久太爾毛久爾乃登保可波奈我目保里勢牟と見えたり、○吾者祈奈牟、祈、字、折に誤、今は異本に従、は、吾者乞禱なり、○君爾不相可聞は、いかで君に逢ねかし、と希望意なり、不可聞、不は借、字のみにて、字、意には非ず、奴は希望、辭の、禰の通るなり、といふ言の例、上に云り、十卷に、霞發、永春日戀、暮夜深、去妹相鳴とある、妹相鳴に、全同いひさまなり、○歌、意かくれたるところなし、如此まで、に、敬禮をきはめ、心を盡して、乞禱白せば、その驗ありて、いかで君に逢ねかし、となり、

反歌

本綿疊手取持而如此谷母吾波乞嘗君爾不相鳴

本綿疊は、六卷に、木綿疊手向乃山乎、十二に、木綿牒手向乃山乎などあり、疊は、古事記海宮條に、美智皮之疊敷八重亦絶疊八重敷其上坐其上云々、倭建命、條橋比賣、命の海に入座處に、以菅疊八重皮疊八重絶疊八重敷于波上而下坐其上云々、齋宮式に、祓料云々、短帖一枚云々大

嘗祭式に云々狹帖短帖云々掃部寮式に寮官人授云々御帖等云々試延曆寺年分度者座料云々葛野席帖三枚云々集中に薦疊などあり是等は座に敷疊なり今は其にはあらで木綿を重疊みたるを神に捧て奉るを云るなるべし主計式に疊綿二帖云々越中國調白疊綿二百帖大藏省式賜蕃客例に疊綿二百帖など見えたり○吾波乞骨は吾者乞禱なり○歌意かくれなし

〔右歌者以天平五年冬十一月供祭大伴氏神之時聊作此詞故曰祭神歌〕

筑紫娘子贈行旅歌一首 曰見島

註の六字は古寫本古寫一本に従つこは六卷に太宰帥大伴卿上京時娘子作歌二首ありて其左註に于時送卿府吏之中有遊行女婦其字曰見嶋也於是娘子云々自吟振袖之歌とある其娘子なり歌詞も全彼見島が口風なり

思家登情進莫風候好爲而伊麻世荒其路

思家登は家を思ふとてといふなり登はとての意なり○情進莫は本郷を思ふとて歸らむとそぎに情すさびして強てあらしき濤風を凌磯き賜ふなといふなり進はすすぶといふに同じ○風候候字舊本俟に誤古寫本古寫一本拾穂本等に従つは順風を伺候ひてと云なり雄略天皇紀に候風とあり○好爲而伊麻世は伊麻世は既く云り俗に御無難に御出被成と

いふに全同じ○荒其路は浪風の荒き其海路なり四卷贈驛使歌に周防在磐國山乎將超日者手向好爲與荒其道こは山道を云り○歌意かくれたるところなし

登筑波岳丹比真人國人作歌一首并短歌

丹比真人國人は續紀に天平八年正月辛丑正六位上多治比真人國人授從五位下十年閏七月癸卯爲民部少輔と見ゆ

雞之鳴東國爾高山者左波爾雖有朋神之貴山乃儕立乃見杲石山跡神代從人之言嗣國見爲筑羽乃山矣冬木成時敷時跡不見而往者益而戀石見雪消爲山道尙矣名積叙吾來並二

雞之鳴は枕詞なり既く出づ○東國といふ由は既く二卷に云り○左波爾雖有は多に雖在なり○朋神朋字舊本明に誤は二竝の峯はやがて男女二柱神にましますゆゑにかく云り(高きを男神と申し短きを女神と申すとぞ)九卷大伴卿登筑波山時長歌に男神毛許賜女神毛千羽日給而神名帳に筑波山神社二座(一名神大一小)續後紀に承和九年十月壬戌奉授常陸國无位筑波女大神從五位下三代實錄に貞觀十二年八月廿八日授常陸國從四位上筑波男神正四位下從四位下筑波女神從四位上男神女神の事なほ九卷に常陸風土記を引て委云べし○儕立は儕等也と見へたり九卷長歌に二並筑波乃山とある是なり○見杲石山跡

は、(果は、カウの音を轉じて、借るなり)見之欲山となり見之欲は、上に委云り跡は、常の語、辭の跡なり、○冬木成契沖この下に、二句おちたるべし今こゝろみに、二句をおぎなは、春さりくれど白雪のといふべしと云り(今案に、冬木成は、集中の例、春の枕詞にのみ用ひたれば、實に二句のおちたりしこと決し、さてこの契沖が補へる中、春去來は、さも有べし、白雪乃時敷時跡は、白雪の時敷零しく時としての意とは聞ゆれども、いさゝかひいたらはぬ詞なり)猶熟考べし、○時敷時跡は、時ならぬ時としての意なり、○不見而往者は、見ずて過行ばの意なり、○益而戀石見は、彌益りて戀しからむとしての意なり、この戀石見の見の辭は、一格にて、からむとてと意得る例なり、(古來この用格の意をよく辨へたる人なくして、一首の大概を誤し、とも多かり)この例は、此下に足日本能石根許其思美菅根乎引者難三等標耳曾結焉(引ば難からむとて、標のみゆふなり)四卷に、今夜之早開者爲便乎無美(爲便が無からむとてなり)秋百夜乎願鶴鴨十五に、伊毛爾安波受安良婆須徹奈美(上に同じ)伊波爾布牟伊故麻乃山乎故延豆曾安我久流廿卷に、之良奈美乃與曾流波麻倍爾和可例奈波伊刀毛須倍奈美(上に同じ)夜多妣蘇豆布流など猶甚多し、委くは、既く總論に云り、(今は、其一つ二つを舉つ)○雪消爲は、雪きえするの約れるなり、此詞にて思へば、二月の頃登れるなるべし、○山道尙乎は、つねに山道をさへといふ意なり、雪消して、登行がたき山道をさへといふなり、○名積敝吾來並二

(並字、舊本前に誤、今は古寫一本に従つ、二字、古寫本拾穂本等に、一と作るは誤なり)は、難てそ、吾來にしといふなり、名積は、既く云り、並二は、過去し方をいふ辭なり、並二を、シの假字に用るは、重二二二など書るに同じ、○歌意かくれたるところなし、

反歌。

筑羽根矣。四十耳見乍。有金手。雪消乃道矣。名積來有鴨。

四十耳見乍(四十、古寫本には冊とかけり、それもあしからぬ、集中の例、四十を冊と作るこゝと、外になし)は、外目にのみ見ながら、といふなり、よそにといふべきを、にをいはざるは、古語なり、○有金手は、不得在而にて、在に得堪ずての意なり、○名積來有鴨は、難來ける哉なり、(キケの切、ケとなるゆゑに、ケルといへり)集中に、辭のケリケルに、來字をかけるも、これを借たるなり、書紀に詣至來歸などを、マウケリとよめるも、參來けりの意なり、(略解に、來るを略きて、けるとは云り、と云るはいかゞ)既く一卷にも云り、○歌意は、筑波岳の勝景を、外目にのみ見ながら、過行ひとすれど、さて在には得堪ずて、雪消して、通難き道を凌ぎて、難みて登り來にける哉となり、

山部宿禰赤人歌一首。

吾屋戶爾。韓藍種生之。雖干不懲而亦毛。將時登曾念。

韓藍種生之韓字、舊本には幹と作り、今は拾穂本に従つ、種字、拾穂本又異本に、蘇と作るはいかゞなりは、カラキマキオホシなり、韓藍は品物解に委云、○歌意は、韓藍を女にたとへたるにて、はやくより思を懸し女のこと成ざりしに懲ずして、又も思をかくるよしなり、此歌譬喩歌なり、混れてこゝに入しものなるべし、

仙柘枝歌三首。

柘枝は、仙女の名なり、下にいふ、さてこは柘枝を詠る由にて、柘枝が歌といふにはあらず、  
霰零吉志美我高嶺乎險跡草取可奈和妹手乎取。

霰零は、枕詞なり、契冲云、霰零吉志美とつゝくるとは、霰零音の、かしましきといふこゝろなり、かときと通じ、まともと通ずるなり、第七第廿に、あられふりかしまとつゝけたるは、やがてかしましといふ心につゝけたり、○吉志美我高嶺志字、活字本に无は、落たるなりは、和名抄に、肥前國杵島郡杵島木之萬景行天皇紀に、秋七月辛卯朔甲午、到筑紫、後國御木居於高田行宮時、有僵樹長九百七十丈焉、云々、有一老夫曰、是樹者歷木也、嘗未僵之先、當朝日暉、則隱杵島山、當夕日暉、覆阿蘇山也、天皇曰、是樹者神木、故是國宜號御木國、と見えたり、○險跡は、險さの意にて、跡は助辭なり、○草取可奈和は、草取は、險阻地を行に、落まじき料に、草を取ことなり、可奈和は、荒木田氏、可禰手を寫誤れるなり、と云り、○歌意は、杵島嶺の、甚く險阻が故

に、取草に草を取て、登らむと思へど、草を取事をも得爲ずして、妹が手を取と云るなり、此歌は、古事記に、速總別王、女鳥王と、倉崎山を越賜ふ時の御歌に、波斯多豆能久良波斯夜麻袁佐賀斯美登伊波迦伎加泥豆和賀豆登良須母とあるを取て、所々詞を換て、杵島曲に用ひたるなり、杵島曲とは、肥前國風土記に、杵島郡、有一孤山、名曰杵島、郷間女士、每歲春秋登望樂飲歌舞、歌詞曰、阿羅禮符縷者資麼加多愷塢嵯峨紫彌占區繕刀理我泥底伊謀我堤塢刀縷、是杵島曲とあり、今は全、此歌なり、

〔右一首、或云、吉野人味稻與柘枝仙媛歌也〕

舊本に歌也に引つゞきて、但見柘枝傳、無有此歌と註せり、仙覺などが、しるせるものなるべし、味稻は、儂風藻には、美稻と作り、柘枝傳は、仙媛柘枝が傳説を載たる書、名なり、亡て世に傳はらず、さてこの一首は、柘枝、仙女に、與りたる歌なるべき謂さらになし、混れしものなるべし、  
此暮柘之左枝乃流來者梁者不打而取香聞將有。

柘之左枝は、柘は、桑類なり、委は、品物解に云、左枝は、眞枝と云むが如し、○梁者不打而、梁字、類聚抄には、樗と作り、梁は、和名抄に、毛詩注云、梁、魚梁也、和名夜奈、唐韻云、籊、取魚箔也、漢語抄云、夜奈須とあり、さてその魚梁を、河湍に儲置を、打と云り、そはまづ、河湍を塞擗して、塞て其水の集り、落る處に、杙を立て、竹床を造り、それに留る魚をとる、その竹床を梁といひ、そは多く

杙を打て造る故に、梁打とはいふとぞ、十一に、安太人乃八名打度瀬速神武天皇紀に、及縁水西行、亦有作梁取魚者、梁此云、椰奈とあり、○歌意は、或人云、昔の人は、よくこそ梁を打て、柘枝を得たれ、今時は、梁は打ずてあれば、たとひ柘の流れ來るとも、取得ざらむかとなり、

〔右一首〕

一首の下に、舊本には、此下無詞、諸本同の七字あり、古寫本古寫一本等にはなし、こは仙覺などが、注せるものならむ、もとより詞の脱たるなるべし、

古爾、梁打人乃、無有世伐、此間毛有益、柘之枝羽裳。

梁打人、梁字、古寫本に、櫻、類聚抄に、樗と作るは、いかならむ、は、美稻をさせるなるべし、○無有世伐、伐字、類聚抄活字本等に、代と作るは、誤なり、は、無ありせばといふなり、○此間毛有益は、コ、ニ、モ、ア、ラ、マ、シと訓べし、○柘之枝羽裳は、その柘枝はもと尋ね慕ふ意なり、羽裳の辭は、既く云り、○歌意は、本居氏古に川上に梁打て、といめし人のなかりせば、此あたりまでも、其柘は流來てあらましを、といふならむと云り、抑この柘枝、仙媛のこと、傳なければ、其詳なることは、知べからず、大かたのありし様をおしはかりていは、ひかし吉野の美稻といひしは、吉野川に梁を打て、鮎を取て、世のわたらひせし人なりけり、或時、この人、例の梁を打てありしに、柘の枝の流來て、その梁にかゝりしを、取歸て家に置たりしが、美麗き女になりて、遂

に夫妻のかたらひをなし、老ず死ずて、其住しが、遂に常世國に飛去にし、といふことの、ありしなりけり、この柘枝と、美稻がこと、端々ものに遺存をこゝにしるしおきて、考の備とす、懷風藻に、太宰、太貳、正四位下紀、朝臣男人、七言、遊吉野川、萬丈崇巖削成秀、千尋素濤逆折流、欲訪鐘池越潭跡、留連美稻逢槎洲、從三位中納言丹墀、真人廣成、五言、遊吉野山、山水隨臨賞、巖谿逐望新、朝看度峯翼、夕亂躡潭鱗、放曠多幽趣、超然少俗塵、栖心佳野域、尋問美稻津、七言、吉野之作、高嶺嵯峨多奇勢、長河渺漫作廻流、鐘地超潭豈凡類、美稻逢仙同洛洲、從五位下鑄錢長官高向、朝臣諸足、五言、從駕吉野宮、在昔釣魚士、方今留鳳公、彈琴與仙戲、投江將神通、柘歌泛寒渚、霞景飄秋風、誰謂姑射嶺、駐蹕望仙宮、贈正一位太政大臣藤原朝臣史、五言、遊吉野二首、飛文山水地、命爵薛蘿中、漆姬控鶴舉、柘媛接莫通、煙光巖上翠、日影浪前紅、翻知玄圃近、對翫入松風、夏身夏色、古秋津、秋氣新、昔者同汾后、今之見吉賓、靈仙駕鶴去、星客乘查遠、渚性枉流水、素心聞靜仁、紀、朝臣男人、五言、扈從吉野宮、風蓋停南岳、追尋智與仁、嘯谷將孫語、攀藤共許親、峯巖夏景變、泉石秋光新、此地仙靈宅、何須姑射倫、正五位下圖書頭、吉田連宜、五言、從駕吉野宮、神居深亦靜、勝地寂復幽、雲卷三舟谿、霞開八石洲、葉黃初送夏、桂白早迎秋、今日夢淵々、遺響千年流、大伴王、五言、從駕吉野宮、應詔、山幽仁趣遠、川淨智懷深、欲訪神仙迹、追從吉野灣、契冲云、諸足の詩に、在昔釣魚士、とあるにあはすれば、美稻は、梁など打て、わたらひせしものと見えたり、淡海公の御

詩に、漆姫とあるは、七姫にや、漆姫もし七姫ならば、第十六に、竹取翁が、九箇の仙女にあへる類なるべし、續後紀十九、興福寺僧等奉賀天皇四十寶算長歌に、柘之枝乃由求禮波、佛許會願成志多倍云々、常世島國成建天、到住美聞見人波、萬世能壽遠延倍津、故事爾云語來留、三吉野爾有志熊志禰、天女來通豆、其後波蒙譴天、昆禮衣著豆飛爾支度云、是亦此之島根乃、人爾許會、有岐度云、那禮云々、熊志禰は、即味稻なり、宇と久と韻通へり、など見えたり、

〔右一首、若宮、年魚麻呂作。〕

若宮、年魚麻呂は、傳未詳ならず、八卷にも見えたり、

羈旅歌一首并短歌。

海若者靈寸物香淡路島中爾立置而白浪乎伊與爾回之座待月開乃門從者暮去者鹽乎令滿明去者鹽乎令干鹽左爲能浪乎恐美淡路島磯隱居而何時鴨此夜乃將明跡侍候爾寢乃不勝宿者瀧上乃淺野之雉開去歲立動良之率兒等安俳而撈出牟爾波母之頭氣師。

海若は、海神なり、轉りては、海をも云ことなれど、こゝは直に、海神をさして云り、○靈寸物香は、靈妙なるもの哉となり、○淡路島は、上に見えたり、○中爾立置而は、海中に、令立置てなり、○伊與爾回之は、伊與は、本居氏、こは四國を總て云りと聞ゆ、古事記に、伊豫之二名、島とある

は、阿波讚岐伊豫土佐の四國を總たる名なり、是本は、一國の名なるが、大名になれること、筑紫のことしといへり、回之は、モトホシと訓て、めぐらしといふに同じ、既く出、○座待月は、枕詞なり、後のものに、十七夜月を、立待月、十八夜月を、座待月、十九夜月を、宿待月と云り、古もさを有けむ、さて契沖もいひし如く、此門に到りて此歌よめるが、十八日などにもや、ありつらむ、○鹽乎令干は、シ。ホ。ヲ。ヒ。シ。ム。と本居氏の訓るに従べし、こゝにて、上の靈寸物香の詞を結めり、さてはじめより、これまでのこゝろは、四國と明石と相むかひ、其海中に淡路島立り、さてその海邊の白浪は、四國の方に回、ゆくなり、かくて明石と淡路との間、一里餘ありて、それを明石の迫門といふ、此、迫門を西に離て、播磨灘あり、この灘に、鹽の満涸ありといへり、このゆゑに、明石の門より、鹽を令滿令干とは云るなり、○鹽左爲は、既く云り、荒木田氏が、鹽左爲は、鹽先動なり、と云りしは、いかにあらむ、○浪乎恐美は、浪が高く、恐き故にの意なり、○磯隱居而は、島陰の磯邊に、船が、りして、風浪を候ふさまなり、○何時鴨は、未來のことを、待遠に思ふ時にいふ詞なり、五卷に、伊都斯可母京師乎美武等意母比都々迦多良比袁禮騰云々、又何時可毛比等々奈理伊豆天安志家口毛與家久母見牟登云々、十二に、客在而戀者苦辛何時毛京行而君之目乎將見、十八に、何時可毛都可比能許牟等末多須良無心左夫之苦云々、などあるを考合べし、○侍候爾(舊本、侍候を、待從に誤今改)は、サ。モ。ヲ。フ。ニ。と訓べし、二卷に、雖

侍候佐母良比不得者七卷に、大御船竟而佐守布高島之六卷に、風吹者浪可將立跡伺候爾都多乃細江爾浦隱居八卷に、伺候難之廿卷に、安佐奈藝爾倍牟氣許我牟等佐毛良布等和我乎流等伎爾書紀に、候風など見ゆ、○寢乃不勝宿者(寢字古寫本には寢拾穗本には寢と作りは、宿難ぬればの意なり、カテヌは、無不勝といふことのつゝまれるにて、不勝の反なるが如く聞ゆれど、然らず、奴は、那爾福の通へる辭にて、畢竟は、難宿ぬればてふ意なり、既く委云り、○瀧上は、瀧水の上といふなるべし、瀧は、明石の近隣にあるなるべし、契冲が瀧の上は、あさきものなれば、淺野とつゞけたりと云れど、さにはあらず、○淺野之雉は、淺野は、地名なるべし、國人に尋明むべし、雉は、和名抄には、木々須一云、木之とあれど、古くは、(古事記書紀)みな吉藝斯と云り、十四にも、吉藝志とあり、猶品物解に云、○開去歲は、夜が明ぬるとてなり、歲は、借字にて、トは、とての意、シは、例のその一すぢなるを思はせたる、助辭なり、○立動良之は、飛立鳴動ぐらし、といふなり、本居氏、動は、たゞ鳴聲の聞ゆるを云、集中、鳥獸の聲にも何の音にも、多くよめり、動字、響字などをよめりと云り、皇極天皇紀、童謠に、阿婆努能积々始騰余謀作儒とあり、さてこゝは、此鳥の鳴を聞て、夜の明ぬることを知るなり、十三に、野鳥雉動左夜者明此夜者旭奴、また古事記八千矛神御歌に、佐努都登理岐藝斯波登與牟とあるも、夜の明るを欺て宣へるなり、○率兒等は、舟人を率ひ立るなり、○阿倍而擲出牟は、九卷に、湯羅乃前鹽乾

爾邪良志白神之磯浦箕乎敢而擲動とあるに同じ、安倍の言は、此上にも云り、○爾波母之頭氣師は、庭も静けしにて、海上の平和なるをいふ、庭は、既く云り、○歌意かくれたるところなし、

反歌。

島傳。敏馬乃埼乎。許藝廻者。日本戀久。鶴左波爾鳴。

島傳は、島々の際を經傳ふを云、十三に、二梶貫磯擲回牟島傳雖見不飽とあり、○許藝廻者は、漕めぐればと云が如し、廻は、既く云り、○日本戀久は、大和の本郷の方の戀しく思はれて、といふなり、○歌意かくれなし、鶴多に鳴を聞て、本郷思べる旅情、最もあはれにこそ、

(右歌若宮年魚磨誦之、但未審作者)

萬葉集古義三卷之中終

萬葉集古義三卷之下

譬諭詩

譬諭詩は、タトヘウタと訓べし、古今集序に、四にはたとへ歌とあり、すべて物に喩て、思を陳たるを云るにて、此集中なるは皆戀歌なり、なほ首卷に委云り、

紀皇女御歌一首

紀皇女は、天武天皇の皇女にて、御傳二上に云り、

輕池之、洸回往轉留、鴨尙爾、玉藻乃於丹、獨宿名久二。

輕池は、大和國高市郡にあり、書紀に、應神天皇十一年冬十月、作輕池とあり、○洸回往轉留、洸字、舊本納に誤、拾穗本に従は、ウラミモトホルと訓べし、洸回は裏のめぐりを云、池に云るは、二卷に、勾池を、水傳磯乃浦回乃石乍、自とよめるに同じ、モトホルはめぐることなり、字鏡にも、遷轉也、毛止保留とあり、○鴨尙爾、爾は毛字の誤なるべしと或説に云り、然るべし、次に引十五歌にも、可母須良母とあり、こゝは常に、鴨さへもといふに同じ意なり、○獨宿名久二は、

雌雄配宿て、獨宿はせぬことなるものといひて、自が獨宿を歎給へるなり、十五に、可母須良母都麻等多具比豆和我尾爾波之毛奈布里曾等之路多倍乃波爾左之可倍氏字知波良比左宿等布毛能乎、此下に、水鴨成二人雙居ともよめり、○歌意かくれたるところなし、六帖に、かるの池の入江めぐれる鴨だにも玉藻の上に獨宿なくにと載たり、

造筑紫觀世音寺別當沙彌滿誓歌一首

造筑紫觀世音寺は、續紀に、和銅二年二月戊子、詔曰、筑紫觀世音寺、淡海、大津、宮、御宇天皇奉爲後、岡本宮御宇天皇誓願所基也、雖累年代、迄今未了、宜太宰商量專加檢校、早令營作、又云、養老七年二月丁酉、勅僧滿誓、俗名從四位上笠朝臣麻呂、於筑紫令造觀世音寺、と見ゆ、此時の事なり、○別當は、カミと訓べし、造寺使の長官なり、○沙彌滿誓が傳は、此上に云り、

鳥總立足柄山爾、船木伐、樹爾伐歸都、安多良船材乎。

鳥總立は、上野國神名帳といふ物に、多胡郡鳥總、明神あり、此、神名今の歌の鳥總に由あることか、又夫木集七に、卯花も神のひぼろきときてけりとふさもたわにゆふかけて見ゆ、と有、此とふさいか、尋ぬべし、十七にも、登夫佐多底船木伎流等伊有、有字は、布の誤なり、能登乃島山云々と見えたり、鳥總は、いと意得がてなれど、嘗に云ば、鳥總と書るは、借字にて、材を割、拆料の器名にはあらざるにや、袖中抄にも、とふさたてとは、たづきたてと云る詞なりと云



り、たづきは、鑄なり、土佐國幡多郡、方言に手斧を、ともものと云り、この登は、敏鎌の敏にて、敏物と云こと、聞えたれば、登夫佐は、敏物拆といふにて、材を拆器を、古しか稱し事の有しなどにもやあらむ、立とは其器を振立る謂なり、さて此一句は、次の足柄山と云へは直に續かず、船木伐といふへ係る詞なること、上に引る十七の歌を考て知べし、○足柄山は、相模國足柄郡にある山なり、相模風土記に、足柄山の杉を伐て、船に造りけるに、その足のいと輕かりければ、山名とせるよし見えたり、○樹爾伐歸都(伐)字、類聚抄に代と作るはわろし、は、本居氏のキニキリユキツと訓べし、舟材にといふべきを、上にゆづりて、舟の言を略けるなりと云り、按に、百千鳥千鳥者雖來、茅草刈草刈婆可爾など云る、皆同例なり、○安多良船材乎(材)字、拾穂本には、木と作り、は、惜船材なるものをの意なり、アタラは、古書どもに、惜悵などの字をよめり、安多良某と云る例は、古事記仁徳天皇、御歌に、阿多良須賀波良、雄略天皇、紀歌に、阿拖羅陀具彌、幡夜、また、阿拖羅須彌、幡夜などあり、又古事記に、離田之阿埋溝者地矣、阿多良斯登許會我那勢之命、爲如此、集十卷に、秋芽子戀不盡跡、念雖思惠也、安多良思、又將相八方、十三に、安多良思吉君之老落惜毛、此等皆惜字、意なり、○歌意は、吾物にせむと思ひて心をつくせし女を、他人のものにしたるを、をしめる事を譬へたるにて、わが船材に爲むと思へる材なる物を、他人の伐て去つるがいたくをしきこと、云るなり、或説に、これは滿誓が俗にて在し時

の歌を、出家して後に聞て、造筑紫云々とは載しならむと云り、さも有べし、

太宰大監大伴宿禰百代梅歌一首

太宰大監は、オホミコトモチノオホキマツリゴトヒトと訓べし、和名抄に、判官本朝職員令二方員品等所載云々、太宰府曰、監云々、皆萬豆利古止比止とあり、職員令に、大監二人、掌糺判府内、審署文案、勾稽失察、非違、義解云、謂巡察所部、非違、其諸國、判官察非違、亦同此義也、少監二人、掌同大監と見えたり、○大伴、宿禰百代は、續紀に、天平十年閏七月癸卯、外從五位下大伴、宿禰百世爲兵部少輔、十三年八月丁亥、爲美作守、十五年十二月辛卯、始置筑紫鎮西府、云々、外從五位下大伴、宿禰百世、爲副將軍、十八年四月癸卯、從五位下、九月己巳、爲豐前守、十九年正月丙甲、正五位下と見えたり、

烏珠之其夜乃梅乎、手忘而不折來歌里思之物乎。

手忘而は、手は添たる辭にて、たゞ忘てといふなり、○歌意は、女を梅に喩たるにて、かくれたるところなし、但し忘れて逢ず來しといはむは、あまり淺はかなる思にて、さは有まじき理なれば、實は障る事ありて、密遇事も得せざりしを、甚く悔るなれど、ふと忘れてあはず來し如く、さらぬ體にもてなして云るなるべし、

滿誓沙彌月歌一首

不<sup>ミ</sup>所<sup>ス</sup>見<sup>ト</sup>十<sup>モ</sup>方<sup>モ</sup>孰<sup>ク</sup>不<sup>レ</sup>戀<sup>ハ</sup>有<sup>ル</sup>米<sup>メ</sup>山<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>末<sup>ハ</sup>爾<sup>ニ</sup>射<sup>イ</sup>狹<sup>ク</sup>夜<sup>ヨ</sup>歷<sup>フ</sup>月<sup>ヅ</sup>乎<sup>ナ</sup>外<sup>ニ</sup>爾<sup>ニ</sup>見<sup>テ</sup>而<sup>シ</sup>思<sup>フ</sup>香<sup>カ</sup>。

不戀有米は、米は牟字の誤にて、コヒザラムなりと本居氏云り、月のいまだ出ぬほどは、誰か戀しく思はざらむ、誰も待戀るといふ意なり、○山之末は、山の末端なり、(山際といふとは、異れり)四卷に、山羽、六卷に、山之葉、十一、十六に、山葉、十五に、山乃波などあり、○射狹夜歷月乎(狹字、舊本狹に誤、古寫本に従)は、既く云り、○外爾見而思香(爾字、拾穂本には无)は、香は希望、辭にて、いかで外にだにも見まほしといふなり、○歌意は、女を月にたとへたるなり、本居氏此歌三四二一五と句を次第で見べし、山の端にいさよふ月を、誰戀ざらむ、見えずとも、外に見てしかなり、結局は、よそながらも見まほしといふなりと云り、

金明軍歌一首。

金明軍は、旅人卿の資人なること、下にいたりて見ゆ、本居氏云、新羅、國金氏多ければ、彼國人なるべし、奈良の頃までは、西蕃歸化の人も多く、又その子孫なども、いまだ皇朝にて、姓を賜らぬ限は、本國にての姓を用ひ、名も蕃様の、字音の名なるが、ありしなり、されば此、明軍も蕃人歟、又その子歟、孫歟、たしかにはしりがたし、

印<sup>シ</sup>結<sup>ヒ</sup>而<sup>シ</sup>我<sup>レ</sup>定<sup>ム</sup>義<sup>ニ</sup>之<sup>ノ</sup>住<sup>ル</sup>吉<sup>ク</sup>乃<sup>ハ</sup>濱<sup>ニ</sup>乃<sup>ハ</sup>小<sup>ク</sup>松<sup>ノ</sup>者<sup>ナ</sup>後<sup>ニ</sup>毛<sup>モ</sup>吾<sup>ガ</sup>松<sup>ノ</sup>。

我定義之は、吾物と定めてしといふ意なり、六卷に、百船純乃定而師、十卷に、天驗常定大王な

どあり、義之は、集中テシといふに、かく書る處多し、本居氏云、義之は、義之の誤なり、七卷、十卷、十一卷には、テシの假字に、大王と書るを合、見るに、から國の王義之は、手の師といふことぞ、さて義之を大王といひ、其子獻之を小王と云ることあれば、この大王も同意なり、○歌意は、女を子松にたとへて、標結て吾物と定てしからは、行すゑいつまでも吾松ぞといへるなり、

笠郎女贈大伴宿禰家持歌三首。

笠郎女は、未詳ならず、金村が族なるべしと云り、○大伴、宿禰家持、此人の作歌卷々に往々出たる中、八卷秋、雜歌に、大伴家持秋歌四首云々とありて、左に註して、右四首、天平八年丙子秋、九月作、と見えたる、これ當集に、此人の歌作る年序を記したる事の見えたるは、はじめなり、此ほどは、若年にして、未官には、任れざりしなるべし、かくて五年を歴て、十七に、天平十三年四月三日の歌三首ありて、右内舍人大伴、宿禰家持、從久邇、京報送弟書持と記し、又天平十六年甲申春二月、安積、皇子薨之時、内舍人大伴、宿禰家持作歌六首、と見えれば、其ほどは、内舍人にめされてありしなり、内舍人は、續紀に、文武天皇大寶元年六月、始補内舍人九十人、於太政官、列見云々とある、これ内舍人を補れしはじめなり、職員令に、内舍人九十人、掌帶刀、宿衛供奉、雜使、若駕行、分衛前後とあり、さて三代實錄貞觀十年正月十八日の處に、諸内舍人、皆是豪家、年少云々と見え、軍防令に、凡五位以上、子孫、年廿一以上、見無役任者、毎年京國官司、勘檢知

實限十二月一日并身送式部申太政官簡檢性識聰敏儀容可取充內舍人三位以上子不在簡限以外式部隨狀充大舍人及東宮舍人とあるにてそのほども廿一歳以上にて且形容も端正しかりしほども知れぬまた集中に娘子等に念はれて贈答へたる歌往々見えたるにてその美貌を賞愛まれしこともおもひやられたりさて同じ十七年正月に五位を授はれるそれまでは六位にて内舍人なりしと見えたりかくて始終の履歴は續紀に天平十七年正月乙丑正六位上大伴宿禰家持授從五位下十八年三月壬戌爲宮内少輔六月壬寅爲越中守天平勝寶元年四月甲午朔授從五位上此集十九に勝寶三年七月十七日遷任少納言とあり紀文には漏たり六年四月庚午爲兵部少輔十一月辛酉朔爲山陰道巡察使天平寶字元年六月壬辰爲兵部大輔此集廿卷に天平寶字元年十二月の歌ありて左に右中辨大伴宿禰家持とあり其次に同二年正月の歌ありて右中辨大伴宿禰家持作但依大藏政不堪奏之也とあり大藏政は右中辨の職なりこのほど右中辨になられてありしを紀文には漏たるなり二年六月丙辰爲因幡守六年正月戊子爲信部中務大輔八年正月己未爲薩摩守神護景雲元年八月丙午爲太宰少貳寶龜元年六月丁未爲民部少輔九月乙亥爲左中辨兼中務大輔十月己丑朔授正五位下二年十一月丁未授從四位下三年二月丁卯右中辨從四位下大伴宿禰家持爲兼式部員外大輔五年三月甲辰爲相模守九月庚子爲左京大夫同日爲兼上總守六年

十一月丁巳爲衛門督七年三月癸巳爲伊勢守八年正月庚申授從四位上九月丙寅內大臣從二位藤原朝臣良繼薨云々與云々大伴宿禰家持等同謀欲害大師於是云々以告大師皆捕其身下吏驗之對曰良繼獨爲其首他人曾不預知於是強劾大不敬除姓奪位居二歳仲滿謀反云云九年正月癸亥授正四位下十一年二月丙申朔伊勢守正四位下大伴宿禰家持爲參議甲辰爲右大辨兼舊本三卷未履歴天應元年四月壬寅右京大夫右大辨を誤れるか正四位下大伴宿禰家持爲春宮大夫癸卯授正四位上五月乙丑爲左大辨春宮大夫如故八月甲午正四位上大伴宿禰家持爲左大辨兼春宮大夫先是連母憂解任至是復焉頭註履歴復任參議十一月己巳授從三位延暦元年閏正月壬寅左大辨從三位大伴宿禰家持云々等五人職事者解其見任散位者移京外並坐川繼事也氷上真人川繼謀叛の事になり川繼は鹽燒王の子なり五月己亥參議從三位大伴家持爲春宮大夫六月戊辰爲兼陸奥按察使鎮守將軍二年七月甲午爲中納言春宮大夫如故三年二月己丑爲持節征東將軍四年八月庚寅中納言從三位大伴宿禰家持死死字類聚國史并舊本三卷末大伴氏履歴には薨と作り薨後名を除かれたるによりて紀には死と作るなるべし祖父大納言贈從二位安麻呂父大納言從二位旅人云々死後二十餘日其屍未葬大伴繼人竹良等殺種繼事發覺下獄案驗之事連家持等由是追除名其息永主等並處流焉とありしかるに文粹二卷三善清行意見請加給大學生徒食料事とある處に給罪人伴家持越前

國加賀郡沒官田一百餘丁云々、以充生徒、食料、號曰勸學田云々、承和年中、伴善男、訴家持無罪、返給加賀郡勸學田云々、これにても罪をかゝふられしことは、佞者の讒に出しこと知れたり、かくて類聚國史三十四に、延曆二十五年三月辛巳、勅、綠延曆四年、事記流之輩、先已放還、今有所思、不論存亡、宜叙本位、復大伴宿禰家持、從三位大伴宿禰永主、從五位下云々、と見えたり、さて此集廿卷末に、天平寶字三年春正月一日、因幡國廳にて、國郡司等を饗賜へる宴時に、家持卿の作る歌を載て、卷を終られたり、かくてその年より、延曆四年八月、彼卿の薨られたるまで、凡廿六年の久しき間には、彼卿の作れし歌も、なほ多くありけむを、此集に續て編集し人もなかりしに依て、失て世に傳はらずなり、にけむは、まことにうらめしく、をしむべき事にぞ有ける、これを思ひても、いよゝゝ此集の、又なく貴くめでたく、彼主の勞功のいみじきほどをも思ふべし、もし此集世に微りせば、何によりてか、上古の手ふりをばうかゝふべきかにもかくにも、仰ぎ慕ふべきは、彼主の神靈になむ。

託馬野爾生流紫衣染未服而色爾出來

託馬野は、近江國坂田郡にあり、十三に、師名立都久麻左重方と見ゆ、文德天皇實錄に、仁壽二年二月、授近江國筑摩神從五位下式部式に、凡內膳司、近江筑摩御厨長、歷六年、爲限、後六々撰に、あふみにかありといふなるみくりくる人くるしめのつくま江の沼など見えたり、○衣

染は、コロモシメと訓べし、染をシメと訓は、古事記八千矛神御歌に、斯米許呂母(染衣なり)齋宮式忌詞に、經稱染紙とあるを、儀式帳に、志目加彌とあり、又古典の中に、綵帛をシミノキヌとよめるも、シミは染なり、又集中、染を令の借字にも、多く用ひたり、○未服而未字、類聚抄に主と作るは、わろしは、契り置たるのみにて、未親く相婚ざるを、比へたるなり、○歌意は、紫汁をとりて、未衣を染て著ざるうちに、はや色に出にけりと云るにて、契り置たるのみにて、未親く逢ざるに、まだきにあらはれたるを、たとへたるなり、

陸奥之眞野乃草原雖遠面影爲而所見云物乎

眞野乃草原は、和名抄に、陸奥國行方郡眞野とある地なり、草をカヤと訓よしは、既に委云り、○雖遠は、トホケドモと略解に訓る宜し、舊本に、トホケレドと訓るは、つたなし、とほけれど、もを、とほけどもといふは、古語の例なり、四卷に、遠鷄跡裳とあり、○面影爲而の爲而は、軽く添たる辭にて、面影に所見といふなり、かく軽く爲而の辭を添たる例は、此下に、君爾戀痛毛爲便奈美蘆鶴之哭耳所泣朝夕四天八卷に、雨晴而清照有此月夜又更而雲勿田菜引など、なほ多かり、○所見云物乎は、見ゆる物をとほ意なり、云は、軽く添たる辭なり、○歌意は、草原を宿禰にたとへたるにて、遠く隔りて座すほど、しばしもわする、問なく、常に其面影の目前にかゝりて、戀しく思はる、物をまして、近き間に在むをば、常に相見まほしく、戀しく

思はざらむやは、といふ意を含めたるなり、  
奥山之磐本菅乎根深目手結之情忘不得裳。

磐本菅乎は、磐根に生たる菅をといふなり、(現存六帖に、我戀は人もかよはぬ奥山の磐本菅のしげる頃かな、又戀わびぬ逢夜もかたし奥山の磐本菅のねのみなかれて、菅は、品物解に委、云乎はもしは、之、字の誤にはあらざるか、此までは、根深をいはむ料の序なり、○根深目手は、根深く懇到にの意なり、元可法師集に、契りのみさもあさ、はのみわこ菅なに根ふかめて思ひ初けむ、)○歌意は、根深く、ねもころにいつまでも、かたみにかはらじ、と結びかためし情は、忘れむと思へど、しばしもわする、ことを得ぬよとなり、

藤原朝臣八束梅歌二首。

藤原朝臣八束は、古寫本註に、八束後名眞楯房前第三子とあり、續紀に、天平十二年正月庚子、正六位上藤原朝臣八束授從五位下、十一月甲辰、從五位上、十三年十二月己亥、爲右衛士督、十五年五月癸卯、正五位上、十六年十一月庚辰、從四位下、十九年三月乙酉、治部卿、二十年三月廿二日、參議兼式部大輔、勝寶四年四月辛卯、爲攝津大夫、六年正月壬子、從四位上、寶字元年八月庚辰、正四位下、二年八月甲子、參議正四位下中務卿、藤原朝臣眞楯等奉勅改易官號、三年六月庚戌、正四位上、四年正月丙寅、授從三位、同日、爲太宰帥、六年十二月乙巳朔、爲中納言兼信部卿。

(中務)八年九月丙午、正三位、天平神護元年正月己亥、授勳二等、二年正月、爲大納言、三月丁卯、大納言正三位藤原朝臣眞楯薨、平城朝、贈正一位太政大臣房前之第三子也、眞楯度量弘深、有公輔之才、起家春宮大進、稍遷、至正五位下式部、大輔兼左衛門督、云々、天平末、出爲大和守、勝寶始授從四位下、拜參議、累遷信部卿兼太宰帥、寶字四年、授從三位、更賜名眞楯、本名八束、八年、至正三位勳二等兼授刀大將、神護二年、拜大納言兼式部卿、薨年五十二、と見えたり、

妹家爾開有梅之何時毛何時毛將成時爾事者將定。

妹家爾を、イモガヘニと訓は、五卷に、伊母我陸爾、十四に、伊毛我敵爾などある、假字書の例に従つ、家をへとのみいふは、五卷に、和我爾とあり、(我家なり)○何時毛何時毛は、契沖、こ、はいつなりとも、といふ心なり、此集に、川上のいつ藻の花のいつも、といふみ、六帖に、八雲立いづもの浦のいつも、といよめるには、心たがへり、と云り、十一に、道邊乃五柴原能何時毛何時毛人之將縱言乎思將待とあるに、こ、は同じ、○將成時爾は、實の成なむ時にといふなり、女の信實に諾はむ時に、といふこゝろなり、○事者將定は、夫婦の契を定めむとなり、○歌意は、女を梅に譬へたるにて、かくれたるところなし、

妹家爾開有花之梅花實之成名者左右將爲。

之は、その一すぢなることを、おもく思はせたる助辭なり、○歌意は、いかに心いられしても、

ようせずは事あやまちなむ、されば女の眞實に諾はむ時を、一すぢに待てこそ、ともかくも事定をせめと云るにて、上のと、詞を少し歌ひ換たるのみなり、

大伴宿禰駿河麻呂梅歌一首

駿河麻呂は、續紀に、天平十五年五月癸卯、授正六位上大伴、宿禰駿河麻呂、從五位下、十八年九月癸亥、爲越前守、寶龜元年五月庚午、從五位上大伴、宿禰駿河麻呂、爲出雲守、十月己丑朔、正五位下、甲寅、授肥後守、正五位下、大伴、宿禰駿河麻呂、正五位上、二年十一月丁未、從四位下、三年九月丙午、爲陸奥按察使、即日、授正四位下、四年七月甲午、以正四位下大伴、宿禰駿河麻呂、爲陸奥國鎮守將軍、按察使及守如故、六年九月戊午、爲參議、十一月乙巳、授正四位上、勳三等、七年七月壬辰、參議正四位上、陸奥按察使兼鎮守將軍、勳三等大伴、宿禰駿河麻呂、卒、贈從三位、贈純三十匹布、一百端、など見えたり、

梅花開而落去登人者雖云吾標結之枝將有八方

開而落去登は、心變ひしぬ、といふことを、たとへたり、○歌意は、梅花散ぬと世、人は云ど、吾標結置し梅枝にてあらむやは、その梅には非じと云るにて、喩へたる裏の心は、女の心變せしと人は云ども、我兼て深く契交せし女の、心のかはるべきよしなければ、それはわが契りし女のことにはあらじ、きはめて人たがひなるべしと云なり、此、人坂上家の二娘と、婚娶の約

を爲しに、今はた他女にあひて、かねてちぎりしにたがひて、彼、二娘をうとみざまになれるよなど、人のいふをきゝて、二娘も思ひたゆみたるけしきを見て、さることもあらむや、と母の郎女などの、宿禰に打かすめ云る時に、我心變すべからねば、女の心のかはるべきよしなし、それはきはめて、他女のことなるべし、と作て告たるなるべし、八卷大伴家持贈紀郎女歌に、瞿麥者咲而落去常人者雖言吾標之野乃花爾有目八方とあるは、今とよく似たり、

大伴坂上郎女宴親族之日吟歌一首

坂上郎女は、此上に云り、この郎女に二女あり、その弟娘を、駿河麻呂の懸想せるによりて、母もゆるさむとせしを、男更に他女に心をよすと聞て、宴日の席に、駿河麻呂もありければ、此歌を作て口吟しなり、下云、大伴、宿禰駿河麻呂、娉同坂上家之二娘、歌とあり、家持は兄娘を得、駿河麻呂は弟娘を得て、相聲なり、

山守之有家留不知爾其山爾標結立而結之辱爲都

山守は、駿河麻呂の、他方にて契れる女にたとふ、○其山は、直に駿河麻呂をさせり、○標結立而は、駿河麻呂を、吾聲ぞと、心にしめ結おさし意なり、○歌意は、駿河麻呂の、他方にて約れる女の有とも知で、駿河麻呂を、吾聲ぞとしめ置し、そのしるしなくて、今更そのしめ結し辱を見つとなり、

大伴宿禰駿河麻呂即和歌一首。

山主者蓋雖有吾妹子之將結標乎人將解八方。

山主(主)字守と作る本もありは、前の歌をうけていへるにて、意は同じ、○蓋雖有は、蓋は若といふに同じ、既く委云り、真には山守はあるべくもなし、よしや、若山守はありとも、といふなり、○我妹子は、母の郎女を云なり、○人將解八方は、人解むやはと云むが如し、人解はせじといふ意なり、○歌意は、縦人はいかにいふとも、我妹子(母娘女)が吾を聲ぞとおもほして、結けむ標なれば、人はほどき隔つることはあらじと云るなり、

大伴宿禰家持贈同坂上家之大嬢歌一首。

坂上家之大嬢は、大伴宿禰宿奈麻呂の女にて、母は坂上郎女なり(四卷に、坂上大嬢、是右大辨大伴宿奈麻呂、卿之女也、母居坂上、里仍曰坂上大嬢と見えたり)、大嬢といへるは、長女のごしなり、すべて長子を大と云は、中昔の物語書に、第一にあたる女を、大い君とも、大い子とも云るに同じ、かくてこれは、實は田村大嬢の妹なれば、大嬢と云ること、いかゞなれど、坂上家に居れし女子にては、第一の女なりけるが故に、長女になすらへて、大嬢と呼て、其妹を、第二女になすらへて、坂上二嬢と呼なせるなるべし、  
朝爾食爾欲見其玉乎如何爲鴨從手不離有牟。

朝爾食爾は、上に云り、俗に、不斷常住といふ意におつる詞なり、○欲見は、ミマクホシケキと訓べし、(ミマクホリスルとよめるは、いみじくわろし)、○其玉は、大嬢をたとふ、○從手不離有牟は、テユカレザラムと訓べし、手をはなさずあらむといふ意なり、玉は手に纏て飾装ふものなれば、かく云り、○歌意は、不斷常住に見まほしく思ふ其玉を、いかにしてか、手をはなさずにあらむ、いかで常に手に纏て、弄びたきものなるを、と大嬢を玉に比へて云たるなり、四卷坂上、大嬢贈大伴家持歌に、玉有者手二母將卷乎鬱瞻乃世人有者手二卷難石とあり、○此間に、佐伯宿禰赤麻呂贈某娘子歌と有て、其歌も有つらむを、共に漏脱しならむ、  
娘子報佐伯宿禰赤磨贈歌一首。

赤磨は、傳未詳ならず、續紀に、天平年間以來、佐伯宿禰淨麻呂といふ人見えて、清麻呂とも書たり、神代紀に、赤心と見えれば、赤麻呂をキヨマロと訓て、淨麻呂と同人かといふ説あれど、おぼつかなし、  
千磐破神之社四無有世伐春日之野邊粟種益乎。

(寸三)は稷なるを君に會嗣てふ意に帶云りとあり、さて粟は神代紀にも粟田見え、神武天皇御歌にも阿波布とよませ賜ひ阿波國も粟に縁る名此集十四に左奈都良能乎可爾安波麻伎とも見えて古は世に多く作れりし物なる故歌にも常に作ならはせり、なほ委きことは品物解に云を見て考べし、○歌意は春日野に粟を種まほしく思へども其を領給ふ神の社のましませばおそれて粟を得まかずといひて君にもしかく、のたまへば吾夫とさだめてあらまほしけれどもはやくさきより契り給ふらむ人のあればその人をおそれて得うけひき待らずといふなり、

佐伯宿禰赤麿更贈歌一首

春日野爾粟種有世伐待鹿爾繼而行益乎社師留鳥

粟種有世伐は粟を種て有せばと云るにて粟に會意を帶たる事上の歌の如し、○待鹿爾はシ・マ・チ・ニと訓べし、(略解にまつしかにと訓て、その云る如くならば粟を待はむ鹿の如く頻に繼でも通はむものをと云るなりと云るは甚非じ、待鹿とのみ云て待はむ鹿とはいかにできこゆべき)粟喫に來る猪鹿を待窺ひて繼て行むといふ意なり、七卷に足病之山海石榴開八岑越鹿待君之伊波比孺可聞十三に射目立十六待如床敷吾待公犬莫吠行年などあるを考合べし、○社師留鳥鳥字を拾穂本には乎と作り又異本には留鳥二字を怨焉と作

り、共にいかなりは甚意得難なるを強て思ふに留は怨とある本に依に有字の草書、をばと寫誤れるなるべく、鳥は侶字の草書、をばと寫誤れるなるべし、(七卷に事不問侶十卷に夜目見侶)さらばヤシロシアトモと訓べし、師は例のその一すぢなることにいふ助辭なり、此上の歌の山守者蓋雖有と心詞似通へるをも合思べし、(本居氏の鳥は戸母の誤ならむと云れど、戸字はかくぎまの辭に用ひたるもめづらしくはたよしやそれまでもなく、社知ともといひては、こゝろゆかず、一首の意も味なし、又荒木田氏が怨焉とある本に依て、ウラメシとよめるは、彌わろし、なほ次にいふを味見て、その説々の協ざるを知べし、○歌意は神社しなくば、春日野に粟種ましを、とのたまふが、其社は、われはいざまだしらず、よし知はありとも、もし真にしかおもほせるにて、粟を種給ひてあらば、その粟をもち喫猪鹿を待るか、ひに、吾は朝夕繼て往つゝ、粟をそこなはしめず、大切にしてましましものを、さはのたまへども、信には粟を種給ふ心はあらじ、たゞ言のなぐさに、のたまふことのみならむといひて、たとひ吾心をかよはす女の、他にありとも、それにはさはらじ、君だにうけひきたまは、吾は繼てまかましものをと云るなり、

娘子復報歌一首

吾祭神者不有大夫爾認有神曾好應祀



吾祭は、本居氏の、ア。ハ。マ。ツ。ル。とよまれし、信に然り、略解に、神者の神は、社の誤にて、わがまつるやしるは、あらず、とあらむかた、穩なりと云るは、いかにぞや、扱は一首の意、いかにとも聞べき様なし、○認有神會は、ツ。キ。タ。ル。カ。ミ。ヅ。と訓べきにや、さらば寄屬たる神ぞの意なり、二卷にも、神會著常云とあり、字書に、認識物也、と見えたり、常に物書識すを、書つくといひ、又ただつくるとのみも云ば、古もしかありけむか、さらば認、字を、ツ。ク。とよみつらむから、こゝにも借、て書るにや、あらむ、猶考、べし、略解に、齊明天皇、紀、歌に、いるし、を都那遇かはべの、とあるを、卷、十六に、認河邊と書たり、これによれば、こゝもつなげるとよまむか、といへるは、かたはらいたし、いかでか、神をつなぐとは云む、○歌の意は、上に、社し有とも繼て行ましと、云るをも、なほうけがはずして、又ざれて云る女情なり、吾はその祭り給ふべき神にはあらず、もとより君に屬たる神を好して、祭り給べきことぞと云て、われをその妻とは、いかでかなし給はむ、そこにはもとより、心かよはし給ふ女のあるなれば、それをよくして、かたらし給へとなり、

大伴宿禰駿河麻呂同坂上家之二嬢歌一首

二嬢は、オ。ト。イ。ラ。ツ。メ。と訓べし、大伴、宿禰、宿奈麻呂の女にて、母は坂上、郎女、上に出たる坂上大嬢の妹なり、實は第二女にはあらざれども、坂上家にては、第二女になずらへて、二嬢と呼

なせるなるべし、

春霞春日里之殖子水葱苗有跡云師柄者指爾家牟

春霞は、枕詞なり、春霞霞むといふ意に、春日にいひかけたり、○之、字、類聚抄には、无、舊本には、爾とあり、今は古寫本、古寫一本、拾穂本等に從つ、○殖子水葱は、十四に、可美都氣努伊可保乃奴麻爾、宇惠古奈宜とあり、品物解に、委、云、現存六帖に、苗代の田づらのあぜの殖子水葱まくて、ふ種にとりやませけむ、本居氏云、殖は、集中に、宇惠竹、又古事記倭建、命、段、歌に、宇惠具佐などある、宇惠と同じく、人の殖たる由にはあらで、植りたる意なり、古事記白檮原、宮、段、御歌に、多知曾婆能、能、能、とある、多知の言と同意なり、夫木集に、里近き淀の河邊のうゑ柳ほつえよぢをりかづらせよ兒等、とある、うゑも同じ、○苗有跡云師、云、字、異本には、三と作り、此に依ば、ナ。ヘ。ナ。リ。ト。ミ。シ。と訓べし、いづれにもあるべし、契沖云、なへとは、稻に限らず、草も木もおしなべて、少きほどをいへど、いつとなく、稻にのみ云ならへり、此集には、猶みしま菅、未、苗なりともよめり、○柄者指爾家牟、柄、字、異本には、枝と作り、は、枝さし長て、よきほどになりつらむと云るなり、○歌、意は、春日里の殖、小水葱は、未、稚くて、なほ苗のほどなりと人の云しを、此ほどは、や、枝さし長て、よきほどに成つらむ、早く採て食ふべき時節至りぬ、と云るにて、二嬢のまだ片生と云しを、此ほどは、や、長、つらむ、と思へば、今は相婚むのこゝろをたとへて、

よみておくれるなり、

大伴宿禰家持贈同坂上家之大嬢歌一首。

石竹之其花爾毛我朝旦手取持而不戀日將無。

其花爾毛我其花にもがなと希望へる意なり、○不戀日將無は、不愛日无からむの意なり、こゝの戀は、目前に憂つゝ、愛著する意なり、二卷に、衣有者脱時毛無吾戀とある戀に同じ、

既く委云り、○歌意は、大嬢は、石竹の花にてもがな有かし、さらば常に手に取持て、日々に賞

愛むべきを、と云るなり、

大伴宿禰駿河麻呂贈同坂上家之大嬢歌一首。

贈同云々の八字あるべきが、諸本になきは、漏たるなるべし、

一日爾波千重浪敷爾雖念奈何其玉之手二卷難寸。

千重浪敷爾は、敷爾をいはむとて、千重浪を設云り、敷爾は、頻になり、十三に、百重浪千重浪敷爾言上吾爲とあり、下に云る玉とは、海にかづきとる鰈玉の類にて、そのよせに浪を云るなるべし、但し浪は借字にて、浪敷をシクシクとも訓むか、十三に、浪雲乃愛妻跡とあるも、浪雪の誤にて、浪をシキに借て書りと見ゆればなり、されど此は、浪はなほナミなるべし、○歌意は、たゞ一日の中に、千重浪のしきる如く、頻敷に得まほしく思へども、何の故にか、其玉の手

に、纏がたかるらむ、と女を玉に譬へて云るなり、

大伴坂上郎女橘歌一首。

橘乎屋前爾殖生立而居而後雖悔驗將有八方。

橘は、二嬢に譬へたり、○屋前爾殖生拾穂本には、前を戸殖を植と作りは、ヤドニウエオホセとよみて、そこの屋前に令殖生よと令せたる意なり、○立而居而は、既く出づ、こゝは後に立て悔居て悔とも意なり、○驗將有八方は、嗚呼かひあらむやはあらじ、といふ意なり、驗は既く云り、こゝは契冲が書紀に、何益をナニノシルシカアラムとよめるを引たる、其意なり、八は、後世の也波の也、方は歎息辭なり、○歌意は、はやくそなたの物と領給へ、嗚呼他人の手折行なば、後に悔給ふとも、益はあらじぞとて、駿河麻呂に、二嬢を遇せむと、そゝのかしたてて、よめるなるべし、

大伴宿禰駿河麻呂和歌一首。

大伴云々の八字あるべきが、諸本になきは、漏たるなるべし、(拾穂本に、作者未詳とあれど、決して駿河麻呂なり、

吾妹兒之屋前之橘甚近殖而師故二不成者不止。

吾妹兒は、母郎女をさせり、○屋前之橘前字、拾穂本には、戸とあり、は、二嬢を譬へたるなり、○

甚近は、兼て契りたる意をそへたり、○殖而師故(殖)字、拾穂本には植と作りは、殖てし物をの意にて、我物に領たるをそへたり、○不成者不止は、事成就せずしては止まじ、と云なり、成とは、此上に、將成時爾とある成におなじ、○歌意は、郎女の二嬢を、兼て吾が娶むと契り置たる物を、事成就せずしては止まじ、といふ意を、譬へたるなり、

市原王歌一首

市原王は、安貴王の子なり、六卷に見ゆ、續紀に、天平十五年五月癸卯、無位市原王授從五位下、勝寶元年四月丁未、從五位上、二年十二月癸亥、正五位下、寶字七年正月壬子、攝津大夫、四月丁亥、爲造東大寺長官と見えたり、

伊奈太吉爾伎須賣流玉者無二此方彼方毛君之隨意

伊奈太吉は、和名抄に、陸詞曰、顛頂也、顛頂上也、訓伊奈太岐、字鏡に、髻髮髮三同、結髮伊太々支、顛頂、頂也、顛也、伊太々支、などあれど、伊奈太吉と、古は云るなるべし、すべて、奈と太と通云る事、例多し、神代紀に、髻髮、神名帳に、備後國安那郡多祁伊奈太伎佐耶布都神社など見たり、さて此は冠頂を云るなるべし、冠頂に玉著る事は、貞觀儀式に、元正禮服制云々、親王四品已上冠者、漆地金裝、以水精三顆、琥珀碧三顆、青玉五顆、交居冠頂云々、諸王諸臣一位冠者、漆地金裝、以琥珀五顆、綠玉六顆、交居冠頂云々、臣一位云々、二位三位冠者、漆地金裝、以琥珀五顆、綠玉五

顆、白玉一顆、交居冠頂云々、四位云々、以琥珀五顆、綠玉六顆、交居冠頂云々など、猶其形くはしく見えたり、既に二卷下に、委云るを見て、考合べし、○伎須賣流は、本居氏云、伎は著にて、笠を著るなど云著に同じ、須賣流は、統有なり、神代紀に、御須麻流玉といふに、統字を書り、但すぶるを、俗言にすべると云とは、用様異れり、統有の意にて、統て有なり、○無二は、本居氏たぐひ無と云むが如し、統たる玉のたぐひなきよしなり、玉の數を云には非ずと云り、土佐日記に、皆人々女少者、額に手を當て喜ぶこと二なし、落窪物語に、ねたういみじき事二なし、などある皆同じ、源氏物語薄雲に、このおとゞの君の世にふたつなき御形容ながら、云々とも見えたり、○此方彼方毛は、此も本居氏の考に從て、カニモカクニモと訓べし、○歌意は、たぐひなき、君一人を思ふからは、とまれかくまれ、君が意のまゝに隨ひなむといへるにやあらむ、

某歌二一首

舊本左の二首、下挽歌の標中、和銅四年三穂浦にてよめる、二首の次に入たるは、混亂たるなるべし、且題詞も脱しものなり、  
人言之繁比日玉有者手爾卷以而不戀有益雄  
此字、拾穂本に此と作るは誤なり、○玉有者は、二卷に、吾戀君玉有手爾卷持而吾戀四卷に、玉有者手二母將卷乎鬱瞻乃、世人有者手爾卷難石などあり、○歌意は、玉の如く、めでたくうつ

くしき其妹が眞の玉ならば人のものいひのしげくて逢難き頃者手玉になして手に纏持て外ながら戀しく思ひつゝのみは、あるまじきものとなり十二に、人言繁時吾妹、衣有裏服矣、とあるに意同じ、

妹毛吾毛清之河乃河岸之妹我可悔心者不持

妹毛吾毛は、毛は三ながら、物を相對へて云詞にて、妹も吾も、かたみに二心なく、底清きといふことを清之河にいひ續けたり、○清之河は、二卷に、飛鳥之淨之宮とも有て、飛鳥の清御原の河にて、いはゆる飛鳥河なるべし、○河岸之は、悔をいはむ料の序なり、岸よりのつゞきは崩る意、受たる意は悔なり、十四に、可麻久良乃美胡之能佐吉能伊波久叡乃、伎美我久由倍伎已許呂波母多自とあるも同じ、○心者不持は、十卷に、雨零者瀧都山川於石觸、君之摧情者不持、十一に、左不宿夜者千夜毛有十方我背子之、思可悔心者不持、ともよめり、○歌意は、吾のみならず、妹も妹のみならず、かたみに打わひて、二心なく底清ければ、後に悔べき心をば、更に持交じとなり、

大綱公人主宴吟歌一首

大綱公人主綱、字、舊本には綱と作り、今は古寫本類聚抄拾穂本等に從つゝは、傳未詳ならず、大綱公、姓は、姓氏錄左京皇別大綱公、上毛野、朝臣同祖、豐城入彦、命、六世、孫、下毛、君、奈良、弟、眞若君

之後也と見ゆ、續紀にも此氏見えたり、

須麻乃海人之鹽燒衣乃藤服間遠之有者未著穢

須麻は、攝津、國、矢田部、郡にありて、かくれなし、○鹽燒衣は、六卷にも、爲間乃海人之鹽燒衣乃奈禮名者香とあり、○藤服は、藤もて織たる布にて、賤者の服なり、十二にも、大王之鹽燒海部乃藤衣云々と見えたり、(契沖、藤を布に織たるを、奥山の山がつなど、さきおりとも、藤こぎぬともいふめりといへり)○間遠之有者は、マドホクシアレパと訓べし、間遠は、上よりのかゝりは、古今集に、須麻の海人の鹽燒衣箴を荒み、間遠にあれや君がきまさぬとある、箴をあらみがよき注なり、と契沖云り、之は例のその一すぢなるを、思はせたる助辭なり、○未著穢は、間遠く隔り居て、未狎親かぬと譬へたり、○歌意は、間遠く隔り居る故に、未狎親かずて、逢難きよしを、藤服に譬へたるなり、此は當時宴席に吟へたるにて、古歌なるべし、新古今集になれ行ばうき世なればや須麻の海人の鹽燒衣間遠なるらむ、此は古今集に本づけるなるべし、

大伴宿禰家持歌一首

足日本能石根許其思美菅根乎引者難三等標耳曾結鳥

足日本能は、契沖云、足日本能といひても、山に用る故に、山乃石根といふ心につゞけたり、○

石根許其思美は、石根の凝々しき故にの意なり、許其思は既に云り、○引者難三等は、引ば難からむとての意なり、難からむといふ意を、難三といふ例は、既に云り、○標耳曾結鳥、鳥、字、舊本鳥に誤れり、古寫本拾穂本等に從つ、異本には焉と作り、鳥は焉と通て、徒に添て書るのみなり、例多しは、引得る事は難からむとて、標ばかりを結て、他人に得させじとするよしなり、○歌意は、石根凝々しさに、直に引得ること、難からめ、他人には得させじと、標結廻すと云て、得がたき女なれども、遂には我物とせむと、かねて用意する意を譬へたるなり、

挽歌

上宮聖德皇子出遊竹原井之時見龍田山死人悲傷御作歌一首

上宮聖德皇子は、上宮はウヘノミヤと訓べきよし、古事記傳に、甚委く論へり、書紀に、推古天皇元年夏四月庚午朔己卯立厩戸豐聰耳皇子爲皇太子云々、橘、豐日(用明天皇第二子也、母皇)后曰穴穗部間人皇女皇后懷妊開胎之日巡行禁中當厩戸而不勞忽産之云々、父天皇愛之、令居宮南上殿故稱其名謂上宮厩戸豐聰耳太子、二十九年春二月己丑朔癸巳夜半厩戸豐聰耳皇子命薨于斑鳩宮是月葬上宮太子於磯長陵諸陵式に、磯長、墓、橘、豐日、天皇之皇太子、名云聖德、在河内國石川郡兆域東西三町南北二町守戸三烟と見えたり、○竹原井は、河内國大縣郡なり、續紀に、養老元年二月壬午天皇幸難波宮丙戌自難波至和泉宮庚寅車駕至竹原井

頓宮、天平十六年九月庚子、太上天皇行幸珍努及竹原井、離宮寶龜二年二月庚子、車駕幸交野、辛丑、進至難波宮、戊申、車駕取龍田道、還到竹原井、行宮など見えたり、○一首の下に、古寫本類聚抄等に、懸田宮御宇天皇代、懸田宮御宇者、豐御食炊屋姫天皇也、諱額田、謚推古といふ注あり、

家有者妹之手將纏草枕客爾臥有此旅人何怜

家有者は、五卷山上憶良爲熊凝述其志歌に、國爾阿良波父刀利美麻之家爾阿良婆母刀利美麻志、と有に依て訓べし、○客爾臥有は、旅中にて臥賜有と云なり、そも、臥ことを、古言に許夜留許伊許由許要と云、その許夜流は、古事記輕太子御歌に見えたり、古今集東歌に、横ほりふせる、とあるふせるを、古き一本には、こせるとあるよし、そのこせるは、こやるを誤れるなり、又許伊は、許伊臥、許伊轉などいへること、古言にめづらしからず、許由許要は、石久由石久要など云、その久由久要は、即許由許要を、音を通はして云るなり、石の崩るは、立たるもの、横たへ臥よりいへるなり、さてかく夜伊由要とは、たらくは、映を波夜留波伊波由波要とは、たらかしいふと、全、同例にして、立を多々留多知多都多豆と、多知都豆には、たらかす類と、又同例なり、かくてその臥ことを、對の人を敬ひて云とき、許夜佐牟許夜志許夜須、許夜世と、佐志須世に、仲はたらかして云ことにて、其は臥賜はむ、臥賜ひ、臥賜ふ、臥賜へと云意になる

こと、立を多々、佐牟多々、志多々、須多々、世と云は、立賜はむ、立賜ひ、立賜ふ、立賜へと云意にな  
ると、全、同例なり、しかるに許夜志、許夜須など云は、後、世には口づかず、神さびて聞ゆること  
なるを、布之、布須など云は、今、俗にも常云ことなれば、古めかしからずおほゆるより、ひとへ  
に許夜之、許夜須など云を、臥ことのみ意得て、臥伏等の字の、布之、布須とよみてよ  
ろしき所をも、許夜志、許夜須とよむは、ひがことなり、さるは右に云ごとく、自のうへに云と  
きは、そのはたらかしざまによりて、許夜留、許伊など云、他のうへを敬ひて云ときは、許夜世  
流、許夜之など云て、その差別あることなるを、その許夜留、許伊など云は、又後、世人には耳遠  
きから、その活用様に、他のうへを敬ひて云と、しからざるとの、差別あることをさへわすれ  
て、許夜里、許夜留など云べき處をも、ひたすら、許夜志、許夜須など云こと、思ふは、又あらぬ  
ことなり、必、他のうへを敬ふときならでは、許夜志、許夜須などは云まじきことなるを、さる  
ことにも心つかざるは、古言を味ふことのおろそかなるがゆゑなり、かくてこの旅人は、書  
紀の文によるに、その死後まで、皇太子の切に爲たまふを思へば、たゞの賤者にはあらざり  
しと見えたり、されば布志多留とも、許夜禮留とも、詔ずして、感慙に敬ひて、許夜世留とはの  
たまふなり、と知べきことなり、○此旅人何怜何、字、拾穂本に可と作るは、さかしらに改めた  
るなり、又活字本に阿と作るは誤なり、は、コノタビトアハレと訓べし、始には、仁賢天皇紀に、

吾夫何怜とあるは依て、コノタビトハヤと訓べくおもひしかども、なほ推古天皇紀に依て、  
アハレと訓べきなり、何怜は歎息の御詞なり、○御歌意は、己が家に在ば、妻が手を取て死る  
べきに、誰いとほしむべき人もなき、旅中にありて、死り臥たまへる、此、旅人あはれ悲傷しや、  
と歎かし賜へるなり、抑、此、御歌は、書紀推古天皇、卷に、二十一年冬十二月庚午朔、皇太子遊行  
於片岡時、飢者臥道、垂、仍、問、姓名、而不言、皇太子視之、與、飲食、即、脱、衣裳、覆、飢者、而言、安臥  
也、則、歌、之、曰、斯、那、提、流、箇、多、烏、箇、夜、摩、爾、伊、比、爾、慧、豆、許、夜、勢、履、諸、能、多、比、等、阿、波、禮、於、夜、那  
斯、爾、那、禮、奈、理、難、迷、夜、佐、須、陀、氣、能、積、彌、波、夜、那、祇、伊、比、爾、惠、豆、許、夜、勢、留、諸、能、多、比、等、阿、波、禮、辛  
未、皇太子遣、使、令、視、飢者、使者還來之、曰、飢者既、死、爰、皇太子大悲之、則、因、以、葬、埋、於、當、處、墓、固  
封也、とあると、もはら一事なるを、片岡とも、龍田山とも、くさく、に言傳しなり、但し書紀の  
正史の方に就て、片岡とあるを、正傳とし、龍田山とせるをば、誤傳とすべし、なほ此、後の物に  
記せるも、片岡とのみあり、拾遺集に、聖德太子片岡山、邊、道人の家におはしけるに、うゑたる  
人道のほとりにふせり、太子の乗給へる馬と、まりて行ず、鞭をあげて打給ふに、退てと、  
まる、太子則馬よりおりて、飢たる人のもとにあゆみす、み給ひて、紫のうへの御そをぬぎ  
て、飢人のうへにおほひ給ふ、歌をよみてのたまはく、しなてるやかたをか山に飯にうゑて、  
ふせる旅人あはれおやなし、うゑ人かしらをもたげて、御返しな奉る、いかるがや富の小河

の絶ばこそ、吾大王の御名は忘れぬ、太子傳曆に、太子命、駕巡看山西科長山本墓處、還向之時、即日申時、枉道入於片岡山、邊道家、即有飢人臥道頭、去三丈許、驪駒屈此、不進、太子加鞭、遂巡猶駐、太子自言哀々、即下馬、舍人調使鷹、走進獻杖、太子步近飢人之上、臨語之、可伶可伶、何爲人耶、於此而臥、即脫紫御袍、覆飢人身、賜歌曰、支那照耶片岡山、邇飯飢而臥、其旅人可伶、祖無邇汝成介米耶、刺竹之君、速無母飯飢而臥、其旅人可伶、是夷振歌也、飢人起首、進答歌曰、斑鳩之富小河之絶者、社我王之御名者、忘目、太子傳補闕記には、尾句を御名忘世米とあり、頭註極樂記云、斯那提留夜云々、飢人起首答現報靈異記に、皇太子出宮遊觀片岡村也、路側有乞句人得病、而太子見之、從輦下、俱語之、問訊脫所著衣、覆於病人、而言安臥也、遊觀既訖、返輦幸行、脫覆之衣、挂于木枝、無彼乞句太子取衣著之、彼乞句人他處而死、太子聞之、遣使以殯、岡本村法林寺東北角、有山守部作墓、而收名曰、人木墓也、後遣使掘墓、而不開、無乞句人、唯作歌書以立墓、戶歌曰、イカルガノトミノヲガハ乃タエバコソワガオホキミ乃ミナヲワスレメなどあり、古今集叙に至如、難波之付、獻天皇、富緒川之篇、報太子、或事關神異、或興入幽玄、この富緒川之篇は飢者の和歌、事關神靈と云るも、飢人のことにかけて云り、この和歌は、後人の強て附會たるにて、飢者のことをくさくさ云るも、みな虚説のみなり、信には、飢死者を見そなはして、悲みあはれみて、歌を作ませるのみのことなり、又かの飢者を、達磨、或は文殊の化たるなりしなどい

ひて、いよこちたき妄誕を、例の僧徒がかまへ出たるに欺かれて、信し人も古くよりありしと見ゆ、本朝文粹に、藤後生作、奉賀村上天皇四十御算、和歌序に、達磨和尚、至富緒川、寄於斑鳩宮、太子元亨釋書に、太子豐聰、過和之片岡、於時達磨作飢人貌、太子作和歌、問之、磨便以和歌酬之、其歌詞、其在國史之推古紀也、國史は類聚國史なるべし、なほ雜書等にもあり、皆論に足ざること、もなりけり、但し富の緒川の歌は、詞氣もいと古ふりて、聞ゆれば、もとより古歌にては、あるなり、故案に、此歌は、彼太子の御爲に、人の作出たる歌なり、つらむを、かの片岡の事實に、附會たるものなり、上宮法王帝説といふものに、上宮薨時、巨勢三杖、大夫歌、伊加留我乃止、美能乎河乃多、叡波許會、和何於保支美、乃彌奈和須良、叡米美加彌乎須多、婆佐美夜麻乃阿、運加氣爾比止、乃麻乎之志、和何於保支美、波母伊加留我乃己、能加支夜麻乃佐、可留木乃蘇良、奈留許等乎支美、爾麻乎佐奈、と見えたり、この三首は、みながらことさびて聞えたり、此説のみは、自餘に異りたる傳説にて、いとおもしろし、こは信に、正傳に據て、ものせるなるべし、さてこの片岡の御事跡、又御贈和のことなど、余なほ委考あり、餘に事長くうるさければ、その大かたを、こゝにはしるせり、

**大津皇子被死之時、磐余池、流涕御作歌一首。**

大津皇子被死は、持統天皇元年十月二日に、御謀叛のこと、覺はれて、同三日に、譯語田、舍にし

て賜死ツクシまししなり、猶委ユルき事は二卷上に既に云り、○磐余池、陂、陂字は舊本には般と作  
り、今は目錄古寫本、古寫小本、拾穂本等に從つ、前漢郊祀志に、鴻斬于般と有て、註に、孟康曰、般  
水涯、堆也、とあれば、般字義理なきにはあらねども、かくめなれぬ字、用ひけむこともいか  
なれば、陂とあるをや正とせむ、履中天皇紀云、二年十一月、作磐余池、枕冊子に、池は云々、磐余  
の池とあり、磐余は、大和國十市郡なり、

百傳。磐余池爾。鳴鴨乎。今日耳見哉。雲隱去牟。

百傳は、本居氏角障を寫誤れるものなり、凡て磐余の枕詞は、書紀繼體卷、又此卷に、今二十三  
卷に、二見えたる、何れも皆角障經とありて、百傳と云るは、一もあることなきを以て、誤なる  
ことを知べし、但し、いづれも、角障經と三字にのみ書るを、經字は、衍と心得て、後に削れるか  
又此字は、なくともあるべしと云り、○雲隱去牟は、命終なむと宣へるなり、命の終るを、雲隱  
るといふこと、此集殊に多し、二卷上に、委云り、○御歌意は、間近く常に覽馴て、おもしろみし  
この池に、鳴などの水鳥のむれゐて遊ぶをも、唯けふばかり見て、命終なむか、とよませ給へ  
るなり、此御歌、唯打出給へるまゝながら、いとあはれにかなしく、身にしみて聞ゆるは、薨給  
ひなむとせる、まことの御心よりのたまへる故なるべし、今も誦見ること、に、流る涙は留ぞ  
かねつる、

〔右藤原宮、朱鳥元年冬十月。〕

河内王葬豐前國鏡山之時。手持女王作歌三首。

河内王は、書紀天武天皇卷に、朱鳥元年正月庚申、爲饗新羅、金智淨、遣淨廣肆川内王等、于筑紫  
持統天皇三年閏八月辛亥朔丁丑、以淨廣肆河内王、爲筑紫太宰、帥八年夏四月甲寅朔戊午、以  
淨大肆、贈筑紫太宰、帥河内王、并賜賻物、と見ゆ、筑紫にて卒賜へる故、鏡山に葬申せるなるべ  
し、○葬字、拾穂本には、河の上にあり、○鏡山は、此上にも出たり、○手持女王、類聚抄には、手持  
を牛枝と作り、は、傳未詳ならず、河内王の妻なるべし、筑紫に率て下り賜ひつらむ、

王之親魄相哉。豐國乃鏡山乎。宮登定流。

王は、河内王を申す、○親魄相哉は、親しき魄の相協へばにやなり、親は、祝詞に、皇我親神漏岐  
神漏美とある親と同じ、相ばにやの意を、アヘヤといふは、古言なり、魄相は、十二に、靈合者相  
宿物乎、小山田之鹿猪田禁、如母之守爲裳、十三に、玉相者君來益八跡、十四に、波播巴毛禮杼母  
多麻曾阿比爾家留などあり、○鏡山、荒木田氏云、今猶此山に、古墓存りと、その國人いへり、○  
歌意は、鏡山を常宮と定め賜ひて、永く鎮坐るは、王の親魄の、相かなひ賜へばにやあらむと  
なり、

豐國乃鏡山之石戶立。隱爾計良思。雖待不來座。



石戸立隱爾計良思は、かしこくも天石屋戸の故事に、なずらへてのたまへるなり、古事記に、天照大御神見畏、閉天石屋戸、而刺許母理坐也、書紀に、入于天石窟、閉磐戸、而幽居焉、とあり、二卷高市皇子尊殞宮之時、歌に、神佐扶跡磐隱座、延喜式祝詞に、伊弉册尊、火結、神生給、互石隱坐、倭姬世記に、倭姬命、自退尾上山峯、石隱坐、などあるも、皆右の御故事に依ていへるなり、本居氏、石戸立の立は、闇を云り、今世にも云ことなり、闇を立と云所以は、師説に、上代には、戸を常は傍に取退置て、闇むとは、其を持來て、立塞ゆゑなり、と云れきと云り、隱はカクリとも訓べけれど、古事記の假字によりて、コモリと訓つ、○歌意は、王の歸り來座やと、待ど來座ぬは、鏡山の石屋戸を閉て、永く隠り座にけらしとなり、

石戸破、手力毛欲得、手弱寸、女有者、爲便乃不知苦。

手力毛欲得は、あはれ手力もがなあれかしといふ意なり、手力は、七卷に、君爲手力勞織在衣十七に、波流能波奈乎里底加射武多治可良毛我母などあり、こゝはかしこくも、古事記に、天照大御神、稍自戸出而臨坐之時、天、手力男神取其御手、引出とあるを思ひよせられたるなり、○手弱寸は、多和夜賣多和夜賀比那、上に引りなどある例によりて、タワヤキと訓つ、○女有者は、古事記須世理毘賣命、御歌に、阿波母與賣邇斯阿禮婆とあるに依て訓べし、四卷に、世間之、女爾思有者とも見ゆ、○歌意は、あはれ鏡山の石屋戸を破、手力もがなあれかし、さ

らば王の御手を取て、引出奉るべきに、手力弱き女にて、さる事も得せねば、外に爲べきやうもしられぬとなり、

石田王、卒之時、丹生王、作歌一首并短歌。

石田王は、傳未詳ならず、○丹生王、(王)字舊本には、脱たり、目錄、古寫本、古寫小本、又古寫本、類聚抄、拾穂本等に從つ、此、王も傳詳ならず、但し四卷、八卷に、丹生女王有は、同人にて、此も女王なるべきか、

名湯竹乃、十緣皇子、狹丹、頰相、吾大王者、隱久乃、始瀨乃、山爾、神左備爾、伊都伎坐等、玉粹乃、人曾言、鶴於余、頭禮可、吾聞都流、狂言加、我聞都流、母天、地爾、悔事乃、世間乃、悔言者、天雲乃、曾久、敝能極、天地乃、至流、左右二、杖策、毛不衝、毛去而、夕衢、占問、石ト、以而、吾屋、戶爾、御諸乎、立而、枕邊、爾、齊、戶乎、居竹玉乎、無間、貫垂、木綿、手次、可比、奈爾、懸而、天有、左羅、能、小野、之、七、相、菅、手取、持而、久堅、乃、天川、原爾、出立、而、潔身、而、麻之、乎、高山、乃、石穗、乃、上爾、伊座、都流、香物。

名湯竹乃は、枕詞なり、二卷に出、名湯は、奈用と通ひて、弱軟なる由の名、竹は、高生の義なり、カハエを切れば、ケとなれり、ハエとは、草木の立延榮るを云言なり、本居氏の、竹は、高なりと云

るは、こと足はず、猶品物解にも委云、○十縁皇子は、二卷に、奈用竹乃騰遠依子等とある處に、委く云たるを、披考べし、○狹乃頰相は、狹は美稱、丹は字、意にて、少年の紅顔を云、頰相は、(借、字)引を引、豆良布、擧を擧、都良布などいふ、豆良布に同じく、其、形容をいふ詞にて、こゝは顔面の紅光形容をいふ、(冠辭考に)丹豆良布は、丹著といふに同じきを、音を通はし延ていふか、と云るはあたらす、七、卷に、雜豆臘漢女乎座而、十三に、散釣相君名曰者などあり、又六、卷に、狹丹頰歷黃葉散乍とも見ゆ、○神左備爾、爾は手の誤にて、カムサピテなるべし、七、卷に、木綿掛而祭三諸乃神佐備而齋爾波不在人目多許増とあり、○伊都伎坐は、契沖、伊都伎は、いはふと同じ言なり、齋の宮を、いはひの宮ともよめり、たふとき人の死を、神あがりともいへば、かくはいふなりと云り、十九に、春日野爾伊都久三諸乃、又住吉爾伊都久祝之、古事記に、以伊都久神、又伊都伎奉、又拜祭書紀に、爲天孫所祭、なども見えたるを、思合すに、齋清め所祭坐よしなり、○玉梓乃は、既く云り、○於余頭禮可、妖怪言歎の意なり、と契沖が云ることし、天武天皇紀に、妖言而自刻死之、と見ゆ、例はなほ次に引、○狂言可、舊本に枉とあるは、狂の誤にて、タハコトカと訓べし、と本居氏の云るに依て改めつ、次に引ごとく、於余豆禮多波許等、と連云古語の例なれば、真に本居氏の説はうごきななき的説なり、十七、家持、卿遙聞弟喪、作歌に、於餘豆禮能多婆許登可毛、天智天皇紀に、復禁斷姪忘、妖僞續紀に、左大臣藤原朝臣永手、薨時、光仁

天皇、詔詞中に、於與豆禮加母多波許止乎加母云、字鏡に、誑太波已止、訛謂詐僞也、太波已止、などあり、○我聞都流母の母は、歎息の辭にて、語辭の母にはあらず、○天地爾は、天地の間になり、天地の間にあるが中に、ことにうへも無、悔事はの意のつゝきなり、○世間乃は、これは、世界の間といふ意にて、上の天地にもはら同じ意なるを、詞を換て、打かへし云るなり、すべてあるが中に、ことに抽たるをいふには、世におそろしき、世にかなしき、などいふ類の世にも、世界の間への意にて、こゝに世間のとあるに全同じ、○曾久能極は、四、卷に、天雲乃遠隔乃極九、卷に、天雲乃退部乃限、十七に、山河乃曾伎能乎登保美、十九に、曾伎能伎波美など有、曾久能は、曾久は、曾伎、曾許などに皆相通ひ、能は方にて、底方の極なり、本居氏、底とは、上にまれば下にまれ横にまれ、至極る處を、何方にても云り、十五に、安米都知乃曾許比能宇良爾とあるを以て、天にも云べきことを知べし、又六、卷、藤原、宇合卿西海道節度使に罷らるゝときの、高橋、虫麻呂の長歌に、筑紫爾至山乃曾伎野之衣寸見世常伴部乎班遣之とあり、曾伎も、極みを云て同じことなり、又塞を曾許と訓も、境域の極界の地なる謂ぞと云り、なほ古事記傳三、卷、天、常立、神の條下に、委論はれしを、併見て考べし、○杖策毛不衝毛去而は、路行、貌を文に云るのみなり、十三に、杖衝毛不衝毛吾者行目友公之將來道之不知苦とも見ゆ、遠き路を行には、必杖つくものなれば、かくは云り、伊佐那岐、命身潔、條にも、御杖を投棄賜ふとあるも、黃泉

國の遠境に、策て座る御杖なり。○夕衢占問は、衢字は、夕占をば、衢にて爲ゆゑに、そへて書たるなり、契沖、夕けとふは、つじ占を問ことなり、占をきかむとするものは、夕さりつがた、ちまたに出て聞なり、因て夕占問とも、又夕うらともよめり、又此集に、みちゆき占ともよめり、ゆふけは、此集末に多しと云り、後拾遺集に、男の來むと云侍りけるを、待わづらひて、夕けを問せけるに、よに來じと告ければ、心ほそく思ひてよみ侍ける、來ぬまでもまたまし物を、中々に頼む方なきこの夕け哉、大鏡五卷に、此御母いかにおぼしけるにか、いまだわからおぼしけるをり、二條の大路に出て、夕占問給ひければ、白髪いみじく白き女の、唯二人行が立留り給ひて、何業し給ふ人ぞ、もし夕占問給ふか、何事なりとも、おぼさむ事叶ひて云々、○石ト以而は、以は問字の誤にて、イシウラトヒテにてはあらぬにや、と景井云り、契沖、石トは、石を踏てうらなふなり、景行紀に、天皇初將討賊、次于柏峽、大野其野有石、長六尺、廣三尺、厚一尺、五寸、天皇祈之曰、朕得滅土蜘蛛者、將躡茲石、如柏葉而舉焉、因躡之、則如柏上於大虛、故號其石曰踏石也、是や石うらのはじめなるべき、又あし占してなどよめるは、何にても踏ころみて、占ふをいふなりと云り、荒木田氏云、拾芥抄に、問夕食歌とて、ふけとさやゆふけの神にもとのへば、道行人にうらまさせよ、兒女子云、持黃楊櫛女三人、向三辻問之、といへり、足占のことは、後に委云べし、○御諸乎立而は、御室を立て、神を奉請て祈禱するをいふ、御諸は、

一、卷奠器圓隣之の歌につきて、既く委云り、○枕邊は、古事記に、御枕方、書紀に、頭邊此云、摩苦羅陛とあり、○齊戸乎居齊字、拾穂本には、齋と作り、は、上に出、○無間貫垂は、字の隨に、マナクヌキムリとも訓べけれども、上に、竹玉乎繁爾貫垂とあるに依て、シバニと訓つるなり、○木綿手次は、木綿もて造れる襷なり、契沖が、木綿を著たるたすきなり、と云しは、非なり、十九悲傷死妻歌に、木綿手次肩爾取掛、倭文幣乎手爾取持、而勿離等、和禮波雖禱とあり、襷して袖をかへげて、供神事をなすさまなり、神代紀に、乃使太王命、以弱肩被、太手極、而代御手、以祭此神とあり、○可比奈爾懸而は、肘に掛而なり、古事記、歌に、多和夜賀比那、字鏡に、眩、辟也、肩也、加比那、などあり、○左佐羅能小野は、天上にある野名なり、十六末、怕物歌に、天爾有哉、神樂良能小野、爾茅草、刈とあり、また七卷に、天在日賣、菅原菅勿刈、嫌是も天上に有野なり、とあるを、あはせ見て、天上に野あることを知べし、契沖が、左々良能小野は、天上にあるにあらざ、大和國の地、名なるべし、月を左々良衣壯士といふから、天にある月といふ心にて、いひかけたりと云るは、いみじき非なり、さらば久方之、また三空往など、こそいふべけれ、且、梗壯士といはずして、唯左々良とのみ云て、月のこと、いかで聞えむ、次に、天川原をもよみたれば、天上の野なること、何をか疑はむ、○七相菅は、説々あれども、通難し、岡部氏のナ、マス、ゲと訓しは、いかにぞや、相字を、いかでマとはよむべき、甚謾なり、又略解に、宣長云、こゝはナ、ナ、

ス。ゲと訓べし、集中みちのくのとふのすがこも七ふには、とよめる七ふにて、七節の義なりとあるは、いかにぞや、まづ陸奥の、歌は、や、後の歌なるを、集中と云るは、あまりにおぼろげなり、又彼、歌の七ふは、菅薦の編たる節を云るにて、顯宗天皇、紀御歌に、於彌能始能耶賦能之、魔柯枳此、集十四に、麻乎其母能布能米知可久豆、などある布に同じきを、いかでか、生ながらある菅を、七ふ管、幾ふ管とはいはむ、思はずといひつべし、故、按、に、十四に、美奈刀能也安之、我奈可那流多麻古須氣とあるに依て、七相は、玉兒の誤にて、玉兒管にや、とはじめおもひしは、あらざりけり、七は石、字の寫誤にて、イハヒス。ゲなり、十三に、齋戸乎石相穿居、とあるを併考べし、さて是は齋杉齋槻など云る類にて、忌清まはれる菅の義なり、さてその齋菅を取、持て、祓潔てましもの、を、といふなり、菅を祓に用ることは、大祓、祝詞に、天津菅曾乎、本刈斷末刈切、氏、八針爾取、辟、氏、云々、神樂歌に、奈加止美乃古須氣乎、佐紀波良比伊能利志古登波、また次に引、六卷、歌にも見ゆ、○天川原爾出立而、と云は、往來がたき、天上の菅をも取、天河にも立出て、みそぎせましもの、をと思ふは、後悔のあまり、せめてしかまで、に思へるにて、かなふまじき限の事までを、思、設けて云るなり、あまりに喜しきこと、悲しきことなどには、天上にも上り、地底にも入らむと思ふは、今常にもあることなり、古今集にもろこしの吉野の山にこもるとも、と云るも此、類なり、さてこゝは、上に天雲乃云々、不衝毛去而とあるを、相照して味、べ

し、○潔身而麻之乎は、六卷、勅諸王諸臣子等、散禁於授刀寮、時作歌に、缺卷毛綾爾、恐言卷毛湯々、敷有跡、豫兼而知者、千鳥鳴其佐保、川丹石二生、菅根取而之、奴布草解除而益乎、往水丹潔而益乎とあり、大かたのさまも、今と似たり、業平朝臣、歌に、戀せじとみたらし川にせし身、潔神は受ずも成にけらしな、濱松中納言、物語に、戀しさを身そげど神の受ねばや心の中、すゞしげもなし、などよめり、本居氏、美會伎は身、漣なり、今も除服などに、海川邊に出て清まはり、又許理とて、水浴ることするは、みな袂の意ばえなり、さてみそぎは、必水邊に出てするに限りて云り、古書皆然りと云り、さて上に、天雲乃云々より、此、句までの意を、とりすべといは、いかに心盡し力を極て、解除潔齋をして、身命の幸全からむことを祈禱てましものを、今は石穂の上に、合坐つるからは、せむ爲便なしといひて、悔言する意なり、上の天地爾悔事乃世間乃悔言者といふ首尾、こゝに至りて相調へり、○高山は、こゝは泊瀬山なり、○石穂乃上爾といへるは、二卷、初に、如此許戀乍不有者、高山之磐根、四卷、手死奈麻死物乎とあるに、併思べし、○伊座都流香物は、合坐つるかな、嗚呼悲乎と歎息意なり、○歌意かくれたるところなし、抑此、歌、詞味甚切にて、今唱ふるにも、身にしみて最あはれなり、丹生王は、いみじき歌よみにぞありし、

反歌。

逆言之。狂言等可聞。高山之石穗乃上爾。君之臥有。

狂言等可聞狂言字舊本枉に誤今は類聚抄に從は等は(とての意の等にもあらずとしての意の等にも非ず)別に一格にて、軽く添たる辭とおぼえたり此下に、逆言之狂言登加聞白細爾舍人裝束而云々十七に、多婆許登等可毛(上にも引り)又十九に、玉梓之道爾出立往吾者公之事跡乎負而之將去などある、これらは、たゞ言を言跡と云りと思はれて、等の辭に、別に意なきが如し、又十九に、住吉爾伊都久祝之神言等行得毛來等毛、舶波早家無とある、神言等の等も、今と同じきかと思へど、此は歌意たがへれば、等は誤にて、神言爾なるべきかの疑あり、猶彼處に至りて委云べし、さて此は、狂言歎と疑ひたるにて、實言と信ざる意なり、○歌意は、高山の石穗の上に、王の臥賜へると使の云るは、實言にてはよもあらず、妖言僞言なるらしとなり、契冲云、此歌は、使のことばを、まこと、おもはれぬやうにいへるは、かならず常にもさあることなり、

石上振乃山有杉村乃。思過倍吉君爾有名國。

振乃山有は、大和國山邊郡布留山に在と云なり、四卷に、袖振山乃九卷に、振山從など見え、又七卷、九卷、十卷、十一卷、十二卷等にも、振の歌見えたり、○杉村乃は、過といはむ料なり、○思過倍吉(思字拾穗本に忠と作るは誤なり)は、思を遣過し失ふべきの意なり、思は憂念なり、又卒

給へるをき、て、世のならひはさこそあるなれ、よしやのがれぬ道ぞ、と思ひ過べき君には、あらぬ、といふ意に見るは、古意にあらず、十三に、神名備能三諸之山丹隱藏杉思將過哉羅生左右とも見ゆ、○歌意は、大かたの思物ならば、遣失ふべき方も有べきなれど、王の卒賜ひぬとき、ては、悲傷に堪がたくて、思を遣過し失ふべきにあらぬものを、と云るなり、

同石田王卒之時。山前王哀傷作歌一首。

同字、類聚抄、拾穗本等には、无、○山前王は、忍壁、親王の子にて、茅原王の父なり、續紀に、文武天皇慶雲二年十二月癸酉、无位山前王、授從四位下、元正天皇養老七年十二月辛亥、散位從四位下山前王、卒、と見え、又云、寶字五年三月己酉、茅原王云々、流多織、島茅原王者、三品忍壁、親王之孫、從四位下山前王之男、と見ゆ、懷風藻に、從四位下刑部、卿山前王一首とあり、前字、クマと訓る例は、十三に、道前和名抄に、大和國高市郡、檜前比乃久末、但馬國氣多郡、樂前佐々乃久万などあり、

角障經。石村之道乎。朝不離。將歸人乃。念乍。通計萬口。波。霍公鳥。鳴五月。者。菖蒲。花。橘乎。玉爾貫。蕪爾將爲。登。九月能。四具禮能。時者。黃葉乎。折。挿頭。跡。延葛乃。彌遠永。萬世爾。不絕等。念而。將通。君乎。從明日者。外爾可聞見。牟。角障經は、枕詞なり、既く出、○石村之道乎(石字活字本に、爾と作るは誤なり)は、泊瀬に往通ふ

とて、石村を經過るなり、上に、角障經石村毛、不過泊瀬山、何時毛將超夜者、深去通都とあるに、  
 て、其路次を知べし、泊瀬へ通ひ賜ひけむは、物いひわたらし、女のある故なり、なほ下に見  
 ゆ、○朝不離は、上に、出、毎朝の意にて、やがて毎日といふ意に通ゆ、○將歸人は、石田王をすさ  
 ○通計萬口波、口字、舊本には、四拾穗本には、石と作り、今は類聚抄に從つ、は、通ひけむやうは  
 の意なり、道すがら思惟しつゝ、通ひ賜ひけむやうはなり、○來鳴五月者、來、字、舊本に、无は脱  
 たるなり、他の例に依て、今姑く補つ、十卷に、霍公鳥來鳴五月之短夜毛、獨宿者、明不得毛、十八  
 に、保登等、藝須伎奈久、五月能安夜女具、佐波奈多知波奈爾、奴吉麻自倍可頭、良爾世餘等、又保  
 止々支須支奈久、五月能安夜女具、佐余母疑可豆、良伎などあり、さて五月を佐都紀と云は、本  
 居氏佐と云は、田植る農業を、凡て佐と云は、田植る月といふ意なりと云り、猶古事記傳に委  
 し、早苗月なりと云は、論に足ず、又谷川士清が、幸月なるべし、狩は五月を主とす、と云るも叶  
 はず、○玉爾貫、舊本に、一云貫交、と註せり、こはいづれにてもあるべし、菖蒲橋を、玉に貫よし  
 よめる歌、集中に多し、八卷に、五月之花橋乎、爲君珠爾、社貫零卷、惜美、又百枝刺於布流橋、玉爾  
 貫五月乎、近美安要、奴我爾、花咲爾、家里、十卷に、香細寸花橋乎、玉貫將送、妹者三禮、而毛有香、十  
 八に、白玉乎、都々美豆、夜良波安夜女具、佐波多奈知波奈爾、安倍母、奴久我爾、十九に、菖蒲花橋  
 乎、婦良我珠貫、麻泥爾、又霍公鳥、今來喧會、無菖蒲可都、良久麻泥爾、加流々、日安良米也、又菖

蒲花橋乎、貫交可頭、良久麻而爾、兵部省式に、凡五月五日節會、文武群官、著菖蒲、獲、頭註、左近衛  
 五月五日、藥玉料、續紀に、聖武天皇、天平十九年五月庚辰、是日、太上天皇、詔曰、昔者五日之節、常  
 用菖蒲、爲、綬、比來已停、此事、從今而後、非菖蒲、綬者、勿入宮中、續後紀に、嘉祥二年五月戊午、詔に、  
 五月五日、爾藥玉乎、佩天飲酒、人波、命長久福、在等、奈毛聞食須、故是以藥玉賜、比、御酒賜、波、久止  
 宣、など見ゆ、儀式帳に、五月五日節、菖蒲並蓬等、神宮並高宮、及諸殿仕奉、拾芥抄に、此、日主殿寮  
 菖蒲、蒲子内裏、殿舎、なども見えたり、漢土にては、この藥玉を、長命縷とも、續命縷とも、號けて、是  
 日この縷を、帶れば、萬の病を、辟る由、漢籍にかたゝ、出たり、さて、橋、實をも、玉に貫ことなる  
 に、こゝは、それには、あらで、橋花菖蒲などを、縷に、取、著て、其を、かくるなり、天智天皇、紀、童謠に、  
 多致播那、播於能我、曳多曳多、那例々、騰母陀、麻爾農、矩騰岐、於野兒、弘爾農、俱とあるは、實を貫  
 をいへるなり、○獲、爾將爲、登、綬、字、拾穗本に、蔓と作は、わろし、としばらく、此にて、絶て、意得べ  
 し、直に下へは、屬かず、綬は、古事記傳云、葛、鬘、髮、三あれど、本は、草の葛より、出たり、其、葛の名  
 本は、つらなり、さて、つら草を、以、頭のかざりに、かくるを、髮、葛と云、是、鬘なり、髮も、髮をかざる  
 ものなれば、同じ名を負つらむ、さて、上代、女男共、かくるものなり、其、しな色々ありと云り、な  
 ほ、委く見ゆ、○九月は、那賀都奇と云、都は、清て、唱ふべし、すべて、月々の名の中、今、世にも、正月  
 五月八月十一月は、都を、清て、唱れども、四月六月七月九月十月の、都を、濁て、唱るは、あらじ、正

月五月は、五卷に、武都紀十七卷に、佐都奇と假字書の見えたれば、古より清て唱へしことし  
 るし、他のをも、これに依て清て唱ふべし、然名けたる意は、熟饒月なるべし、爾藝と那賀とは、  
 音通へり、凡て饒は、那藝、那胡、爾胡など、通て、本同言なり、又藝と賀は、常通へり、さて、これに  
 兩説あるべし、まづ一には、この月は、なべて稻穂の登熟ふれば、其意にて云なるべし、稻穂の  
 熟を、爾藝と云は、かしかれども、番能邇爾藝命と申御名も、穂之丹熟てふ義にて、稻に依、た  
 るものなるべきを思べし、これに従ば、丹熟月にもあるべし、ニの切ニ、又熟田津といふ  
 も、もと穂の熟ふる田の謂の地名にもあるべし、二には、此月ほもはら熟稻を刈收て、天下の  
 人民ゆたに飽ひて、相饒ふ謂にもあるべし、崇神天皇紀に、五穀既成百姓饒之字鏡に、伽は、  
 豊也饒也、爾支波々志と見えたり、夜長月といふ説は、云に足ず、拾遺集に、夜を長月といふに  
 やあるらむとよめるは、唯假に興じて云るのみなり、又岡部氏語意考に、稻刈月と云るもあ  
 たらず、又本居氏の稻熟月にもあるべしと云るもわろし、おほよそ月々の名ども、昔來諸  
 説多かれど、當れるは甚少し、なほ月々の名の考どもは、余が別に記せるものあり、○四具禮  
 は、和名抄に、孫植曰、霰雨小雨也、漢語抄云、之久禮とあり、○折挿頭跡は、續爾將爲登と云に、む  
 かへて云るなり、八卷に、城婦等之頭挿乃多米爾遊士之覆之多米等云々とある、此挿頭と覆  
 と、對云たる例なり、○延葛乃は、枕詞なり、葛は品物解に云、葛の蔓は、長く延わたるものなれ

ば、遠長といはむ料なり、○彌遠永の下、舊本に、一云、田葛根乃彌遠長爾と注せり、○不絶等念  
 而の下、舊本に、一云、大船之念憑而と註せり、○將通こゝにて、上に通計萬口波とある首尾を、  
 相調へたり、夏は菖蒲橘を獲に爲り、秋は黄葉を挿頭にしつゝ、萬世に絶ず、長く泊瀬の相思  
 美人の許に通はむ、とおもほしてありしよしなり、その泊瀬に、美人のありしよしは、下の反  
 歌にてしらる、○君乎從明日者、舊本に、君乎婆明日從とありて、一云、君乎從明日者、香  
 と作るは誤、一本又類聚抄に従、と注せるを用つ、○外爾可聞見牟は、高山の巖の中に葬りつ  
 れば、明日よりは、外の物に見つゝ、あらむか、嗚呼、さて、思ひがけなき世哉、とおどろき歎き  
 たるなり、○歌意かくれたるところなし、

○舊本此間に、右一首、或云、柿本朝臣人麻呂作とあるは、後人の注せるにて誤なり、さらに柿  
 本朝臣の、口氣にあらず、

〔或本反歌二首 隱口乃泊瀬越女我手二纏在玉者亂而有不言八方〕

略解に、右の反歌にあらず、別に端詞ありしが、落しなるべし、と云るは誤なり、なほ次にいふ  
 べし、○泊瀬越女は、越は、ヲトの假字なり、十三に、爾太遙越賣、佐可遙越賣など書り、伊勢處女  
 菟原處女など云類なり、既く云り、さて、こは、かの石田王の朝、さらす通ひて、物いひわたり給  
 ひし、泊瀬の美人なり、○手二纏在玉は、石田王をさせり、上家持卿歌に、朝爾食爾欲、見其玉

乎、如何爲鴨從手不離有牟とあるは、坂上家大嬢を親みして、玉に比へていひ、こゝは泊瀬越女が王を愛せしを、玉に比へたり、○亂而有不言八方は、言は軽く添云辭、方は歎辭にて、嗚呼亂れてあらずやは、亂たりとかへる意なり、○歌意は、泊瀬の美人が手に纏て、朝暮に愛弄せし玉は、緒絶して、亂れてあらずやは、あはれ悲しき事にてある哉、と云るなり、王の卒去せるを、手玉の緒絶して、散亂れたるにならずらへ云り、荒木田氏が、亂は、火葬せし骨を、散せるをいふなるべし、と云るはあらず、唯玉と云る縁に亂と云るのみなり、凡て人を美愛して、玉と云ること、古きことなり、今、俗にも、物を稱美て、玉といふこと多し、五卷に、白玉之吾子古日者、源氏物語に、玉のをの子御子、空穂物語俊蔭に、玉の光りか、やく男子を生つ、藏開に、わがくに見え給はぬ、すがたかほおはする玉のをとこの見え給へるは、なども見ゆ、

〔河風寒長谷乎歎乍公之阿流久爾似人母逢耶〕

歎乍は、泊瀬處女が事を、かにかくに念ひ歎息て、長谷の道を、王の歩行通ひ給ひしをいふなり、○阿流久は、字鏡に、蹊、徂行也往來也、阿流久と見ゆ、五卷に、阿蘇比阿留伎斯、八卷に、遊往村、(舊訓はわろし、五卷に從て訓べし)、十六に、雖行往、十八に、安流氣騰、現報靈異記に、周、安留支三善爲康が、童蒙頌韻に、蹊、小町壯衰書序に、無行、榜門、古本枕冊子に、高欄そりはしなど、あるきたるなどあり、本居氏云、書紀に、歩行の訓、また中古の物語文などにも、阿理久とのみ見えた

れば、阿理久といふぞ、雅言のごとくきこゆめれど、其はかへりて後なり、今世にも然云り、これ古言なり、○似人母逢耶は、似る人だに逢、かしの意なり、○歌意は、泊瀬美人が事を、かにかくに念ひ歎息きて、泊瀬の道を、王の歩行通ひ賜ふに、似たる人だに逢、かし、さらばせめては、それをだに見つゝ、なぐさまむをといふなり、二卷人麻呂の妻の死れるを悲める歌に、玉梓道行人毛、獨谷似之不去者、爲便乎無見妹之名、喚而袖曾振鶴とあるに、意味同じ、

○舊本此處に、右二首者、或云、紀、皇女薨後、山前王(王字、舊本には脱せり、古寫本類聚抄等に從て引)代石田王作之也とあり、さてはいさゝか通難なれば、用ず、古來是に依て、解る説々もあれど、皆いひたらず、又強て解ば、いふべきやうもあれども、右の長歌の反歌として、能通ゆれば、さておきつ、

柿本朝臣人麻呂見香具山屍悲慟作歌一首  
草枕羈宿爾誰嬌可國忘有家待莫國

羈字、類聚抄拾穂本等には、羈と作り、○誰嬌可は、嬌は、借字にて、夫なり、可は、忘有の下にめぐらして、意得べし、誰が夫の、國忘たるにか、とつゝ、意なり、二卷に、神樂浪乃大山守者爲誰可、山爾標結君毛不有國とあるも、誰爲に、山に標結にか、といふ意にて、今と同じ例なり、○國忘有は、本國を忘れてあるといふなり、國とは本國なり、十九に、鴈之鳴者本郷思都追雲隱喧と



有に同じ、○待家莫國は、莫字異本又類聚抄には、眞と作り、さらばイヘマタマクニと訓べけれども、猶もとのまゝなるべし、家人の待居むものをの意なり、家待まくにといふべきを、かく云るは、本居氏十四に、をつくばのしげき木の間の立鳥の、めゆかなをみむさね射良奈久爾、十五に、おもはずもまことありえむやさぬる夜の夢にも妹が見え射良奈久爾、十七に、庭にふる雪は千重しくしかのみに、おもひて君をあが麻多奈久爾、これらは、さねざるに、見えざるに、待むにといふ意なり、かてといふも、かてぬといふも、同じ意なるが如し、後世の語にも、怪しかるといふべきを、けしからぬ、はしたといふべきを、はしたなしと云に同じと云り、(余云、いづれも、右に引る證歌のごとく、麻久と云べきを、奈久と云るなり、さて十四なる、さねざらなくには、今意に譯しては、さねずに居るものを、と聞べきところなり、十五なる、見えざらなくには、見えぬことなるものを、と聞べきことなり、十七なるは、今と全、同じ、又十卷に、今更吾者伊不往春雨之情乎人之不知有名國とあるも、知ぬことなるものをの意にて、同格なるべし)○歌意は、誰女の夫の本國を忘れて、旅宿に死たるにかあらむ、かくともしらで、家人は、今日か明日かと歸り來む日を、待つゝ居らむものをとなり、

田口廣鷹死之時刑部垂麻呂作歌一首

田口廣鷹は、傳未知ず、

百不足八十隅坂爾手向爲者過去人爾蓋相牟鴨

百不足は、枕詞なり、既く一卷に出つ、此は十六に、百不足八十乃衢爾、書紀仁德天皇、皇后御歌に、毛々多羅羅、椰素麼能紀波、などあるに同じ、○八十隅坂爾は、隅坂は、隈路の誤にて、ヤソノクマデニと訓べし、と略解に云るが如し、今按に、隈隅は、古通用ひたりと見ゆ、二卷に、作日之隅回乎、十六に、川隅乃などあり、然れば改めがたし、但し本は、みな隈なりけむを、字形の相似たる故、後に隅に誤寫せるより、遂に通、用たるにもあるべし、隅路は、古事記大國主、神御詞に、僕者於百不足八十垵手隱而侍とある、垵手に同じ、路を手とも云は、道之長道を道之長手とも云るが如し、○過去人は、廣麻呂なり、○蓋相牟鴨は、もし逢事もあらむか、さてもかなしやとなり、○歌意は、身死て、往にし、其路の八十の數多の隈々に、幣帛奉して、慰懃に神に祈禱ば、もし立還來て、逢見ることあらむか、いかさま、又あふべきみちは、あらじと思へば、さてもいと悲しき事と歎きたる意を、思はせたるなり、

土形娘子火葬泊瀬山時柿本朝臣人麻呂作歌一首

土形娘子は、傳未詳ならず、土形は、娘子の氏なり、應神天皇、紀に、大山守、皇子、是土形君、榛原君、凡二族之始祖と見えたり、和名抄に、遠江國城飼郡土形(比知加多)とあり、此郷名によれる氏か、○火葬は、文武天皇四年三月、僧道昭を、火葬せしより始まれり、

隱口能泊瀨山之山際爾伊佐夜歷雲者妹鴨有牟。

伊佐夜歷雲は、火葬の煙を云り、伊佐夜歷の言は、既く出、○歌意かくれたるところなし、七、卷  
雜挽歌に、隱口乃泊瀨山爾霞立棚引雲者妹爾鴨在武とあり、今とおほかた似たり、

溺死出雲娘子火葬吉野時柿本朝臣人麿作歌一首。

出雲娘子は、傳未詳ならず、出雲は氏か、又は國名か、

山際從出雲兒等者霧有哉吉野山嶺霏霏。

山際從は、雲の山の際より立出るものなれば、出雲娘子をいはひとて、山際從とはおけり、と  
契沖云り、○出雲兒等者、者、字、拾穗本には八と作り、等はその一人を云ことならぬど、一人の  
事にも云るは、古人詞のせまらざるなり、○霧有哉は、霧なればにやの意なり、○嶺霏霏、字  
舊本霏と作り、今は一本に從つ、拾穗本には微と作り、省文なるべし、は、火葬の煙の嶺に棚引  
たるをいふ、○歌意かくれたるところなし、

八雲刺出雲子等黑髮者吉野川與名豆颯。

八雲刺、刺、字、拾穗本に立と作るは、さかしらに改めたるなるべし、は、八雲立といふに同じ、枕  
詞なり、この詞は、まづ古事記須佐之男命、御歌に、夜久毛多都伊豆毛、夜幣賀岐都麻基微爾、夜  
幣賀岐都久流曾能、夜幣賀岐袁とありて、古事記傳に、夜久毛多都は、彌雲起にて、彼雲の立騰

るを、打見賜へる隨に、詔へる御詞なり、伊豆毛は、出雲にて傳久を約て豆となれるなり、云々、  
又師説に、出雲は、本より國名、夜久毛多都は、其、冠辭なり、その故は、八雲多知出と直につけ  
ずして、多都と唱舉て、さて次の言をいふ、例の冠辭の様なればなり、と云れしも、一わたりは  
さることなれど、然には非じ、多知伊豆とつゞけずして、多都と先言切たるは、其、時見たまへ  
るまゝに、八雲の立よと、先言出給へるなり、と云り、(已上)誠にさることなるべし、かゝれば、右  
の須佐之男命の御歌なるは、枕詞ならぬを、同記倭建命、御歌に、夜都米佐須伊豆毛多都流賀  
波都流多知都豆良佐波麻岐佐味那志爾阿波禮とあるは、八雲刺にて、やくもを、やくもと  
云、そのやくもものをも、めと通はし、都久は、都と約り、立を、刺とのたまへるなれば、續紀十一  
に出たる、歌曲の名に、八裳刺曲と云も見えたり、八雲立と同じことなるに、(書紀)には、即此、御  
歌を、やくもたつとあれば論なし、出雲建といふに冠らせたれば、其、時は、はやさきの、須佐之  
男命の御歌に、よりもとづきて、枕詞となしたまへる趣なれば、此、集にては、枕詞なることは  
さらなり、堀河院百首に、さりとともとおもひしかども、八雲立、手間の關にも、秋はとまらずと  
あるは、又うつりて、八雲立を、やがて出雲國のこと、とせるにて、久方を、天のこと、とすると同  
じ例なり、なほこの詞古事記傳に委云り、○子、字、類聚抄には、兒と作り、○與名豆颯は、與とは、  
岸側より放りて、遠き方をいふ、古は、川にも、與といひしこと、上に委云り、名豆颯は、浮ぶを云、

古事記傳四十二卷に、那豆佐比は、或は水に浮ぶをも云、或は底に沈むをも云、或は渡るをも云、何れも水に著ことに云り、と有が如し、四卷に、鳥自物魚津佐比去者、十二に、爾保鳥之奈津柴比來乎、古事記雄略天皇條、歌に、毛々陀流都紀賀延波云々、斯豆延能延能宇良婆波阿理岐奴能美幣能古賀佐々賀世流美豆多麻宇岐爾宇岐志阿夫良淤知那豆佐比などある、これは皆浮ぶを云り、今按、に古事記歌に、那豆能紀とあるは、浪漬之木といふ義と見ゆれば、那豆佐布は、浪漬傍なるべし、○歌意は、溺死たるを見て云るにて、かくれたるところなし、○按、に右二首は、紛れて後前になれるなるべし、前に溺死を見てよめる歌ありて、次に火葬を見てよめる歌あるべし、

過勝鹿眞間娘子墓時山部宿禰赤人作歌一首并短歌。

眞間娘子は、むかし下總國葛飾郡眞間といふ處にありし、美女なり、今も眞間といふところありとぞ、さてこの娘子は、賤民の家に生れながら、其形容の端正美麗かりしこと、良家の女にもさらにならびなかりしかば、見人聞者われおくれじと、妻どひ相競ふを見て、娘子うきことにおもひとりて、眞間湊に身を投て、はかなくなりければ、そこに墓つくりしとなむ、九卷長歌に見えたり、又十四下總國相聞歌の中にも、この娘子がことをよめる、二首あり、又かの菟原處女、又十六に見えたる櫻兒、又鬢兒など、この眞間娘子が事跡に、似たることなり、

○古寫本拾穂本等註に云、東俗語云、可豆思賀能麻末能豆胡とあり、  
 古昔有家武人之倭文幡乃帶解替而廬屋立妻問爲家武勝牡鹿乃眞間之手兒名之奧擲乎此間登波聞杼眞木葉哉茂有良武松之根也遠久寸言耳毛名耳母吾者不所忘。

有家武人とは、誰にもあれ、この娘子を聘せし人なり、七卷に、古爾有監人之覓乍衣丹摺牟眞野之榛原とあり、初二句、同語の例なれば引つ、契冲云、此娘子、いつの頃ありけむと考る所なし、第九の歌は、高橋連虫麻呂之歌集中出とありて、此虫麻呂も考る所なしといへども、赤人よりは、猶さきに出たるかとおぼしきに、其歌にも、いにしへに有ける事と、今まで絶えず云くる、かづしかのまゝの手兒名がよまれたれば、はるかに古代の事なり、○倭文幡、文字、父に誤、今改つ、は、文ある布なり、冠辭考に見ゆ、帶とせしことは、武烈天皇紀、歌に、於哀積瀾能瀾於寐能之都波拖夢須寐陀黎、此集十一に、古家之倭文旗帶乎結垂など見えたり、○帶解替而は、帶解交して、といふに同じ、互に帶解て、といはむが如し、○廬屋立は、フセヤタテと訓べし、冠辭考に、ふせやたつとよみて、屋のつまつけたりと云るは、甚わろし、妻籠の料に、屋を立る謂なり、さて古は、妻問すとは、まづことに、屋を造設る風俗にて、其は古事記に見立八尋殿とあるは、二柱神の御合坐む料なるをはじめて、須佐之男命の都麻基微爾夜幣賀岐都久

流と作まし、も、妻と共に、籠坐む爲ぞ、(古事記傳の説も然り)そは良人には限らず、賤者として、必しかせしなるべし、かくて今も土佐國にて、少し城府を離りたる里の風俗には、微賤者とても、妻迎せむとは、二人宿らるゝばかりの、甚ちひさき屋を造りかまへて、さて妻を迎て、其屋に率寝るなり、これ上古の風習の、邊鄙に遺れるなるべし、(頭註、枕詞解、四卷つまごも意にて、妻を率て隠る屋、といふ意につけたり云々、又集中にも、妻屋と多く見えたるも、妻隠る屋をいふ意なるを、併考べし、(註)契沖も、人の妻は、おくりふりきやに、かくれぬて、外の人にまみえぬものなれば、かくつりくるなり、長流が昔は、つまよと云所を、別に立置なり、今在郷にて、つものやと云は、遺風か故に、その心ばえを、以後、世まで新造と云り、是又一の證と云べし、この事、既に伊勢、(註)妻問は、夫婦相氏、四季草にも、さだせり、後、世川殿中日記にも、御新造といふこと見えたりと云り、)妻問は、夫婦相詠を云詞なり、四卷に、婦問爾、八卷に、婦問爲云、十卷七夕歌に、狛錦紐解易之天人乃妻問夕叙十六に、妻問跡、十八に、氣奈我伎古良何都麻度比能欲會、十九處女墓歌に、相爭爾、婦問爲家留古事記雄略天皇條に、故都摩杼比之物云、而賜入也、(娉物なり)、○勝牡鹿牡、字、舊本壯に誤、拾穗本又一本に従、○手兒名、手、字、活字本に无は脱たるなり、は、娘子の名、契沖が手兒名は、人の妻のこゝろにて、名にはあるべからずといへるはおしあてなり、手兒は、愛兒の謂にて、負せたる名にて、もあらむか、本居氏も、手兒名は、愛兒名にて、名は美稱なりと云り、されどなべての女を、ひろく云ることゝせむことは、いかゞなり、落窪物語に、まろがをぢにて、治部卿なる人のて、兵部少輔、かたちいとよく、はないとをかしげなるを、むことり給へるとの給へば云

云とあり、(このて、こも、愛兒の、謂にや、或説には、手兒は、手の兒の意といひ、又妙兒の意と云るもいかに、いづれ手兒名は、眞間娘子に限りて云れば、名なること疑無し、○好忠集に、うつき原手兒名が布を曝せると、見えしは、花の咲るなりけり、とあるは、摠て女をいふことゝ心得てよめるか、又この娘子にとりてよめるか、女、名に、某名といへるは、末之、珠名などの類なり、○奥柳は、九卷處女墓歌に、處女等賀奥城所、又詠眞間娘子歌に、奥津城爾、妹臥勢流、十八に等保追可牟、於夜能於、久都奇波、十九處女墓歌に、奥墓乎此間定而などあり、書紀に、墓とも丘墓とも書て、オクツキとよめり、奥津は、神代紀に、被可以爲顯見蒼生、奥津棄戸將臥之具、とある奥津なり、柳は、郭なり、和名抄云、野王曰、柳、周棺者也、與郭同、和名於保止古、と見えたり、○茂有良武は、シグミタルラムと訓べし、木の葉の生茂みて、隠せる故にやあらむとなり、一卷に、大殿者此間等、雖云夏草香繁成、奴留とよめり、今と似たり、○松根也、は、松根の遠く根延ぶを云て、遠久寸の言を興せり、也は、久寸の下に轉して意得べし、(也は、之の誤にて、マツガネノならむと本居氏の云るは、熟考へざりしなり)、○遠久寸は、此間とは、聞ど、其奥柳の、灼然も見えやらぬは、娘子が時代の、遠久き故にやあらむとなり、眞木も、松も、その墓地に生たるをもて、言をよせたるなるべし、○不所忘は、今まで、に、絶ず言來る、言にのみも、名にのみも、聞つゝ、昨日しも、見けむが如くおもほえて、暫も忘られぬことなるものを、といふ意なり、○歌、意かく

れたるところなし、

反歌。

吾毛見都人爾毛將告勝牡鹿之間々能手兒名之奥津城處。  
人爾毛將告は、十七立山賦に、伊末太見奴比等爾母都氣牟於登能未毛名能未母伎吉底登母之夫流我禰とあるに、意同じ、○牡字、類聚抄には无、舊本には牡に誤、拾穂本に従つ、○歌意かくれなし、

勝牡鹿乃眞々乃入江爾打靡玉藻荇兼手兒名志所念。

牡字、舊本牡に誤、拾穂本に従つ、○打靡はウチナビクと訓べし、こは玉藻のなびくを云詞なればなり、(略解に、うちなびきと訓て、手兒名が打靡きて、玉藻刈けむと云意に見たるはわろし)○歌意は、真間の入江に、打なびく玉藻を、手名兒が(存在し時)刈けむ容貌の、いかにうるはしくめでたかりつらむと一すぢに思ひやらるゝよしなり、(略解に、真々の江に、身を沈めたるを云るなるべし、と云るは、いみじきひがことなり、

和銅四年辛亥(過三穗浦時)姓名(作歌)一首。

此題詞を舊本に、和銅四年辛亥、河邊宮人、見姫島松原美人、屍哀慟作歌四首、と記して、左の二首を載、其次に、人言之云々、妹毛吾毛云々の二首を載たり、此は甚く混亂したるものなり、そ

の題詞は既く二卷に全出、歌も二首あり、さて其歌も娘子を悲める歌なるを、此處の歌は、さる意にしもあらねば、此歌の題詞にしかあるべき謂なし、亂れたること知べし、但し和銅云々は、此歌より末まで、和銅神龜天平と、年歴の知たるを、次第で載たりと見ゆれば、この和銅云々の六字は、もとよりありしことしるし、かくて辛亥の下、漏失たりけむを、歌意をもわきまへしらぬ人の、二卷の題詞をとりもち來て補入しものと見ゆ、かくて左の二首は、新喪の歌ならねど、久米、若子の、死去の古を、悲みたるより、挽歌の標中に載しこと右の真間娘子をよめる歌に、准べし、

加座幡夜能美保乃浦廻之白管仕見十方不怜無人念者。

加座幡夜能座字、舊本麻と作るは誤なり、今は異本に従つ、但し麻は、アサのアは、カの韻にこもれば、サの假字に、用ひしものぞとも、いふべけれど、此歌の書様にはあらず、又加座と濁る處なれば、まして、さらなり、は、風速之にて、地名なるべし、(契沖が、備後にこそ風速、浦はあれ、是はつねに、風の早き浦なり、といふ心にて、つゞけたるなり、といへれど、地名には、諸國に、同じきが多かるをや)○美保乃浦廻は、七卷、羈旅作とありて、紀伊、名所をよめる歌の中に、風早之三穗乃浦廻乎撈舟之とあり、紀伊國にあるなるべし、浦廻は、ウラミと訓、ウラワ、ウラマなどよむは、甚わろし、既く委云り、○白管仕は、品物解に云り、○見十方不怜は、躑躅の盛なるを見

れども心よからず悲しく思はるゝよしなり、不恰は、不樂と書ると同意にて、既く一卷に委云り、○無人念者、舊本に、或云、見者悲霜無人思丹と註せり、さて次の歌に依て考るに、無人は、久米、若子を云なるべし、この歌と、次のと二首は、契沖も云し如く、此上に、博通法師、往紀伊國見三穗、石室、作歌とあると、大かた同じ趣なれば、今も紀伊國三穗にて、久米、若子を、しぬべる歌なり、○歌意は、浦廻の風景、躑躅の花盛などを見れば、常はおもしろく興ありて、世の憂事をも忘るゝ事なるに、亡人のうへを思へば、花に心もなぐさまで、中々に悲しく思はるゝとなり、

見津見津四久米能若子我伊觸家武磯之草根乃干卷惜裳

見津見津四は、見津は、(借字)書紀顯宗天皇卷に、不才、仁德天皇卷に、不佞とあるを、美都那斯と訓たる美都にて、才德、勇威あるをいふ詞にて、既く一卷、山上、臣憶良、在唐時作歌に、大伴乃御津とあるに就て、委く註せり、照見て考べし、四は、清々、多頭、多頭四、忌々、斯雄々、斯などの斯に同じ、さて美津、美津斯とふ言もて、米久に冠せたるは、まづ古事記中卷、神武天皇條に、自其地、幸行到、忍坂、大室之時、生尾土雲八十建、在其室待伊那流、故爾天神御子之命、以饗賜八十建、於是宛八十建、設八十膳、夫每人佩刀、誨其膳夫等、曰聞歌之一時共、斬、故明將打其土雲之歌、曰意佐加能意富牟廬夜爾、比登佐波爾岐伊理袁理、比登佐波爾伊理袁理、登母、美

都美都斯久米能古賀久夫都々伊々斯都々伊母知宇知豆斯夜麻牟美津美津斯久米能古賀久夫都々伊々斯都々伊母知伊麻宇多婆余良斯如此歌而拔刀一時打殺也(かく美都美都斯久米能古とつゞけし猶あり)と見えたるぞ、其始にて、さて凡て、久米の枕詞の如くにも、なれるなるべし、抑久米を、美都美都之といふべきは、同記上卷天降條に、天忍日命天津久米命二人、取負天之石、取取佩頭椎之大刀、取持天之波士弓、手挾天之真鹿兒矢、立御前而仕奉、故其天、忍日命(此者大伴、連等之祖)天津久米命(此者久米、直等之祖也)と見えたるを、はじめて、また中卷神武天皇條に、爾大伴、連等之祖、道臣命、久米、直等之祖、大久米命、二人、召兄、宇迦斯、罵詈云、伊賀所作、仕奉於大殿、内者、意禮先入、明白、其將爲仕奉之狀、而即握、橫刀之手、上、矛由氣矢刺而追入之時、乃己所作、押見、打死、爾即控、出、斬、散、など、猶往々に、此命の事見えて、凡て、代武事にて仕奉ひ、其、勇威ありしから、かくつゞけ云り、はた其下文に、伊須氣余理、比賣の、大久米命の、黥利目を見て、阿米都々、知杼理、麻斯登々、那杼佐、祁流斗米、とよめるも、武く畏く、勇威しき、眼ざしなりしを思ふべし、さて其、大久米命の、所部し、壯子ども、其に、働いて、甚武威かりしほどをも、推て知べし、されば、久米部の、壯子等にも、この枕詞を、おくべきものぞ、かゝるを、今までこの詞の意を、解得たりし人一人もなし、説々あれど、皆叶はず、まづ契沖が、代匠記に云る説は、論に足ず、厚顔抄に、書紀、歌につきて、大久米命の目をさけるが、にらまへるやう

なれば大に見る意に見津見津しと云なるべしと云て、二の津は天津國津などの津に同じと云るはいかにぞや、さる都の言のおきさまあるべくもあらず、又冠辭考に都を濁りて美豆垣などの美豆と同じく、若きをいふなるは、即久米若子と云るにてもしれ、今も萬の物のわかろうつくしきをみづくしとは云ゆり、と云れど、物をほめて云みづは、古事記に美豆能小佩、また水垣書紀に瑞穂之地、瑞此云瀨圖集中にも、水莖、水枝、美豆山など見えて、豆はいづれも濁音なるを、此美都美都斯も、さる意ならむには、美豆美豆斯、とこそ書べきに、書紀にも瀨都瀨都志と書て、皆清音なれば、決く非なるをしるべし、また本居氏古事記傳に、美都美都斯は、満々しにて、圓々しといはむがごとし、此は目の大きな貌を云るにて、久米の枕詞なり、大久米命を、鯨利目とありて、目の圓に大きにありし故に、久米てふ名を負給へる、其久米は、久流目の約りたる言なり、今世にも、人の目の圓く大きにて、利げなるを、目の久流久流としたると云是なり、故満々し久流目と續けたるなりとあり、久米てふ稱を、久流目の約りたる言とせるは、もしはさる由にもあるべけれども、美都を満なりと云るは、叶ひがたし、もし満々しの意ならむには、美知美知斯、とこそいふべきに、美都は、活用言ときの例なれば、美都斯と斯の言をそへ云べきことわりにあらざるをや、○久米能若子は、荒木田氏考に、神武天皇の率坐し、久米部の壯子なるべし、天皇紀伊國を経て、内津國に入まし、なれば、紀伊國

に、久米部の残り居しなるべしと云り、○伊觸家武武字、拾穂本には牟と作り、は、伊は發語なり、觸は、フリと訓べし、廿卷に、伊蘇爾布理字、乃波良和多流、磯に觸海、原渡るなり、とあり、○磯之草根は、磯は三穂、浦の磯なり、草根は、クサネと訓べし、カヤネと訓はわるし、○干卷惜裳惜字、舊本情に誤、類聚抄、古寫本、拾穂本等に従は、卷は、武の伸りたる言、裳は、歎辭にて、枯む事の、さても惜や、といふ意なり、○歌意は、武威く雄健しかりし、むかしの久米部の壯子が、往觸けむと思へば、其磯の草の枯む事だに、さても惜やとなり、  
 ○舊本こゝに、人言之繁比、日玉有者、手爾毛以而不戀、有益雄、妹毛吾毛、清之河、乃河岸之妹、我可悔心者不持、といふ二首を連載て、その左に、右案、年紀并所處、乃娘子屍作歌、人名已見上也、但歌辭相違、是非難別、因以累載於茲次焉、乃は、及の誤、とあるは、仙覺などが註せるにやあらむ、其は上にもいふ如く、三穂、浦にてよめるは、久米若子が古を慕ひ悲しめる歌にて、無人念者などあれば、挽歌の標中に載つらむを、人言之云々、妹毛吾毛云々の二首は、全相聞なるを、混亂しにも心をつけずして、たゞにうたがひ註しつるなり、  
 神龜五年戊辰太宰帥大伴卿戀故人歌三首  
 大伴卿は、旅人卿なり、○故人は、卿妻大伴郎女なり、五卷にも、太宰府にて、太宰帥大伴卿報凶問歌あり、八卷式部大輔石上堅魚朝臣歌に、霍公鳥云々、その左註に、右神龜五年戊辰太宰帥

大伴、卿之妻大伴、郎女遇病、長逝焉、于時勅使式部、大輔石上、朝臣堅魚、遣太宰、府、弔喪、并贈物色、其事既畢、驛使及府諸卿大夫等、共登記夷城、而望遊之日、乃作此歌、と見ゆ、○歌、字、舊本卿に誤、類聚抄、古寫本、拾穂本等に從つ、

愛、人、纏、而、師、敷、細、之、吾、手、枕、乎、纏、人、將、有、哉、

愛は、ウツクシキと訓べし、略解に、ウルハシキとよみて、うらぐはしといふに同語なり、と云るは誤なり、廿卷に、有都久之波々爾、書紀齊明天皇、大御歌に、宇都俱之枳阿餓倭柯枳古弘、孝德天皇、卷、歌に、宇都久之伊母我、字鏡に、娃、美女、貌、宇豆久之乎、美奈、などあり、美貌を、ウツクシといふは、美麗れば、人の愛賞るがゆゑなり、しかるを今世には、うつくしきといふを、美麗き本義と意得たるは、非なり、食物の美味を、ウマシといふが如し、うまさといふは、何にても、可愛きを贊美ていふことなるを、味、美物は、人の可愛るゆゑに、やがてうましといふを、味、美事の本義と意得るは、非なるが如し、此類多し、准て知るべし、○人纏而師、纏の下に、古寫一本には、之字あり、人の枕にしてし、といふ意なり、○纏人將有哉は、枕にする人あらむやは、といふ意なり、○歌意は、心の打あひかなひて、愛かりし妻の枕にせしを、今は其妻の死去れば、吾手枕を纏て、相宿る人もさらにあるまじきが、甚悲しと歎賜へるなり、略解に、他人に又あはじといふ心なり、と云るは非なり、こゝは、しか設けしらへたる意は、さらに無、

〔右一首別去而經數句作歌〕

別去は、死、去なり、

應、還、時、者、成、來、京、師、爾、而、誰、手、本、乎、可、吾、將、枕、

應還は、此卿、天平二年十二月、京へ還り賜ひしなり、なほ次に云、○時者成來、成、字は、類聚抄に、无は、落たるなり、來の誤寫なり、成來、草書甚混易し、トキハキニケリと訓べし、本居氏、説に、來字は、去の誤にて、ナリヌなり、と云れど非ず、來と去は、字形も遠ければなり、○吾將枕は、五卷に、和我摩久良可武とあり、こは枕を頭に著をいふ言にて、可武は、可伎久氣の活轉にて、活動ぬ言を活用かす辭なり、纏く、絹く、などの久に同じ、しかるを、枕くは、枕纏の約言ぞ、と誰も皆意得て、しか解來れるは、太じき非なり、○歌意は、京に還るべき時は、來にけり、然るを京に還行て、誰が袂を枕にして、吾は相宿せまし、妻に死別たれば、さらに相宿する人もなくて、いと悲しからましとのよしなり、

在、京、師、荒、有、家、爾、一、宿、者、益、旅、而、可、辛、苦、

荒有家は、頃年太宰府におはせしなれば、京師家は荒たるなり、○一宿者は、妻无に獨宿ばとなり、○可辛苦は、京に還向、間、預て辛苦かるべし、とおもほしやり賜ふなり、○歌意かくれなし、下に、還入故郷、家即作歌、人毛奈吉、空、家者草枕旅爾益而辛苦有家里、とあるを併見るに、



切に哀に悲くなむ有ける、

〔右二首臨近向京之時作歌〕

此下に天平二年庚午冬十二月太宰帥大伴卿向京上道之時作歌と見え此卷末に附記るに、天平二年十月一日任大納言續紀には漏脱せりとあるに依て思ふに十月の末より十二月の間に作れし歌なり、

神龜六年己巳左大臣長屋王賜死之後倉橋部女王作歌一首。

神龜二字此處は削べし上に神龜五年とあればなり。○長屋王の傳は一巻下に委云り賜死しことは續紀に天平元年二月辛未云々等告密稱左大臣正二位長屋王私學左道欲傾國家其夜云々圍長屋王宅癸酉令長屋王自盡其室二品吉備内親王男從四位下膳夫王无位桑田王葛木王釣取王等同亦自縊甲戌遣使葬長屋王吉備内親王屍於生馬山云々長屋王天武天皇之孫高市親王之子と見ゆ。○倉橋部女王は傳知ず八卷に棕橋部女王とあるは同人なるべし。

大皇之命恐大荒城乃時爾波不有跡雲隱座。

大皇之(大字)舊本太と作るは誤なり今は類聚抄拾穂本等に從つ略解に大を天に改めてス。メロキノとよみしは、いみじきひがことなりは、オホキミノと訓べし。○大荒城は、大は例の

美稱荒城と云意は、本居氏云荒は、鏢璞などの阿羅なり其は新に死たるまゝにて、未何とも爲あへぬほどの意にて、今世にも其を阿羅某と云こと多し、阿羅亡者阿羅齋阿羅火などの如し、城は墓の紀に同じ、されば新に死たるまゝにて、未葬りあへざるほどに、且姑く收置處を阿羅紀と云て、天皇などは、其宮を阿羅紀能宮と申せるなりと云り。○時爾波不有跡は、大荒城仕奉るべき時ならねども意にて、身命の限にて、薨賜へるに非ざりしを云、次に、丈部龍麻呂が自經死たるを、時爾不在之天とあるに同じ。○雲隱座は、薨坐るといふ。○歌意は、大皇の御命のかしこくゆしく、いなみがたき故に、御身命の限にあらざして、自盡賜へるは、いと悲しき事となり、

悲傷膳部王歌一首。

膳部王は、長屋王の長子なり、上長屋王の註に、續紀を引るが如し、續紀に、神龜元年二月丙申無位膳夫王授從四位下と見えたり、

世間者空物跡將有登曾此照月者滿闕爲家流。

將有登曾は、あらむ道理とてぞ、といふほどの意なり。○歌意かくれたるところなし、天照月の滿則必缺る理を思ひて、自悲傷の堪難きを忍へるなり、七卷に、隱口乃泊瀬之山丹照月者盈昃無鳥人之常無、十九悲世間无常歌に、天原振左氣見婆照月毛盈昃之家云々とあり、

〔右一首作者未詳〕

天平元年己巳攝津國班田史生丈部龍麻呂自經死之時判官大伴宿禰  
三中作歌一首并短歌。

班田史生は、アガチダノフミヒトと訓べし、班田は、孝德天皇紀に、班田收授之法、持統天皇紀には、班田大夫等ともあり、續紀に、天平元年十一月癸巳、任京及畿内、班田使云々、阿波、國山背、國陸田者、不問高下、皆悉還公、即給當土百姓、但在山背、國三位已上、陸田者、具錄町段、使附上奏、以外盡收、開荒爲熟、兩國並聽、と見ゆ、班田のことは、田令、義解に、凡田六年一班、(謂此據未給口分人也、其先已給訖者、不可更收授也、若田有崩埋侵食、亦依改班例也、)神田寺田、不在此限、謂此、即不稅田也、縱有崩埋侵食、不可更復加授也、若以身死、應退田者、每至班年、即從收授、と見えたり、史生は、官中の末々の事までを、書記す職なり、和名抄に、職員令云、史生、(俗二音如賞、今案、)官局以上、及諸國一分、皆謂之史生、一分者、蓋俸斷之、分法、長官五分、次官四分、判官三分、主典二分、史生一分之義也、とあり、後に史生を賞の如く唱ふるは、主典にまざる、故なるべし、されど古は、主典、史生共に、フミヒトと唱へしなるべし、○丈部、龍麻呂は、傳知ず、丈部は、和名抄に、安房、國長狹、郡丈部、波世豆加倍、と見ゆ、此地、名より出たる氏なるべし、廿卷、防人等が姓氏に、安房上總に、丈部氏多し、龍麻呂も東國より出て、官仕せし人ならむ、○經死、(經字、)類聚抄には

經と作り、經の誤か、楊雄方言に、經は縊也と見えたり、は、垂仁天皇紀に、自經、雄略天皇紀に、經死とあるを、ともにワナキとよめり、皇極天皇紀には、ワダキとよめり、ダとナは、既に云る如く、親通例にて、同言なり、さてワナは、縊なり、キは、枕き、藪きのキと、同言にて、體物を活轉す辭なり、ワナキは、縊絞の約、といふ説は、わろし、○字鏡に、縊、絞也、經也、久比留、とも見ゆ、○判官は、班田司の判官にて、長官次官の下知を得て、官中の大小の事を、正判る職なり、マツリゴトヒトと訓べし、和名抄に、本朝職員令、二方品員等所載云々、勘解由曰判官云々、(皆)万豆利古止比止、とあり、(後)世に、なべて諸官の判官を、ジョウと呼は、八省の丞の字音よりうつれるなり、と本居氏いへり、○大伴、宿禰三中は、類聚抄に、三中、或、作御中、攝津國班田判官云々、續紀に、天平九年正月辛丑、遣新羅使副使從六位下大伴、宿禰三中、染病、不得入京、三月壬寅、副使正六位上大伴、宿禰三中等四十人、拜朝、十二年正月庚子、外從五位下、十五年六月丁酉、爲兵部少輔、十六年九月甲戌、爲山陽道巡察使、十七年六月辛卯、爲少貳、十八年四月壬辰、爲長門守、同月癸卯、從五位下、十九年三月乙酉、爲刑部大判事、と見ゆ、此時は、班田司の判官たりしなるべし、天雲之、向伏國、武士登、所云人者、皇祖神之御門爾、外重爾、立候、内重爾、仕奉、玉葛彌、遠長、祖名文、繼往物與、母父爾、妻爾子等爾、語而立、西日從、帶乳根、乃、母命者、齋忌、戸乎、前坐置而、一手者、木綿取持、一手者、和細布奉、平間

幸座與天地乃神祇乞禱何在歲月日香茵花香君之牛留鳥名津匠來與  
立居而待監人者王之命恐押光難波國爾荒玉之年經左右二白栲衣不  
千朝夕在鶴公者何方爾念座可鬱蟬乃惜此世乎露霜置而往監時爾不  
在之天。

天雲之向伏國とは、國土の境界は、遠に望れば、雲の地に向ひ伏て見ゆるをいふ、こゝは、天下  
國土の限といふにて、天地の間に、二なき武士といふ意に、つゞきたり、契沖が、遠國の心なり、  
丈部は、安房國長狹郡にある郷名なれば、此龍麻呂をこより出て、みやづかへしたるゆゑに、  
かくはつゞけしなるべし、といへるは、甚非じ、次に引祝詞、五卷十三卷、歌をも併見て、國土の  
限をいふとなるは、疑なきを知べし、祈年祭、祝詞に、皇神能見霧志坐四方國者、天能壁立極國  
能退立限青雲能靄、極白雲能墜坐向伏限云々、五卷令反惑、情歌に、許能提羅周日月能斯  
多波阿麻久牟能波迦夫周伎波美、多爾具久能佐和多流伎波美、十三に、白雲之棚曳國之青雲  
之向伏國乃天雲下有入者などあり、○武士登は、マ。ス。ラ。ヲ。トと訓べし、(モノ。フ。とよめるは  
いかゞなり)集中に、健男とも書たると、同義なり、天地の限、雙なき武健き士と所云しよしな  
り、今世にていは、日本一の剛者、といはむが如し、伊勢物語に、天下の色ごのみ、源のいたる  
といふ人とあるも、天下一の好色者、といふ意なるに、准知べし、こゝの詞にて思へば、此龍麻

呂當世剛勇の名を得し人にぞ有けむ、○皇祖はス。メ。ロ。キ。ノと訓べし、既く一卷中に、具説り、  
○神之御門は、皇朝廷を云、○外重爾はト。ノ。ヘ。ニと訓べし、外重は、古今集、壬生、忠岑、長歌にて  
るひかり近き衛の身なりしを、誰かは秋の來る方に、欺き出て御垣より、外重守、身の御垣守  
をさゝしくもおもほえず、とある是なり、猶次にいふ、○立候(候字、舊本候に誤、今は拾穗本  
に従)は、令せ賜ふことあらば、仕奉むと、立て伺候ふよしなり、○内重爾は、禁裏に、外重中、内  
重ありて、これを三門と云り、宮衛令、義解に、凡理門至夜燃火(謂内及中外之三門、皆衛士燃火  
也)並大器貯水、監察諸出入者、とあり、天皇の大坐ます外の御門を宮城門といふ、左右衛門守  
れり、此を外重と云、其内の諸門を、中重と云、神祇式に、凡云々、若禰宜、給五位位記、於中重給之、  
左兵衛府式に、凡云々、行夜者、中隔二人、左右兵衛まもれり、其内の御門を、閤門と云て、(舒明天  
皇紀に、閤門とあり、それより内には、御門なし、これ内重なり、九卷詠浦島子歌に、海若神宮乃  
内隔之細有殿爾ともあり、○仕奉は、令せ賜ふことを、執行ひ仕奉といふなり、○玉葛は、遠長  
の枕詞なり、○祖名毛は、先祖の名をも、といふなり、祖とは、父母より、遠祖をかけていふ稱な  
り、○繼往物與は、朝廷に仕奉り、且班田使に任られなど、身を立功を成て、先祖の家名をも、彌  
遠長く、末世までに、斷ず云繼むものぞ、と語らひしよしなり、○母父爾は、オ。モ。チ。ニと訓べ  
し、廿卷に、意毛知々我多米、又阿母志々とも見ゆ、(阿母志々は、母父の東語)○妻爾子等爾は、十

三に、母オモ父チ母妻モツ毛子モ等モ毛高タカ々ク二來ニ跡待ツマ異六人之悲沙イノカシサ、廿卷に、若草之都麻母ワカクサノツマ古騰母コトモ乎コ知チ己コ知爾チニ左波爾サハニ可久美カクミ爲云々ニ多豆タマ佐波里和可禮加サハリワカレカ豆爾等マメニ比伎等ヒキニ騰米之多比之毛能乎トモヒシモノなどよめり、○帶乳根オビニ乃ノは、母の枕詞にて、集中ことに多し、垂乳根タラシ、足常タラシなど書たるは、借字にして、多良知タラシは、知チは、之シに通ひて、知チと之シと通用たる例、集中これかれおほし、足の意にて、贊辭なり、かしこけど、足日子タラシヒコ、足比賣タラシヒメなどの足の如し、根ネも、例の尊稱なり、古事記に、垂根王タラシキミ、また建忍山垂根タラシキミ、島垂根シマタラシなど云人名も見えたり、この垂も足タラシにて、即足根タラシと云に同じ意の稱なり、母ハは、ことに親く尊ウツクきものなる所以に、足根タラシ之母ハとは稱なりけり、冠辭考に、赤子を育つ、日月を足しめ、ひととなすは、母のわざなり、よりて、日足根ヒタラシ之母ハと云を、日を略ハきいふなり、と云るは、いみじきひがことなり、そも、日足と云は、日の言おもければ、その重き言を略ハきては、何を足すよしとか聞えむ、凡てさばかり、言を省ハきて云ることなかりし古に、さる略言あるべきことかは、又此を、多羅知斯タラシとも云り、其は五卷に云べし、又新撰萬葉に、足千種之祖裳都良芝那タラシチヌノソノシメノ如此量思丹迷世丹駐低カクシヤカシオモヒニヤコフコトニトヤリとあるは、や、後なり、又父をたらちを、母をたらちめ、と分ちいふなどは、さらに古しらぬ、しれ人のわざなりかし、○母命ハハノミコトは、母を尊ウツクて云るなり、父命チノミコト、夫命ウツクノミコト、兄命ケノミコト、弟命イモノミコト、妹命イモメノミコトなども云たること、集中に多し、さてかゝるところに、母をいひて、父をいはざるは、古人の實なり、父をたふとみて、母をいやしむは、漢國聖人といふものゝさかしらなり、皇

國の古は、母父ともに、同じつらにたふとめるが中に、母はことに親しきものなれば、母をことにいへるは、實のこゝろなり、○和細布奉ニギハヤヒは、和細布ニギハヤヒは、諸祝詞に、御服波明多閑照多閑和多閑荒多閑爾ニギハヤヒ、仕奉ニギハヤヒ氏ニギハヤヒと見ゆ、奉ニギハヤヒは、神祇ニギハヤヒに奉進ニギハヤヒを云、○平字ニギハヤヒ、舊本平ニギハヤヒ、元曆本ニギハヤヒに手と作るは、皆誤、今改つ、○間幸座ニギハヤヒ與ニギハヤヒは、間は借字、眞幸ニギハヤヒ座ニギハヤヒせよ、と神祇ニギハヤヒに禱るなり、上に吾命ニギハヤヒ之ニギハヤヒ眞幸ニギハヤヒ有者ニギハヤヒ廿卷爲防人情ニギハヤヒ陳思作歌ニギハヤヒに、平久和禮波伊波々ニギハヤヒ、牟好去而早還來等ニギハヤヒ麻蘇ニギハヤヒ涅毛ニギハヤヒ知奈美ニギハヤヒ、太平能ニギハヤヒ其比ニギハヤヒなどあり、○神祇ニギハヤヒ乞禱ニギハヤヒは、十三に、天地乎ニギハヤヒ歎ニギハヤヒ乞禱ニギハヤヒ幸有者ニギハヤヒ又反見ニギハヤヒ又天地之神祇乎ニギハヤヒ曾吾祈ニギハヤヒ、また天地之神乎ニギハヤヒ曾吾乞ニギハヤヒなどあり、○何在ニギハヤヒは、五卷に、伊可爾ニギハヤヒ安良武日能等ニギハヤヒ伎爾可母ニギハヤヒとあり、○歲月日香ニギハヤヒは、トシニギハヤヒキニギハヤヒヒニギハヤヒニニギハヤヒカニギハヤヒと訓べし、トシニギハヤヒノニギハヤヒツニギハヤヒキニギハヤヒヒニギハヤヒカニギハヤヒと訓はたがへり、何の歳にか、何の月日にか、といふ意なり、○茵花ニギハヤヒは、香の枕詞なり、茵ニギハヤヒは、品物解に具云、○香君之ニギハヤヒは、ニホニギハヤヒヘルニギハヤヒキニギハヤヒミニギハヤヒガニギハヤヒと訓べし、(本居氏の、カグハシニギハヤヒキニギハヤヒミニギハヤヒガニギハヤヒとよまれし、そは十八に、香具波之君乎ニギハヤヒとあるに據たるなるべけれど、もしこゝも、しか訓べきならば、香細ニギハヤヒとか、香具播ニギハヤヒ之とか書べきを、香の一字のみにては、カグハシニギハヤヒとよまむこといか、)十三に、茵花ニギハヤヒ香ニギハヤヒ未通女ニギハヤヒとあるを、人麻呂集ニギハヤヒ、歌には、都追慈花ニギハヤヒ爾ニギハヤヒ太遙ニギハヤヒ越賣ニギハヤヒと見えたり、思合ニギハヤヒべし、一卷に、紫草能爾保ニギハヤヒ敝類ニギハヤヒ妹乎ニギハヤヒ十一に、山振之爾保ニギハヤヒ敝流ニギハヤヒ妹之、字鏡に、婢媛ニギハヤヒ、美麗之貌ニギハヤヒ、爾保ニギハヤヒ不ニギハヤヒなど見ゆ、○牛留鳥ニギハヤヒは、荒木田氏ニギハヤヒ、牛留ニギハヤヒは、尔富ニギハヤヒの誤にて、ニホドリノなるべしと云り、十五にも、柔保等里能奈豆左比由氣婆ニギハヤヒとあれば、信に是、説は謂れたり、又

異本に、牛を牽と作るに依ば、ヒク。ア。ミノ。なるべし、留を、活字本に、死田、二字に作るは、留の異體番と作る、其を誤て、二字とせるなり、○名津匠は、上に出づ、○待監人者は、母、父、妻子の、いつしか還、來坐む、と待けむ、其人はといふなり、○押光は、難波の枕詞なり、古事記、書紀にも見え、集中には、殊に多し、此はまづ、難波は、神武天皇、紀に、方、到、難波之、崎、會、有、奔潮、太、急、因、以、名、爲、浪、速、國、亦、曰、浪、華、今、謂、難、波、訛、と見えれば、本は浪速とも、浪華とも呼し、由傳へたるなり、今は、其中に、浪華とある方に就て、其、本、義、に、立、か、へ、り、て、此、枕、詞、を、お、け、る、な、り、華には、光といふが古の常なれば、押並て、光浪の華、といふ意につゞけり、さて押は、十卷に、忍、並、而、高、山、部、乎、白、妙、丹、令、艶、有、者、櫻、花、鴨、とあるごとく、押並る意、光は、同卷に、能、登、河、之、水、底、并、爾、光、及、爾、三、笠、之、山、者、咲、來、鴨、三、卷、に、足、檜、木、乃、山、左、倍、光、咲、花、乃、云、々、六、卷、に、巖、者、山、下、耀、錦、成、花、咲、乎、呼、理、な、ど、よ、め、り、さ、て、押、光、と、連、言、る、は、集、中、月、歌、に、七、卷、に、押、而、照、有、八、卷、に、月、押、照、有、な、ど、あ、り、さ、て、六、卷、超、草、香、山、時、神、社、忌、寸、老、麻、呂、作、歌、に、直、超、乃、此、徑、爾、師、互、押、照、哉、難、波、乃、海、跡、名、附、家、良、思、裳、とあるも、本、義、を、思、ひ、て、押、照、や、浪、華、の、海、と、名、附、け、け、ら、し、と、い、ふ、意、か、と、も、思、へ、ど、然、に、は、非、ず、其、頃、は、既、く、此、枕、詞、地、名、の、如、く、な、り、て、や、が、て、難、波、宮、を、押、照、宮、と、も、い、ひ、し、と、お、も、は、る、れ、ば、廿、卷、に、櫻、花、伊、麻、佐、可、里、奈、里、難、波、乃、海、於、之、豆、流、宮、爾、伎、許、之、賣、須、奈、倍、と、あ、り、こ、の、老、麻、呂、が、歌、の、意、は、難、波、の、言、へ、は、關、ら、ず、こ、の、難、波、の、海、を、古、歌、に、押、照、と、よ、め、る、に、今

此、直、超、の、道、よ、り、見、や、れ、ば、お、の、難、波、の、海、上、の、押、照、て、清、白、に、見、ゆ、る、よ、昔、人、も、此、草、香、の、直、超、よ、り、見、や、り、て、難、波、に、押、照、て、ふ、名、を、負、せ、け、ら、し、な、と、當、時、の、景、色、を、興、じ、て、よ、め、る、な、り、さ、れ、ば、こ、の、老、麻、呂、歌、は、此、枕、詞、の、發、り、の、意、に、係、て、見、む、は、甚、惡、し、○難、波、國、は、泊、瀬、國、吉、野、國、な、ど、云、る、類、な、り、既、く、云、り、○荒、玉、乃、は、年、の、枕、詞、な、り、集、中、に、此、詞、甚、多、く、し、て、年、と、も、月、と、も、來、經、と、も、續、き、た、り、古、事、記、景、行、天、皇、條、歌、に、多、迦、比、迦、流、云、々、阿、良、多、麻、能、登、斯、賀、岐、布、禮、波、阿、良、多、麻、能、都、紀、婆、岐、閉、由、久、と、見、え、た、り、此、枕、詞、種、々、の、說、あ、れ、ど、皆、あ、た、ら、ず、其、中、に、本、居、氏、古、事、記、傳、に、阿、良、多、麻、能、は、阿、多、良、阿、多、良、麻、の、約、り、た、る、言、な、り、萬、葉、廿、に、年、月、波、安、多、良、安、多、良、爾、安、比、美、禮、騰、と、あ、る、は、安、多、良、と、は、年、月、日、時、の、移、り、も、て、行、を、云、言、に、て、年、月、は、移、り、て、環、る、物、な、れ、ば、又、環、り、來、る、毎、に、逢、見、る、よ、し、な、り、さ、て、阿、良、多、麻、能、は、阿、多、良、阿、多、良、の、上、の、阿、多、良、を、切、め、て、阿、良、と、云、下、を、切、め、て、多、と、云、る、に、て、麻、は、間、に、て、程、と、云、に、同、じ、と、云、る、も、い、さ、か、た、が、へ、り、さ、る、は、ま、づ、間、と、云、る、言、の、趣、を、よ、く、考、ふ、る、に、ア、ヒ、ダ、と、い、ふ、に、全、同、意、に、し、て、物、と、物、と、の、空、隙、を、云、言、な、り、間、字、を、字、書、に、隙、也、と、も、暇、也、と、も、又、空、隙、也、と、も、云、る、其、意、な、り、又、時、日、也、と、も、註、し、た、れ、ど、御、國、言、に、麻、と、云、る、は、空、隙、の、意、な、ら、ぬ、は、一、も、な、し、言、の、趣、を、よ、く、考、へ、て、知、べ、し、大、神、皇、井、阿、良、多、麻、能、は、阿、良、多、々、麻、能、て、ふ、言、に、て、阿、良、多、は、新、意、多、麻、能、は、田、物、か、田、實、之、か、の、意、に、て、稻、實、を、い、ふ、な、ら、む、今、も、稻、實、の、中、に、赤、き、が、有、を、阿、加、太、麻、と、云、は、た、ま、く、古

言の残れるにやとぞおもはるゝさて年と云名は田寄にて其は神の御靈もて稻種を水に浸し、苗代に播田になして、天皇に寄奉賜ふ故に、田より寄てふ意にて、穀を登志といふより、年を登志といふと本居氏の云れしによりて思へば、阿良多麻能年といふは、新穀之田寄といふつゞきなるべくおぼゆ、さて月とかゝるは、新穀之調といふ意かともおもへど、さにはあらで、月は、年の中のものなれば、つゞけたるなるべし、來經と續くるも、月とつゞけしに同じと云り、○白栲は衣の枕詞なり、既く出づ、○衣不于下、自細之衣袖之干とあるに依て思ふに、こゝも衣の下に袖か、手かの字、脱たるなるべし、又衣は袖字の由の旁の滅しものにもあるべし、故今はコロモテホサズと訓つ、旅館に年月を経て、雨露に沾し衣服をも、焔乾人だにもなくして、朝暮に勤勞せる由なり、九卷に、焔于人母在八方沾衣乎、家者夜良奈、羈印とよめり、○何方爾念座可、一卷に、何方所念計米可、二卷に、何方爾念居可、此下に、何方爾念鶏目鴨などありて、集中に多き詞なり、○露霜は、置の枕詞なり、既く出づ、○置而往監は、惜此世間を棄措て、死去けむことゝいふなり、○時不在之天は、上に、大荒城時爾波不有跡とあるところに云る如く、身命の限にあらざして、といふなり、○歌意かくれたるところなし、

反歌。

昨日社公者在然不思爾濱松之上於雲棚引。

不思爾は、思ひがけもなきにの意なり、五卷、悲男子歌に、大船乃於毛比多能、無爾於毛波奴爾、横風乃云々、十卷に、霜雪毛未過者、不思爾、春日里爾、梅花見都などあり、○於雲棚引は、火葬の烟をいへり、○歌意は、君が存世て、公事を勤みしは、昨日の事にこそ有けれ、されば思ひがけもなきに、今日はその君を火葬して、濱松の上に、雲烟となりて、たなびきたるよ、さてもたのみがたき、人の身ぞとなり、

何時然跡待牟妹爾玉梓乃事太爾不告往公鴨。

事太爾不告は、事(借字)言なり、傳言をさへせずしての意なり、○歌意は、歸り來む日は、今日か明日かと、家妻は待つゝあるらむに、その妻に使用して、傳言をさへせずして、自經死し君哉、さても情無のわざやとなり、

天平 一年庚午冬十二月太宰帥大伴卿向京上道之時作歌五首、

賜ふ時なり上に具云り、  
吾妹子之見師輛浦之天木香樹者常世有跡見之人曾奈吉。  
輛浦は、備後國にありて名高し、七卷に、海人小船帆纛張流登見左右荷輛之浦回三浪立有所

見好去而亦還見六大夫乃手二卷持在輶之浦回乎とよめると同じ處なり○天木香樹は諸國にある木なり讚岐國にては今毛呂と云り柏木と云木に似て根蔓ものなり其實多く群りなるものなり故實群といふ義にてミムを切ればムとなる牟漏といふ名は負せたるなりなほ具は品物解に云るを披見べし本居氏玉勝間にも見ゆさてはやく契沖も云し如くこの輶浦の室樹は大木にて其昔甚名高くぞありつらむ十五に波奈禮蘇爾多氏流牟漏能木宇多我多毛比左之伎時毛須疑爾家流香母之麻思久母比等利安里宇流毛能爾安禮也之麻能牟漏能木波奈禮豆安流良武とよめるも此浦なり現存六帖に輶の浦や浪路遙に漕船のそがひになりぬ磯の室木○當世有跡は常世にて有どもといふなり常世は常住不變を云○見之人會奈吉はうせらせし帥妻大伴郎女をさせり○歌意は筑紫に率て下りしほど郎女の賞み見しその輶浦の室の木は當時に不變てあれどもその見し郎女は失せてなきが悲しき事となり

輶浦之磯之室木將見每相見之妹者將所忘八方

歌意は今より將來輶浦の磯にたてる室樹を見む度毎に相共に此樹を賞み見し妹がことのおもひ出られていかで得忘堪むやはさても悲しき事ぞとなり磯上丹根蔓室木見之人乎何在登問者語將告可

歌意は相共に見し妹がうへのことをいかなりと室の木に問ばもし語告ることもあらむかとなり過去冥途の事をも室の木に問見むとせめて思へるがいとあはれなり

〔右三首過輶浦日作歌〕

與妹來之敏馬能埼乎還左爾獨之見者涕具末之毛

還左爾は還時になり左は之太の約れるにて時の古語なり往左來左の左に同じ上に具云り○獨之見者之字舊本に而と作るは誤なり四の誤なるべし今は類聚抄に従つピトリシミレバと訓べし之はその一すぢなるをいふ助辭なり○涕具末之毛は涕催しもなり具牟とは草木に芽具牟角具牟などいふは萌す意にてこゝも涕の落むと催し萌す意なり仁徳天皇紀歌に椰葎辭呂能菟々紀能彌椰珥茂能葎烏輪和俄齊烏彌例摩那彌多思摩辭茂後撰集に古の野中の清水見るからに刺具牟物は涕なりけりなどあり毛は歎辭なり○歌意かくれたるところなし

去左爾波二吾見之此埼乎獨過者情悲喪

情悲喪喪字舊本に哀と作るはわろし今は類聚抄穂拾本又異本等に從つ又古寫一本には裳と作りそれもよろし喪は歎辭なり舊本一云見毛左可受伎濃と註せり見放る事もせずに来ぬといふなり見放るといふは一卷に數毛見放武八萬雄とある下に解し如く放は振

放見の放ツクに同じくして、望ノゾミり放ツクつ意の詞なり、かくてこゝは、此コノ崎を見れば、二人見し妹が事のおもひ出られて、彌ヨシ悲しければ、望ノゾミりもあへず、悲に伏シ沈シて過來ぬと云意なり、此コノ詞、古來ムカシヨリ意得誤れることなり、契ツケ沖ウチなどが、目メもはなたず見て、過スぐる意と云るは、太イタく反モトれり、○歌意は、筑紫に、往ユキ時には、郵ユ女メと二人見し、此コノ敏馬の崎を、還マゼる時に、たゞ一人見れば、むかしの事の思ひ出られて、さても悲しやとなり、

〔右二首、過敏馬崎、日作歌。〕

還入故郷家、即作歌三首。

人毛奈吉、空家者、草枕、旅爾益而辛苦有家理。

歌意かくれたるところなし、在京キヤウ師シ荒アラ有家イヘ爾ニ一宿ヒトヨリ者ネ益ニ旅リ而シテ可シ辛シ苦シと預カケて案アハひし如ニく、まこと

とに辛苦クムシかりけり、とのたまへるが、甚イあはれなり、

與妹爲而、一作之、吾山齋者、木高繁、成家留鴨。

與イモト妹ト爲シテ而テ、妹イモトと二人しての意なり、爲シテ而テは、一人爲シテ而テ二人爲シテ而テ旅リ爲シテ而テ家ニ爾ニ爲シテ而テなど云

る、爲シテ而テと同意にて、他をまじへず、其事をうけぱりて、物することにいふ詞なり、さればこゝ

も、妹と二人、うけぱりて作りし意なり、○吾山齋者は、アガシマハと訓べし、廿卷に屬目山齋

作歌、乎之能須牟伎美我許之乃麻云々とあり、之麻とは、本居氏、俗にいはいゆる、作庭築山の事

を、古には島と云り、二卷に、御立爲之島乎見時云々、御立爲之島之荒磯乎云々、島御橋爾云々、島乃御門爾云々、六卷に、鶯之鳴吾島曾云々、十九に、雪島巖爾殖有奈泥之故波などある島これなり、又伊勢物語に、島このみ給ふ君なり、とあるも同じことにて、造庭を好みめで給ふを云りといへるが如し、山齋と書るは、その作庭に、家の形など造れる所由なるべし、○歌意は妹と二人、うけぱりて作りし、吾家の島は、此ほど、さても木高く繁くなりける哉、木高くなりなば彌見處もあるべければ、その時、二人相共に愛賞むと思ひしにたがひて、いと悲しさの堪がたくおもはるゝよとなり、土佐日記に、京の家に、歸り著たることを書るところに、さて池めいて、くぼまり水つける處あり、邊に松もありき、いつとせむとせのうち、千年や過にけむ、片枝はなくなり、今生たるぞまじれる、大かた皆荒にたれば、あはれとぞ人いふ、思ひ出ぬ事なくおもひ戀しきがうちに、此家にて生れし女兒の、もろともに歸らねば、いかゞはかなしき、舟人も皆子抱てのゝじる、かゝるうちに、猶かなしびにたへずして、ひそかに心しれる人のいへりける歌、うまれしもかへらぬものをわが屋外に、兒松のあるを見るがかなしさ、とぞいへる、なほあかずやあらむ、又なむ見し人を松の千歳に見ましかば、遠く悲しき別せましや、とあり、妻にわかれしと、子を失へると、任國より、故郷家に還入たる悲情、ともにあはれになむ、



吾妹子之殖之梅樹每見情咽都追涕之流

殖字拾穗本には植と作り、○情咽都追は、四卷に、言將問緣乃無者情耳咽乍有爾又白妙乃袖可別日乎近見心爾咽飲哭耳四所泣廿卷に、麻蘇埜毛知奈美太平能其比牟世比都々言語須禮婆などあり、○歌意は、妻がありせば、二人見まし物をと思へば、見毎に彌悲く、情咽つゝ、一すぢに涕流るゝとなり、此下家持卿悲傷亡妾歌に、秋去者見乍思跡妹之殖之屋前之石竹開家流香聞また吾屋前爾花曾咲有其乎見杼情毛不行愛八師妹之有世婆水鴨成二人雙居手折而毛令見麻思物乎云々など見えて、ともいといはれなり、

天平三年辛未秋七月大納言大伴卿薨之時謠六首

天平二字削べし上に天平元年とあればなり、○三字古寫一本に、二と作るは誤なり、○大伴卿薨は續紀に、天平三年秋七月辛未大納言從二從大伴宿禰旅人薨と見えたり、既く此卷上に委云り、

愛八師榮之君乃伊座勢波昨日毛今日毛吾乎召麻之乎

榮之君は、咲榮し、愛き君といふなり、七卷に、安志妣成榮之君之穿之井之云々とあるに同じ、○吾乎召麻之乎、字類聚抄に、无はわろし、は、二卷、日並、皇子尊の薨賜し後、舍人がよめる歌中に、東乃多藝能御門爾雖伺侍昨日毛今日毛召言毛無とあるにこゝろばえ同じ、○歌意か

くれたるところなし

如是耳有家類物乎芽子花咲而有哉跡問之君波母

如是耳は、カクノミニと訓べし、カクシノミとよまむは、最悪し、又カクノミシとよまむも、こはわろし、十六に、如是耳爾有家流物乎猪名川之與乎深目而吾念有來とあり、○問之君波母は、二卷、天皇崩賜ひし時、大后の作坐御歌に、明來者問賜良思神岳乃山之黃葉乎、今日毛鴨問給麻思とあるに同じく、芽子花開たりしやいかに、と問賜ひし君は、いづらやと云るなり、波母は、慕め問意の辭にて、上に云り、○歌意は、芽子花開たりしやいかに、と問賜ひし君は、いづらいかなる處におはしますや、いかさま、かくはかなくのみなり、賜へるものを、今はいかに慕ひ奉りても、かひなきことぞとなり、

君爾戀痛毛爲便奈美蘆鶴之哭耳所泣朝夕四天

痛毛爲便奈美は、最も爲便が无故にといふなり、十三に、此九月之過莫乎伊多母爲便無見云云、十五に、安我母布許己呂伊多母須徹奈之などありて、伊多は、最甚意の辭なり、○蘆鶴之は、音鳴といはむ爲の枕詞なり、さて蘆鶴の蘆は、借字にて、求食鶴なり、蘆鴨、蘆蟹などの蘆も同じ、と今村樂云りき、○哭耳所泣は、五卷に、雲隱鳴往鳥乃禰能尾志奈可由とあり、○朝夕四天は、四天は、軽く添たる辭にて、意なしと云り、今案に、此四天も、旅爾爲而家爾爲而などいふ

爲而シテ、同言にて、其事をうけはりて、他事なく物する意の詞なるべし、さればこゝも、朝夕に他事なく、一すぢに哭にのみ泣るゝよしなるべし、○歌、意かくれなし、

遠長トホナガクツカヘム將仕物常念有之トオモヘリシ君師不座者キミシヤサネバ心神毛奈思ココロモナナシ

心神毛奈思は、十七に、伎彌爾故布流爾許己呂度母奈思十九に、妹乎不見越國敵爾經年婆、吾情度乃奈具流日毛無などあり、心度は、利心といふに同じかるべし、○歌、意これもかくれなし、二卷、舍人歌に、天地與共將終登念乍奉仕之情遠奴とあるにや、似たり、

若子乃ワカキコノ匍匐多毛登保里ハヒタモトホリ朝夕アサユフ哭耳曾吾泣ウケミミソノナク君無二四天キミナニシテ

若子乃若字拾穂本には、弱と作りは、ワカキコノと訓るよろし、匍匐徘徊をいはむ料の枕詞なり、十七に、伊母毛勢母和可伎兒等毛波イモモセモワカキコドモハ齊明天皇紀大御歌に、阿餓倭柯枳古弘アガロカキコとあり、○匍匐多毛登保里は、續紀詔詞に、恐古士物進退匍匐廻保里云々と見ゆ、○君無二四天は、四卷に友無二思手ともあると同じ類語なり、四天の意、此上に云り、○歌、意かくれたるところなし、

右五首ミギノイツハツカヒヒト資人金明軍不勝シメツクミヤウグムサタヘ犬馬之慕心イヌウマノモココロ中感緒ナカニセテ作歌カタシメテヨルウタ

資人シメツク字舊本には仕と作り、今は類聚抄古寫本拾穂本又異本等に從つは朝より下されて、仕しむる人なり、軍防令に委く見えたり、續紀に、養老五年三月、勅給右大臣從二位長屋王、帶刀資人十人、中納言從三位巨勢朝臣邑治、大伴宿禰旅人、藤原朝臣武智麻呂各四人云々とあり、

り、枕冊子に、つかひ人などはありて、わらははべの、きたなげなるこそ、あるまじく見ゆれ、落窪物語に、よきあそびたちのつかひ人と見おきたりつる物を、いかなるぬす人の、かゝるわざしいでつらむ云々などもあり、○金字、類聚抄には余と作り、○犬馬之慕心は、犬馬の己が主人を、戀慕コイモに比て云り、から籍文選史記等によれり、○中字、荒木田氏が、申に改めたる、誠にさることなり、五卷、遊於松浦河序にも、遂申懷抱、因贈詠歌曰とあるをも考合べし、

見禮杼不飽伊座之君我黃葉乃移伊去者ミレバアハカズイマシノキミガモミチバノウツリイユケバカナシクモ悲喪有香カナシクモアルカ

見禮杼不飽は、四卷に、照月乃不飽君乎ともある如く、見れども厭足ウツクず、愛しきよしなり、七卷に、雖見不飽人國屬木葉とあり、○移伊去者は、薨坐るをいふ、伊は、待伊マツイ、不絶伊ツグイなどの伊にて、移の下に附たる助辭なり、去の上に附ては讀べからず、○悲喪有香は、悲慟カナシクも有哉アルカなり、○歌、意かくれなし、

右一首ミダヒトウタハノリゴチアワサフ勅内禮正縣犬養宿禰人上ヒトカミニ使檢護卿ヤツキミノヤマヒチ病而醫藥無驗ヤマヒチナ逝水不

留トドマ因斯悲慟トドマヨリコレニカナシクモ卽作此歌スナハチヨクリコノウタ

内禮正は、ウチノキヤノカミと訓べし、内禮司の長官なり、職員令に、内禮司、正一人、掌宮内禮儀、禁察非違とあり、○縣犬養、宿禰人上は、傳未詳ならず、○逝水不留は、薨坐るを云、から籍論語に出たる文字なり、

七年乙亥大伴坂上郎女悲嘆尼理願死去作歌一首并短歌

大伴坂上郎女は旅人卿の妹なり上に出づ○尼理願は新羅國より歸化たるなり左註に見ゆ  
 栲角乃新羅國從人事乎吉跡所聞而問放流親族兄弟無國爾渡來座而  
 大皇之敷座國爾内日指京思美彌爾里家者左波爾雖在何方爾念鷄目  
 鴨都禮毛奈吉佐保乃山邊爾哭兒成慕來座而布細乃宅乎毛造荒玉乃  
 年緒長久住乍座之物乎生者死云事爾不免物爾之有者憑有之人乃盡  
 草枕客有間爾佐保河乎朝川渡春日野乎背向爾見乍足氷木乃山邊乎  
 指而晚闇跡隱益去禮將言爲便將爲須徹不知爾徘徊直獨而白細之衣  
 袖不干嘆乍吾泣淚有間山雲居輕引雨爾零寸八

栲角乃は枕詞にて栲綱之白きといひかけたるなり角字を書るは借字なり又此を栲つ布  
 といふ説はわろしされば都を清て唱ふべきを古事記集中共に濁音の字を用たるをもお  
 もふべし古事記沼河日賣歌に多久豆怒能斯路岐多陀牟岐此集廿卷に多久頭怒能之良比  
 氣乃宇倍由とも見ゆ仲哀天皇紀に栲衾新羅國出雲國風土記に栲衾志羅紀乃三埼此集十  
 五に多久夫須麻新羅とも見えたり○新羅國は古事記傳三十卷に具く見ゆ○人事乎は他  
 言をなり○吉跡所聞而は善と聞給ひての意なり古事記八千矛神御歌に佐加志賣遠阿理

登岐加志豆とありこゝは皇朝のことを三寶を崇信むよき風俗ぞと他人の語るを聞て歸  
 化れるよしなりそも皇朝はかけまくもかしこき天照大御神の大御裔とましくて  
 高御座皇統の天壤のむだ動くことなく無窮に傳り坐て千萬御代まで平けく安けく天下  
 を統御す御國なるが故に神代より五種のたなつものをはじめて千の物も萬の事もみな  
 たらひて何ひとつあかぬことなき萬國の宗國にしあれば其をかしこみしたひ尊み仰ぎ  
 てまつろひまゐで來べき理なるに其事をば得ざとらずして三寶を崇信むよき風俗ぞと  
 聞て渡りまゐ來れる佛意こそあかず口をしけれ○問放流は問は言問すること放流は見  
 放るの放にて物言やるといふに同じ契沖が言問をして憂を遠放る意に解なせるは誤な  
 り見放るといふもたゞ見やり見はなつ意にて憂を遠ざくる意はなきをも合思べし五卷挽  
 歌に石木乎母刀比佐氣斯良受十九詠白大鷹歌に語左氣見左久流人眼乏等於毛比志繁  
 續紀卅一左大臣藤原永手朝臣薨坐る時の詔詞に朕大臣誰爾加母我語比佐氣牟誰爾加母  
 我問比佐氣牟止云々と見ゆ○親族兄弟はツガラハラガラと訓べし親族は神代紀に不負  
 於族此云宇我遷磨概其兄弟は續紀詔詞に波良何良と見ゆ言意は未考得ず但し宇は生の  
 意波良は腹の意と云説はさることあらむか何良は也何良等母何良などいふ何良も皆  
 同言と見ゆ○渡來座而は海路を渡りて皇朝に歸化坐ての謂なり○大皇之大字舊本に太

と作るは誤、今は拾穂本に従つは、オホキミノと訓べし、天皇に改めて、スモロキノと訓説は、  
 ひがことなり、○内日指は宮の枕詞なり、京といふも、宮處なれば、宮と屬くに同じ、さて内日  
 は、現日にや、現を、宇知といふは、靈尅内限、現之限なり、などよめる是なり、さて高き宮殿は、  
 物の障なくて、現しく日光の指よしなるべし、冠辭考説は、これかれ誤あり、○京思美彌爾は、  
 京内繁く盛に、満てあるよしなり、思美彌は、繁森なり、(モリの切ミ)森は森に早成とよめる如  
 く、繁益なるをいふなり、十卷に、秋芽子者枝毛思美三荷花開二家理十二に、萱草垣毛繁森雖  
 殖十三に、藤原都志彌美爾人下滿雖有などあり、○里家者は、里と家とはなり、○左波爾雖  
 有は、上筑波山歌にも、高山者左波爾雖有とあり、○念鷄目鳴は、一卷近江荒都歌に、何方所念  
 計米可とあり、鴨は、可は、疑辭母は、歎息辭なり、さて此句の下に、云々有けむと云詞を、假に加  
 へて、意得べし、さなくては、可の疑辭の結詞なくて、いかなり、此事上に委云り、○都禮毛奈  
 吉は、二卷に、由縁母无真弓乃岡爾とある下に、具云り、都禮は、連にて、相連れ伴ふ人も無とい  
 ふなり、今世物へ行などするに、相伴ふ人を、都禮といふもこれなり、○佐保乃山邊爾、安麻呂  
 卿より、此山邊に家居し、なり、故安麻呂卿を、佐保大納言と申しき、○哭兒成兒字、拾穂本には  
 子と作り、は、哭兒の如といふ意の枕詞なり、乳兒の、其母を慕ふ如くに、といふなり、○布細乃  
 も、枕詞なり、既く出づ、○年緒長久は、十九に、荒玉之年緒長吾念有兒等爾、可戀月近附奴とも

見ゆ、緒は、連綿く意の言にて、生緒玉緒などいふ緒に同じ、續紀卅四、詔に、年緒不落間、  
 事無久仕奉來流ともあり、○生者は、ウマルレバと訓べし、イケルヒトと訓るは、わろし、○不  
 免は、荒木田氏が、五卷令反感情歌、古本に、遁路得奴兄弟親族遁路得奴老見幼見とあるに、依  
 て、ノガロエヌと訓り、○人乃盡は、石川命婦をはじめ、奴婢に至るまで、理願が憑りし人  
 の悉皆といふなり、○旅有間爾は、有馬温泉に往りし間にとなり、間は、ホトと訓べし、始には、十  
 八に、比登欲能可良爾、九卷に、一夜耳宿有之柄二、續後紀長歌に、七日經志加良などあるによ  
 りて、カラと訓りしかど、非かりけり、其由は、後にいふべし、○佐保河乎、といふよりは、葬送の  
 道次なり、○朝川渡、川字、拾穂本には、河と作り、は、二卷に、未渡朝川渡とあり、朝に川を渡り行  
 を云、○晚闇跡は、クラヤミトと、本居氏訓る宜し、拾遺集物、名さくら花の色をあらはにめで  
 ばあだめきぬいざくらやみに成てかざさむ、又或歌に、くらやみの天の磐戸も開ぬべしさ  
 よすみ人のうたふ神樂に、榮花物語月宴に、宮はあはれにいみじとおほしめしながら、くれ  
 やみにてすぐさせ賜ふにも云々、○隱益去禮は、隱り座ぬればの意なり、○將爲須敵不知爾  
 (敵字、舊本には、敵拾穂本には、敵活字本には、敏と作り、共に誤なり、今改つ、さて須辨とあるべ  
 きを、敵の清音字を書るは、とりはづしなり)は、爲べきやうも知ず、といふ意なり、集中に  
 多き詞なり、○白細之は、衣の枕詞なり、こゝは、素服にて、喪服をいふならむかとも思へど、こ

は、袖干あへず泣貌を、主と云へるなれば、たゞ枕詞のみなり。○有間山は、攝津國有馬郡の山なり、七卷に、志長鳥居名野乎來者有間山夕霧立宿者無爲とあるに同じ。○雨爾零寸八は、袖干あへずわが泣涙は、そなたの有間山に、雲と棚曳て、雨に零侍りけるにやとなり、涙を雨に云なせるは、古事記八千矛神御歌に、那賀那加佐麻久阿佐阿米能佐疑理邇多々牟敝とあり、甚古きいひならはしなり。○歌意かくれたるところなし、尼理願が死去を、甚く悲嘆て、有馬温泉に在、石川命婦の許に、いひおくられたるなり。

反歌。

留不得壽爾之在者敷細乃家從者出而雲隱去寸。

留不得は、十九挽歌に、逝水之留不得常狂言哉人之云都流とあるに同じ。○敷細乃は、家の枕詞なり、長歌なるに同じ。○雲隱去寸は、死去を、雲隱といふことは、上に出づ、去寸は、去は、いニの略といふは、いとくわろし、雲隱奈牟などいふ、奈のかよへるにて、寸は、さきにありし事を、今かたる詞なり、散爾伎過爾伎などいふ、爾伎に同じ。○歌意かくれなし。

〔右新羅國、尼名曰理願也、遠感王德歸化聖朝。於時寄住大納言大將軍大伴卿家。既經數紀焉、惟以天平七年乙亥、忽沈運病。既趣泉界。於是大家石川命婦、依餌藥事、往有間温泉、而不會此喪。但郎女獨留、葬送屍柩。既訖、仍作此歌、贈入温泉。〕

尼の下名、字、舊本に脱せり、類聚抄古寫本古寫一本拾穂本又異本等に從つ、○大納言大將軍は、養老四年三月に、征隼人持節大將軍に爲、賜ひ、天平二年十月に、大納言に任れ賜へるなり、委、上に云り、○大伴卿家は、旅人卿の佐保の家なり、○既經數紀焉、經、字、舊本には、迄と作り、其も例あれど、今は古本古寫小本又一本拾穂本等に從つ、又異本には、逕、類聚抄には、至と作り、焉、字、拾穂本には、也と作り、紀は、字書に、十二年爲一紀とあり、○大家は、女之尊稱と云り、母を尊みて稱るなるべし、○石川命婦は、内命婦石川朝臣邑婆にて、安麻呂卿の妻、郎女の母なり、四卷に、大伴坂上郎女之母、石川内命婦とあり、命婦は、ヒメトネと訓り、書紀仁德天皇卷に、内命婦とあり、天武天皇卷に、内命婦とあるはいかゞ、職員令、義解に、婦人帶五位以上、曰内命婦、五位以上、人妻、曰外命婦、とあり、谷川氏云、書言故事、註、婦人、受朝廷之誥命、爲命婦、○喪、字、舊本哀に誤、古寫本古寫小本拾穂本等に從つ、○入、字、拾穂本に、无は、さかしらに削けるか、

十一年己卯夏六月大伴宿禰家持悲傷亡妾作歌一首。

亡妾、妾、字、古寫小本拾穂本には、婦と作り、は、未詳ならず、家持卿の嫡妻、坂上家之大嬢には、非ず、按に、六卷天保十二年の條に、内舍人大伴宿禰家持と見えて、内舍人は、廿一以上を補よし、軍防令に見えたれば、此時廿ばかりの齡にて、めしつかへる妾女の、身まかれるなるべし、從今者秋風寒將吹鳥如何獨長夜乎將宿。

鳥は、焉に通書り、上に云り、○歌意かくれたるところなし、  
弟大伴宿禰書持即和歌一首。

書持は紀中に見えざれば、其傳委くは知べからず、此集十七に、家持、卿、哀傷長逝之弟、歌ありて、自註に、斯人爲性、好愛花草花樹、而多植於寢院之庭、云々、又云、佐保山、火葬云々、右天平十八年秋九月二十五日、越中、守大伴、宿禰家持、遙聞、弟、喪、感傷、作之也、と見えたり、  
長夜乎、獨哉、將宿跡、君之云者、過去人之所念久爾。

過去人(拾穗本に、去の下に、之、字あり)は、家持、卿の亡妾をいふ、○所念久爾は、念はるゝことなるものを、といふ意なり、○歌意は、中々に黙止てあらば、忘るゝひまも有べきに、君が云々のたまへば、吾もその亡婦の、存在し時のこと、おもひ出られて、悲しさに堪がたきことなるものとなり、(略解に、黄泉の人も、獨宿難にすらむ、といへるは、いかにぞや、)

又家持見砌上瞿麥花作歌一首。

作、字、古寫本に无はわろし、

秋去者見乍思跡、妹之殖之、屋前之石竹、開家流香聞。

見乍思跡は、花開たらば、見つゝ、賞愛み賜へとの意なり、次歌に、思努妣都流可聞とある思、努妣とは、意異れり、○殖、字、拾穗本には、植と作り、○前之、拾穗本には、戸乃と作り、○歌の意は、

秋にしもなりなば、花開べきを見つゝ、賞愛み賜へ、吾も共に賞べしとて、妹が殖置し、屋前の石竹は、花開にたるを開しかひもなく、殖し人ははや過去て、共に見むと思ひし心もたがひて、いと悲しさに、堪がたき哉となり、

移朔而後、悲嘆秋風、家持作歌一首。  
虚蟬之代者、無常跡、知物乎、秋風寒、思努妣都流可聞。

歌意は、生るれば、死ちふことに免ぬ、世の理はかねて知れるものを、秋風の膚寒きに、獨宿れば、悲しさに堪がたくて、理を知れるかひもなく、亡人の戀しく思はるゝ哉となり、

又家持作歌一首并短歌。

吾屋前爾、花曾咲有、其乎見杼、情毛不行、愛八師、妹之有世、婆水鴨成、二人  
雙居、手折而毛、令見麻思、物乎打蟬、乃借有身、在者露霜、乃消去之、如久足  
日木乃、山道乎指而、入日成、隱去可婆、曾許念爾、曾己所痛、言毛不得、名付  
毛不知、跡無世間、爾有者、將爲須辨、毛奈思。

花會咲有は、その妹が殖し石竹のなり、○情毛不行は、情の行とは、情念の過失て、物思なく、和さましさをいふ詞なり、情を遣といふも、情念をやり失ふ意の詞にて、心の行も、心を遣も、自然ると、設て爲るとの、差別あるのみにて、本は同じ趣なり、こゝは花を見て、情をやれど

も、行ざるよしなり。○水鴨成は、枕詞にて、眞鴨の如く、といふ意なり。水鴨は、字の如く、水に居鴨、といふことかとおもへど、十四に、於吉都麻可母ともあるを思へば、猶水は借字にて、眞鴨といふに同じ。四卷に、水空往と書るも、水は、御の假字なり。○二人雙居は、五卷に、爾保鳥能布多利那良毗爲、此餘にもあり。○手折而毛、手、活字本に乎と作るは、誤なり。は、折ずても見せ折ても見せまし物なるを、といふ意なり。○借有身在者、借、字、舊本惜に誤、元曆本古寫一本拾穂本等に從つは、廿卷に、美都煩奈須可禮流身會等波之禮々、杼母とあり。○露霜乃、露霜、舊本霜霑拾穂本に霜霜に誤、今は異本に從つ。二卷に、露霜之消者消倍久と有。○消去之如久は、十九挽歌に、置露之消去之如とも見ゆ。○入日成は、没日の如くといふ意にて、隱の枕詞なり。○隱去可婆、此まで四句、上尼理願を悲める歌に、足水木乃山邊乎指而晚闇跡、隱益去禮とあるに、大かた似たり。○曾許念爾は、それを念ふになり、集中に甚多き詞なり。○智己所痛は、十三挽歌に、戀鴨智之病有念鴨意之痛とよめり。○言毛不得は、イヒモカネと訓べし。上、不盡山歌に、言不得名不知靈母座神香聞とあり。○跡無は、跡形も無意なり。上、沙彌滿誓歌に、撈去師船之跡無如とあるが如し。八卷に、秋野乎旦往鹿乃跡毛奈久念之君爾、十一に、吾戀跡無戀不止怪ともあり。

反歌。

時者霜。何時毛將有乎。情哀。伊去吾妹可。若子乎置而。

時者霜は、霜は其所乎之毛、湯者之毛、何時者之毛、など云る之毛と、同言にて、數ある物の中を取、出ていふ辭とおぼえたり。されば此は、時こそは多けれ、死べき時もあらむをとの意なり。○何時毛將有乎は、十七哀傷歌に、奈爾之加毛時之波、安良牟乎、十九挽歌に、何如可毛時之波將有乎、などある類なり。○情哀は、十一に、心哀何深目念始、十四に、許己呂伊多美安我毛布伊毛我伊敵乃安多里可聞、廿卷に、許己呂伊多久牟可之能比等之於毛保由流加母、などあり。○伊去吾妹可は、イユクワギモカと訓べし。伊は、そへ言にて、去は死去を云、可は、哉なり。○若子乎置而、若、字、古寫本に君と作るは、誤なり。は、ワカキコヲキテと訓べし。若子と云ことは、上に云り、置き、キといふは、除汝而を、那乎伎豆と云る例なり。○歌意は、時こそは多けれ、死べき時もあらむを、情痛く若き嬰兒を留置て、死去吾妹哉となり。

出行。道知末世波。豫妹乎將留塞毛置末思乎。

出行は、イデユカスと訓べし。イデ、ユクとよめるは、手筒なり。ユカスは、ユク。の伸りたるにて、出行賜ふ、といふほどの意なり。妾女の事を行賜ふなど云むは、崇むるに過て、いかいなりと思ふは、古人の詞づかひをしらぬ人のならひなり。次に、離家伊麻須吾妹乎とあるをもおもへ。○道知末世波は、道路を知てあらば、と云が如し。○豫は、アラカジメと訓べし。カネテヨ

リとよめるは、わろし、四卷に、豫、荒振公乎、又豫、人事繁、六卷に、豫、兼而知者、又豫、公來座武跡、などあり、豫、字は、カネテと訓べき用にも用ひたり、二卷に、豫、知勢波、十卷に、豫、寒毛などあり、されど此は、カネテヨリと訓ては、よろしからず、○塞、毛置未思乎、七卷に、夜干玉之夜、波月乎、將留爾、西山邊、爾塞、毛有糠、毛とあり、十八に、夜岐多知乎、刀奈美能、勢伎爾、安須欲里、波、毛利、徹夜、里蘇、倍伎、美乎、等登、米牟、とも見えたり、塞、子、セ、キ、とよめるは、二卷にも、塞、爲、卷、爾、と見ゆ、塞、字、つねに、ソ、コ、と訓も、塞、處、の、約、り、轉、れる、なり、○歌、意、は、妹、が、出、行、賜、ふ、道、路、を、知、て、あ、ら、ば、そ、の、道、路、を、塞、む、が、爲、に、豫、て、關、を、置、ま、し、物、を、い、づ、ち、行、ら、む、そ、の、行、方、も、知、れ、ね、ば、せ、む、方、な、し、と、な、り、現、身、の、如、く、い、ひ、な、し、た、る、は、猶、そ、の、死、れる、事、を、信、ぬ、さ、ま、な、り、

妹之見師屋前爾花咲時者經去吾泣淚未干爾  
師、字、類、聚、抄、に、は、之、と、作、り、○花、咲、は、ハ、ナ、サ、ク、と、訓、べ、し、花、の、咲、時、と、つ、い、く、意、な、り、(荒木田氏、の、ハ、ナ、サ、ク、と、よ、み、し、は、甚、あ、し、か、り、け、り)○歌、意、は、吾、悲、嘆、の、涙、は、な、ほ、新、喪、の、時、に、同、じ、く、未、乾、も、せ、ぬ、こ、と、な、る、に、早、妹、が、見、し、其、屋、前、に、花、の、咲、時、節、の、移、り、來、ぬ、る、よ、と、な、り、五、卷、挽、歌、に、伊、毛、何、美、斯、阿、布、知、乃、波、那、波、知、利、奴、倍、斯、和、何、那、久、那、美、多、伊、摩、陀、飛、那、久、爾、と、あ、る、は、今、と、似、た、り、

悲緒未息更作歌五首。

如是耳有家留物乎妹毛吾毛如千歲憑有來

歌、意、は、か、く、ば、か、り、は、か、な、き、妹、が、命、に、て、あ、り、け、る、物、を、然、る、べ、し、と、も、知、ず、て、千、歲、も、共、に、あ、ら、む、が、如、く、思、ひ、憑、め、り、し、事、の、悲、し、き、と、な、り、上、に、如、是、耳、有、家、類、物、乎、芽、子、花、咲、而、有、哉、跡、問、之、君、波、母、と、あ、る、に、本、二、句、は、全、同、じ、

離家伊麻須吾妹乎停不得山隱都禮情神毛奈思

離、家、は、五、卷、挽、歌、に、伊、弊、社、可、利、伊、摩、須、と、有、○伊、麻、須、は、行、座、と、い、ふ、が、如、し、○停、不、得、は、五、卷、に、等、登、尾、可、禰、都、母、十、九、挽、歌、に、逝、水、之、留、不、得、常、な、ど、見、ゆ、○山、隱、都、禮、は、山、隱、つ、れ、ば、の、意、な、り、佐、保、山、に、葬、埋、た、る、を、云、り、○情、神、毛、奈、思、は、上、に、云、り、○歌、意、か、く、れ、た、る、と、こ、ろ、な、し、

世間之常如此耳跡可都知跡痛情者不忍都毛

世、間、之、の、之、は、そ、の、一、す、ぢ、な、る、こ、と、を、い、ふ、助、辭、な、り、(シ、と、訓、べ、し、)と、よ、ま、む、は、わ、ろ、し、○可、都、知、跡、は、知、れ、ど、且、の、意、な、り、四、卷、に、安、蘇、々、二、破、且、者、雖、知、之、加、須、我、仁、默、然、得、不、在、者、と、あ、る、に、同、じ、○不、忍、都、毛、は、不、忍、は、契、冲、不、得、忍、と、あ、り、し、が、字、の、脱、た、る、な、る、べ、し、と、云、り、毛、は、歎、息、辭、な、り、○歌、意、は、世、間、は、如、此、ば、か、り、に、は、か、な、き、も、の、ぞ、と、は、常、に、知、た、れ、ど、も、か、つ、悲、歎、み、痛、む、情、に、は、得、堪、忍、ひ、ず、し、て、さ、て、も、か、な、し、や、と、な、り、

佐保山爾多奈引霞每見妹乎思出不泣日者無



霞は、秋にもよめること、二卷初に云り、火葬の煙を思ひて、悲しむなるべし、○歌意かくれたるところなし、

昔許曾外爾毛見之加、吾妹子之奧、榔常念者、波之吉佐寶山。

波之吉は、愛なり、既く出づ、○歌意かくれなし、七卷寄山相聞に、佐保山乎於凡爾見之鹿跡、今

見者、山夏香思母風吹莫勤とあるに、趣似たり、

十六年甲申春二月、安積皇子薨之時、内舍人大伴宿禰家持作歌六首、

安積皇子は、續紀に、天平十六年閏正月乙丑朔乙亥、天皇行幸難波宮、是日安積親王緣脚病從櫻井、頓宮還、丁丑薨、時年十七、親王、天皇、聖武之皇子也、母、夫人正三位縣、犬養、宿禰廣刀自、從五位下唐之女也、と見えたり、○内舍人は、職員令に、内舍人九十人、掌帶刀、宿衛、供奉、雜、使、若、駕、行、分、衛、前後、と見ゆ、六卷、天平十二年の標の下に、内舍人大伴、宿禰家持とありて、此時未内舍人なりしと見ゆ、

掛卷母綾爾恐之言卷毛、齋忌志伎可物、吾王御子乃命、萬代爾、食賜麻思、大日本久邇乃京者、打靡春去、奴禮婆山邊、爾波花、咲乎鳥里、河湍爾波、年魚小狹走、彌日異、榮時爾、逆言之、狂言登可聞、白細爾、舍人裝束而、和豆香山、御興立之而、久堅乃、天所知、奴禮展轉、泥土打、雖泣、將爲、須便毛、奈思。

掛卷母は、言にいひ出むことも、といふ意なり、○齋忌志伎可物は、二卷高市皇子尊、殯宮之時、歌に、挂文忌之伎鴨言久母綾爾畏伎とあり、○御子乃命は、安積皇子を申す、○食賜麻思は、食は、所聞食の食なり、既く具云り、二卷高市皇子尊、舍人等作歌に、高光我日皇子萬代爾國所知、麻之島宮婆母と見えたり、さて此に、かくあるにて思へば、此皇子、儲がねにておはしつらむ、○大日本は、此は、御國の總名とせり、久邇京は、大和國ならねば、例の大和一國を云事として、はたがへり、猶次に云、○久邇乃京は、山城國相樂郡恭仁郷にあり、續紀云、天平十三年十一月戊辰、右大臣橘、宿禰諸兄奏、此間朝廷、以何名號、傳於萬代、天皇勅曰、號爲大養德恭仁大宮也、といへり、六卷に、讚久邇新京歌あり、なほ彼處に具云べし、○花咲乎鳥里、鳥字、舊本爲に誤、異本に従つは、花のしげく咲たる容を云、二卷に具云り、○年魚小狹走は、小は、借字、子なり、狹は、そへ言にて、眞と云むが如し、十九卷潛鷗歌に、河瀬爾年魚兒狹走とあり、○彌日異は、彌日に異には、などよめるに同じく、異は、借字、來經なり、既く云り、○榮時爾、二卷に、木綿花乃榮時爾とあり、○逆言之、狂言登加聞、狂字、舊本に、枉活字本に任と作るは、誤、今改つ、此上に委云り、さて此句の下に、有らむといふ詞を假に、加へて、意得べし、逆言之、狂言にて、かあるらむ、云々のことは、よもまことにては、あらじ、といふ意に見べし、さなくては、加の疑、辭の結詞なくて、いかなり、此事一中に、既く委云り、○白細爾は、喪服を云り、十三卷挽歌に、白細布飾奉而、内日刺宮舍

人方、雪穗麻衣服者とあり、○舍人裝束而は、トネリヨソヒテと訓べし、喪服を裝束を云り、一卷に、神宮爾裝束奉而云々と見えたり、○和豆香山は、相樂郡にありとぞ、○御興立之而(御字、活字本に爾と作るは誤)は、御葬與の立賜ひてと云なり、○天所知奴禮は、薨坐るをいふ、上に出たり、奴禮は、ぬればの意なり、○展轉は、九卷に、反側足受利四管と書り、許伊は、自伏るを云、許、夜理の切りたる詞なり、○泥土打雖泣(土、字、拾穗本にはなし)は、悲嘆の涙に、濡沾て、泣どもといふなり、泥土打の詞は、既くいへり、泥土打の字にかけていへる説は用ず、十三に、展轉土打哭母飽不足可聞とあり、○歌意かくれたるところなし、

反歌

吾王天所知牟登不思想於保爾曾見谿流和豆香蘇麻山。

天所知牟登は、薨座むと、いふ意なり、○不思想は、豫しも思ひよらざればの意なり、○於保爾曾見谿流和豆香蘇麻山。意にて、おほよその意なり、おほよそといふも、於保は凡余所は外なるを、一に連言たる詞なり、二卷に、天數凡津子之相日於保爾見敷者今欝悔七卷に、人社者意保爾毛言目我幾許師奴布川原乎標結勿謹又佐保山乎於凡爾見之鹿跡今見者山夏香思母風吹莫勤などあり、○蘇麻山は、杣山なり、和名抄に、功程式云、甲賀、杣、田上、杣、讀會萬所出未詳、但功程式者修理算師

山田、福吉等、弘仁十四年所撰上也とあり、○歌意は、吾皇御子、命を葬り奉らむとかねてしも思ひよらざれば、和豆香山をおほよそにのみ見過してありしが、今は愛しき山にてあるぞとなり、二卷、大津、皇子を、葛城、二上山に移葬る時、大來、皇女の、よみませる御歌に、宇津曾見乃人爾有吾哉、明日二上山乎、吾世登將見とあるに似たり、

足檜木乃山左倍光咲花乃散去如寸吾王香聞。

山左倍光は、山も耀光くまで、に、花の咲と云、六卷に、巖者山下耀錦成花咲乎呼理、十卷に、能登河之水底并爾光及二三笠之山者咲來鴨などよめり、○歌意は、いとわかくおはしまして、山さへひかるばかりに、咲花の如く、榮え坐しを、思ひもかけず、その花の散ぬる如く、さてもはかなく薨坐し、吾皇にてある哉となり、

〔右三首、二月三日作歌〕

掛卷毛文爾恐之吾王皇子之命乃負能八十伴男乎召集聚率比賜比  
朝獵爾鹿猪踐起暮獵爾鷄雉履立大御馬之口抑駐御心乎見爲明米之  
活道山木立之繁爾咲花毛移爾家里世間者如此耳奈良之大夫之心振  
起劍刀腰爾取佩梓弓靴取負而天地與彌遠長爾萬代爾如此毛欲得跡  
憑有之皇子乃御門乃五月蠅成驟騷舍人者白栲爾服取著而常有之咲

比振麻比。彌日異更經見者。悲呂可聞。

皇子之命は安積皇子を申す。○召集聚(聚字拾穗本にはなし)は、召令(波世切、閉なり)古事記に訓集云都度比廿卷に、夜蘇久爾波那爾波爾都度比などあり。○率比賜比(下の比字拾穗本には无)は、二卷に、御軍士乎安騰毛比賜とあるに同じ、彼處に具註り。○朝獵暮獵は、既く一卷に出づ。○鹿猪踐起、鶉雉履立は、斯々は獸等利は鳥なるを、こゝは田獵に主と獲る物もて、鹿猪鶉雉と書て、しか訓せたるなり。六卷に、朝獵爾十六履起之、夕狩爾十里踏立馬並而御猶曾立爲とあり、起立は、伏たる鳥獸を驚かし起し立しむるを云。○大御馬は、オホミマと訓馬を、麻といふは、五卷に、多都乃麻(龍麻なり)和名抄に牡馬を乎萬牝馬を、米萬駒を古萬とある類なり、又五卷に、美麻とも見ゆ(御馬なり)。○口抑駐は、クチオサヘトメと訓べし、六卷に、馬之歩押上駐余とあり、(上は、への借字なり、舊本止に誤れり)。○見爲明米之は、見爲は、メシと訓べし、(ミシ)と訓は誤なり、見賜ひしといふなり、十九に見賜明米多麻比、又見之明良牟流廿卷に、賣之多麻比安伎良米多麻比、また賣之安伎良米晚など見えたり、なほ一卷、下藤原御井歌下に、具註るを合考べし。○活道山は、相樂郡にあり、六卷に、天平十六年春正月十一日、登活道岡集一株、松下飲歌二首あり。○木立之繁爾咲花毛は、木立繁く咲花もといふなり、繁爾は、俗にしげうに、といはむが如し、(木立の繁みに咲、といふには非ず)。○移爾家里は、世のはかなく、

變ひ易きにかけて云り。○大夫之心振起は、廿卷に、大夫情布里於許之と見ゆ。○劔刀腰爾取佩は、五卷に、麻周羅遠乃遠刀古佐備周等都流岐多智許志爾刀利波枳十九慕振勇士之名歌に、梓弓須惠振理於許之、劔刀許思爾等利波伎など見えたり。○鞞取負而は、廿卷に、麻須良男能由伎等里於比豆とあり、鞞は箭室なり、和名抄に、釋名云、步人所帶曰鞞、以箭又其中、和名由岐とあり、古事記に、千入之鞞、天石鞞、書紀に、步鞞、金鞞、大神宮式に、姬鞞、蒲鞞、革鞞など云も見ゆ。○天地與彌遠長爾は、天と遠く地と長く仕へ奉らむとの意なり、二卷五卷等にも見えたり。○萬代爾云々は、十三挽歌に、萬歲如是霜欲常得大船之憑、有時爾とあり。○皇子乃御門は、安積皇子の宮門をさして申せるなり。○五月蠅成は、驟騷といはむ料の枕詞なり、五卷に、五月蠅奈周佐和久兒等遠云々、古事記に、萬神之聲者、狹蠅那須皆滿云々、本居氏云、五月蠅は、五月ころの蠅なり、然るを佐都伎といはで佐とのみ云は、田植る農業を凡て佐と云、その苗を佐苗植る女を佐少女植始むるを佐開植終るを佐登など云が如し、又其業する月を佐月其頃の雨を佐亂と云、かゝれば狹蠅も、田植るころの蠅と云意の稱なり。○驟騷舍人者は、十三に、朝者召而使、夕者召而使、遣之舍人之子等者と云る如く、朝夕に召て使はせば、騷ききほひて、仕奉る舍人等者といふなり。○白袴爾云々は、喪服をいふ、十三挽歌に、大殿矣振放見者、白細布飾奉而、内日刺宮舍人方、雪穗麻衣服者云々とあり。○常有之は、五卷にも、都禰奈利之惠

麻比麻欲毘伎散久伴奈能宇都呂比爾家里とあり、○咲比振麻比は、咲顔舉動なり、○更經見者は、そのさまの變易ことを見ればと云なり(ラフの切ル)。○悲呂可聞(呂字舊本に召異本に有と作るは誤、今は元曆本に従つ)は、悲きこと、哉なり、呂可聞と云る例、一卷藤原御井歌の條下に具云り、○歌意かくれたるところなし、

反歌。

波之吉可聞。皇子之命乃。安里我欲比。見之活道乃。路波荒爾鷄里。

波之吉可聞は、愛哉なり、皇子に係れる詞なり、愛哉、その愛き皇子とつゞく意なり、さてこの可聞は、歎きて歌ひ絶る句法にて、上の伊豫温泉にて作る歌に、極此疑伊預能高嶺とある疑と同格の詞なり、契冲が愛したまひければかも、といふ心なりと云るは、大しき誤なり、○安里我欲比は、上に蟻通島門乎見者とあり、既く云り、○見之活道乃(乃字拾穂本に无は落たるなり)は、メシ。イク。ヂノ。と訓べし(ミシ。と訓るは、いみじきひがことなり、既く具註り、賣之々は、美之を伸たる詞にて、見賜ひしといふことなり、廿卷に、於保吉美能賣之思野邊爾波と見えたり、○路波荒爾鷄里は、六卷悲寧樂故郷歌に、踏平之通之道者馬裳不行人裳往莫者荒爾異類香聞とあるに同じ、二卷末にも、三笠野山邊從遊久道己伎太久母荒爾計類鳴久爾有名國と見えたり、○歌意かくれたるところなし、

大伴之名負鞞帶而萬代爾憑之心何所可將寄。

大伴之名負鞞帶而(鞞字類聚抄に鞞と作て、ナニオフトモヲオビニシテとよめるは、いとをか)しとは、鞞負と名に負持る、その鞞を帶而といふなるべし、しかいふ所以は、七卷に、鞞懸流伴雄廣伎大伴爾云々とあるは、大祓詞に、天皇朝廷爾仕奉流云々、鞞負伴男劍佩伴男、伴男能八十伴男乎始氏云々とありて、その數々の鞞負伴男を部て、大伴氏の護れる大伴爾と云るなり、大伴は、即衛門府の陣をさして云りと聞えたり、さてその鞞負て仕奉る、健男の伴の長なるから、大伴之名負鞞とは云るなり、姓氏錄大伴宿禰條に、然後以大來目部爲鞞負部、天鞞負之號起於此也と見ゆ、神代紀天降條、一書に、大伴連、遠祖天、忍日、命、帥來目部、遠祖天、穗津大來目、背負天、磐鞞云々、景行天皇紀に、日本武尊居甲斐國酒折宮、以鞞負賜大伴連、遠祖武日云云、孝德天皇紀に、大伴長德、連帶金鞞、立於壇右云々など見えたり、○何所可將寄は、今よりは、何處に心を縁て、憑まむものぞとなり、○歌意は、大伴の名に負鞞負て、天地の遠長く萬代にいそしみ仕奉らむと、おもひ憑み奉りし、皇子命の薨坐れば、今よりは、いづくにか心をよせむ、今は憑むべき方もなしとなり、

(右三首三月二十四日作歌)

悲傷死妻高橋朝臣作歌一首并短歌。

高橋朝臣は未詳ならず六卷天平十八年條に高橋安麻呂卿見え十七天平十八年條に高橋朝臣國足見えたりこれらの人を云にも有べし猶左註の下にいふをも考合べし  
 白細之袖指可倍氏靡寢吾黑髮乃眞白髮爾成極新世爾共將有跡玉緒  
 乃不絶射妹跡結而石事者不果思有之心者不遂白妙之手本矣別丹杵  
 火爾之家從裳出而綠兒乃哭乎毛置而朝霧髣髴爲乍山代乃相樂山乃  
 山際往過奴禮婆將云爲便將爲便不知吾妹子跡左宿之妻屋爾朝庭出  
 立德夕爾波入居嘆合腋挾兒乃泣每雄自毛能負見抱見朝鳥之啼耳哭  
 管雖戀効矣無跡辭不問物爾波在跡吾妹子之入爾之山乎因鹿跡叙念  
 袖指可倍氏は袖指交してなり八卷に白細乃袖指代而佐寢之夜也とあり眞玉手乃玉手指  
 更ともよめり○靡寢(寢)字古寫本拾穂本等には寐と作りは二卷に玉藻成靡寐之兒乎と見  
 えたり○吾黑髮乃云々は七卷に福何有人香黑髮之白成左右妹之音乎聞四卷に野干玉  
 之黑髮變白髮手裳これをクロカミシロクカハリテモとよめるは大き非なり九卷に黒有  
 之髮毛白斑奴と見ゆなども見ゆ○成極はカハラムキハミと訓べし成は變成の意もて書  
 るなるべし○新世は既く一卷に出づ○玉緒乃絶の枕詞なり○不絶射妹跡は不絶妹よ  
 とといふ意なり射は助辭なり此上にも見ゆ○結而石は契約を結堅めてしといふなり十

一に黒髮白髮左右跡結大王心一乎今解目八方十六に死藻生藻同心跡結而爲友八違我  
 藻將依九卷に加吉結常代爾至など見ゆ○事者不果は言をば果さずといふなり○丹杵火  
 爾之杵字活字本には杵と作りは一卷に柔備爾之家乎擇とあり彼處に註り○家從裳出而  
 は家をも出ての意なり從は乎に通ふ既く云り○朝霧は髣髴の枕詞なり四卷にも朝霧之  
 鬱相見之とあり○髣髴爲乍はおぼろに成つゝなり髣髴は不分明貌と見ゆ二卷に髣髴見  
 之事悔敷乎と見えたり相樂山にはふり行が漸遠くおぼろになりゆくさまなり○相樂山  
 は和名抄に山城國相樂郡相樂佐加良加古事記成務天皇條に圓野比賣到山代國之相良時  
 取懸樹枝而欲死故號其地謂懸木今云相樂と見ゆ○山際の下從字を脱せるか從は乎に  
 通ふ從なり○將爲便不知はセムスベシラニにて便の一字スベとよめる例既く具云り○  
 妻屋は妻籠の料に造れる屋なり二卷に吾妹子與二人吾宿之枕付孀屋之内爾とあり集中  
 に甚多くよめり○朝庭はアサニハニと訓べし妻屋の朝庭になり庭は語辭にあらず次の  
 夕爾波の爾波と異れり十七に芽子花爾保繁流屋戸乎安佐爾波爾伊泥多知奈良之暮庭爾  
 敷美多比良氣受と見えたるに同じ○夕爾波は爾波は他に對へていふ語辭なり○入居嘆  
 合(合)字舊本舍に誤今改は妻屋の内に入居て嘆くよしなり嘆合は嘆の伸りたる詞なり伸  
 云はそは絶ず歎くよしなり十三に石床笑根延門呼朝庭丹出居而嘆夕庭入居而思とある

に同じ(これも根延門を出て、朝庭に立居て嘆き、夕には門の内に入居て思ふよしなり、故、上には朝庭丹と書、下には夕庭と書て別ちたり、今も是と同じく、妻屋の朝庭に立立、夕には妻屋の内に入居て嘆くよしなり、しかるを此の庭を語辭として、アシタニハと訓ては、朝には妻屋に出立といふことになりて、叶ひがたし、此處ようせずばまがひぬべし、一卷に、朝庭取撫賜夕庭、伊縁立之、とある庭は皆借字、爾波の語辭にて、今と異なり、思ひまどふべからず、○挾字、舊本狹に誤、今改つ、○每字、舊本母に誤、今改つ、○雄自毛能は男の爲まじき行事を、男にてするをいふ詞と聞えたり、言義は未思得ず、(既く古義一卷、下にも云り、考合べし、荒木田氏が、自物は、如物といふ意と云るは、いかゞ)十一に、面形之忘而在者、小豆鳴、男士物屋、戀乍將居、とあるに同じ、○負見抱見は、負もし抱も爲の意なり、此見の辭は、十一に、咲見慍見、又引見、弛見、新撰萬葉に、浮杵見、沈箕手、六帖に逢事は、なにしの池の水なれや、絶み絶ずみ年の經ぬらむ、伊勢集長歌に、うかびつゝ消み消ずみ、千載集に、滿潮の末葉を洗ふ流蘆の、君をぞ念、浮み沈み、榮花物語に、陸奥のをだえの橋や、是ならむ、ふみみふまみ、み心まどはす云々、またよろづになきみわらひみ、なぐさめ聞えさせ給へど云々、かげろふの日記になきみ、わらひみ、萬の事をいひあかして云々、夜深るまで、なきみわらひみして、皆寢ぬ云々、今日しもしぐれふりみふらみ云々、さころものつまもむすばぬ玉のをの、たえみたえずみ、世をやつくさ

む、住吉物語に、泣み咲ひみ明し暮すなどある、皆同じ、猶具く總論に云り、抱はウダキと訓べし、靈異記に、抱宇田伎と見えたり、十四に、武太伎とあるは、東語には、はやく訛れるなるべし、そもウダキといふ言意は、腕纏なり、(デマを切れば)となれり、しかるを此言、中昔の物語書などには、伊太久とのみ云るによりて、宇太久といふは、却て俗言なりと思ふは、中々に古言を知ぬ故なり、西行が撰集抄に、身をたをやかになして、鞠を宇太伎侍るべしと記せるは、古言を存せるなり、今も土佐人は、宇太久とのみ云り、○朝鳥之は、音啼の枕詞なり、○效矣无跡は、跡は助辭なり、效驗が無さにの意なり、○辭不問は、物言ぬといふ意なり、物言を言問と云ること、集中に甚多く見ゆ、六卷に、不言問木尙妹、與兄有云乎、直獨子爾有之苦者、四卷に、暮去者物念益見之人、乃言問爲形、面景爲而、又事不問木尙味、狹藍、十二に、味澤相目者、非不飽携、不問事毛苦勞有來、十三に、言不問木雖在、十九に、言等波、奴木尙春、開秋都氣波、毛美知遲、良久波、常乎奈美許曾、古事記垂仁天皇御子、本牟智和氣御子のこと、を八舉鬚、至于心前、眞事登波受、祝詞に、語問志磐根、樹立など見えたり、○入爾之山は、葬送る相樂山をいふ、○因鹿は、所縁波、可なるべし、波可とは、何處を波可となど云波可にて、慥に其處と指ていふ言なり、さてヨセハカを約れば、セハの切サ、ヨサカとなるを、サをスに轉して、ヨスカとはいふなり、故慥に其處を、所縁と心を寄定る意なり、十六に、志賀乃山、痛勿伐、荒雄良我、余須可乃山跡、見管

將<sup>シ</sup>偲<sup>ム</sup>、欽<sup>キ</sup>明<sup>メイ</sup>天<sup>テン</sup>皇<sup>ス</sup>紀<sup>キ</sup>に、修<sup>シ</sup>出<sup>シュ</sup>世<sup>セ</sup>業<sup>ヤク</sup>爲<sup>ル</sup>因<sup>イン</sup>、常<sup>トシ</sup>に與<sup>ヨ</sup>須<sup>ス</sup>我<sup>ガ</sup>と濁<sup>ル</sup>るは誤<sup>カ</sup>なり、可<sup>カ</sup>は清<sup>セイ</sup>音<sup>オン</sup>なり、○歌<sup>カ</sup>意<sup>イ</sup>かくれ  
たるところなし、

反歌。

打<sup>ウ</sup>背<sup>セ</sup>見<sup>ミ</sup>乃<sup>ノ</sup>。世<sup>セ</sup>之<sup>ノ</sup>事<sup>コト</sup>爾<sup>ニ</sup>在<sup>レ</sup>者<sup>ハ</sup>。外<sup>ウチ</sup>爾<sup>ニ</sup>見<sup>レ</sup>之<sup>シ</sup>。山<sup>ヤマ</sup>矣<sup>ナリ</sup>耶<sup>ヤ</sup>。今<sup>イマ</sup>者<sup>ハ</sup>。回<sup>マウ</sup>香<sup>カ</sup>跡<sup>ト</sup>思<sup>オモ</sup>波<sup>ハ</sup>牟<sup>ム</sup>。

背<sup>セ</sup>字<sup>ジ</sup>類<sup>レ</sup>聚<sup>ル</sup>抄<sup>シヨウ</sup>拾<sup>シツ</sup>穂<sup>ホ</sup>本<sup>ホン</sup>には香<sup>カ</sup>と作り、○世<sup>セ</sup>之<sup>ノ</sup>事<sup>コト</sup>爾<sup>ニ</sup>在<sup>レ</sup>者<sup>ハ</sup>は世<sup>セ</sup>間<sup>ノ</sup>の道<sup>ミチ</sup>理<sup>リ</sup>なればといふなり、○外<sup>ウチ</sup>爾<sup>ニ</sup>見<sup>レ</sup>之<sup>シ</sup>は上<sup>ウヘ</sup>に昔<sup>ムカシ</sup>許<sup>コト</sup>曾<sup>ソウ</sup>外<sup>ガイ</sup>爾<sup>ニ</sup>毛<sup>モ</sup>見<sup>ミ</sup>之<sup>シ</sup>加<sup>カ</sup>とあるに同じ、○山<sup>ヤマ</sup>矣<sup>ナリ</sup>耶<sup>ヤ</sup>今<sup>イマ</sup>者<sup>ハ</sup>今<sup>イマ</sup>字<sup>ジ</sup>活<sup>カク</sup>字<sup>ジ</sup>本<sup>ホン</sup>に爾<sup>ニ</sup>と作るは誤<sup>カ</sup>なり、は耶<sup>ヤ</sup>の疑<sup>ギ</sup>辭<sup>ジ</sup>は思<sup>オモ</sup>波<sup>ハ</sup>牟<sup>ム</sup>の下<sup>ノ</sup>にめぐらして意<sup>イ</sup>得<sup>トク</sup>べし、今<sup>イマ</sup>者<sup>ハ</sup>とは其<sup>ソノ</sup>時<sup>トキ</sup>にさし切<sup>キ</sup>りて至<sup>イ</sup>れるをいふ詞<sup>コトバ</sup>なり、今<sup>イマ</sup>者<sup>ハ</sup>許<sup>コト</sup>藝<sup>ギ</sup>豆<sup>マメ</sup>菜<sup>ナ</sup>今<sup>イマ</sup>者<sup>ハ</sup>京<sup>キョウ</sup>利<sup>リ</sup>時<sup>トキ</sup>者<sup>ハ</sup>今<sup>イマ</sup>者<sup>ハ</sup>など多<sup>オホク</sup>く云<sup>イハ</sup>る今<sup>イマ</sup>者<sup>ハ</sup>に同じ、○回<sup>マウ</sup>香<sup>カ</sup>跡<sup>ト</sup>思<sup>オモ</sup>波<sup>ハ</sup>牟<sup>ム</sup> (香<sup>カ</sup>字<sup>ジ</sup>拾<sup>シツ</sup>穂<sup>ホ</sup>本<sup>ホン</sup>には鹿<sup>カ</sup>と作り、跡<sup>ト</sup>字<sup>ジ</sup>舊<sup>キウ</sup>本<sup>ホン</sup>には爾<sup>ニ</sup>とあり、今<sup>イマ</sup>は古<sup>コ</sup>寫<sup>シャ</sup>小<sup>コ</sup>本<sup>ホン</sup>拾<sup>シツ</sup>穂<sup>ホ</sup>本<sup>ホン</sup>又<sup>マタ</sup>異<sup>イ</sup>本<sup>ホン</sup>等<sup>トウ</sup>に從<sup>ツ</sup>) 所<sup>所</sup>縁<sup>縁</sup>波<sup>波</sup>可<sup>可</sup>と思<sup>オモ</sup>ひ定<sup>サ</sup>めむかとなり、○歌<sup>カ</sup>意<sup>イ</sup>は無<sup>ム</sup>常<sup>トシ</sup>世<sup>セ</sup>間<sup>ノ</sup>の道<sup>ミチ</sup>理<sup>リ</sup>なれば、外<sup>ウチ</sup>目<sup>メ</sup>に見<sup>ミ</sup>過<sup>ス</sup>て有<sup>ア</sup>し相<sup>ソウ</sup>樂<sup>ラク</sup>山<sup>山</sup>を、今<sup>イマ</sup>は心<sup>ココロ</sup>を縁<sup>縁</sup>る處<sup>トコロ</sup>と思<sup>オモ</sup>ひ定<sup>サ</sup>めて有<sup>ア</sup>らむかとなり、

朝<sup>アサ</sup>鳥<sup>トリ</sup>之<sup>ノ</sup>啼<sup>ナリ</sup>耳<sup>ミミ</sup>鳴<sup>ナリ</sup>六<sup>ム</sup>。吾<sup>オレ</sup>妹<sup>イモ</sup>子<sup>コ</sup>爾<sup>ニ</sup>今<sup>イマ</sup>亦<sup>モト</sup>更<sup>ニ</sup>逢<sup>アハ</sup>回<sup>マウ</sup>矣<sup>ナリ</sup>無<sup>ク</sup>。

啼<sup>ナリ</sup>耳<sup>ミミ</sup>鳴<sup>ナリ</sup>六<sup>ム</sup>は、ネノミシナカムと訓<sup>ツ</sup>べし、○歌<sup>カ</sup>意<sup>イ</sup>は、今<sup>イマ</sup>又<sup>マタ</sup>ふたゝび妻<sup>メ</sup>に相<sup>ソウ</sup>見<sup>ミ</sup>む爲<sup>ニ</sup>方<sup>カタ</sup>のなき故<sup>ユヘ</sup>に、一<sup>ヒト</sup>すぢに哭<sup>ナク</sup>にばかり泣<sup>ナク</sup>て、戀<sup>コイ</sup>しく思<sup>オモ</sup>ひつゝ、あらむぞとなり、

〔右三首。七月廿日。高橋朝臣作歌也。〕

七月廿日は、上に十六年甲申とあるは、天平十六年なり、今はそれにゆづりて、月日をのみ註せり、舊<sup>キウ</sup>本<sup>ホン</sup>に作<sup>サ</sup>歌<sup>カ</sup>也<sup>ナリ</sup>といふに引<sup>ヒ</sup>續<sup>ツ</sup>きて、名<sup>ナ</sup>字<sup>ジ</sup>未<sup>ミ</sup>審<sup>シ</sup>、但<sup>タ</sup>云<sup>イハ</sup>奉<sup>ホウ</sup>膳<sup>テン</sup>之<sup>ノ</sup>男<sup>ヲ</sup>子<sup>シ</sup>焉<sup>ナリ</sup>、と註<sup>ツ</sup>せり、仙<sup>セン</sup>覺<sup>カク</sup>などが書加<sup>カ</sup>へたるなるべし、奉<sup>ホウ</sup>膳<sup>テン</sup>は、内<sup>ウチ</sup>膳<sup>テン</sup>司<sup>シ</sup>の長<sup>チカ</sup>官<sup>カン</sup>なり、續<sup>ツ</sup>紀<sup>キ</sup>に、廢<sup>ヘイ</sup>帝<sup>テイ</sup>寶<sup>ホウ</sup>字<sup>ジ</sup>三<sup>サン</sup>年<sup>ネン</sup>十<sup>ジュウ</sup>一<sup>イチ</sup>月<sup>ゲツ</sup>、丁<sup>テイ</sup>卯<sup>ボウ</sup>從<sup>ス</sup>五<sup>ゴ</sup>位<sup>イ</sup>下<sup>カ</sup>高<sup>カウ</sup>橋<sup>キョウ</sup>、朝<sup>アサ</sup>臣<sup>シ</sup>子<sup>シ</sup>老<sup>ラウ</sup>爲<sup>ル</sup>内<sup>ウチ</sup>膳<sup>テン</sup>、奉<sup>ホウ</sup>膳<sup>テン</sup>六<sup>ム</sup>年<sup>ネン</sup>四<sup>シ</sup>月<sup>ゲツ</sup>、庚<sup>ケイ</sup>戌<sup>シュ</sup>朔<sup>ソク</sup>從<sup>ス</sup>五<sup>ゴ</sup>位<sup>イ</sup>下<sup>カ</sup>高<sup>カウ</sup>橋<sup>キョウ</sup>、朝<sup>アサ</sup>臣<sup>シ</sup>老<sup>ラウ</sup>麻<sup>マ</sup>呂<sup>ロ</sup>爲<sup>ル</sup>内<sup>ウチ</sup>膳<sup>テン</sup>、奉<sup>ホウ</sup>膳<sup>テン</sup>など見<sup>ミ</sup>えたり、これらにや、但<sup>タ</sup>し子<sup>シ</sup>老<sup>ラウ</sup>等<sup>トウ</sup>の男<sup>ヲ</sup>とせむには、いさゝか時代おくれたり、猶<sup>ナウ</sup>考<sup>カウ</sup>べし、

萬葉集古義三卷之下終

萬葉集古義四卷之上

相聞。

難波天皇妹奉<sup>ナニ</sup>上<sup>ハ</sup>在山跡皇<sup>ヤマト</sup>兄<sup>ニ</sup>御誦一首<sup>ミコトツ</sup>。

天皇は、仁德天皇なり、○妹とは、書紀に、應神天皇の皇女、九柱を擧たる其中、荒田皇女は御同母姉に坐ば、其餘、いづれの皇女を申せるにや、詳ならず、○皇兄は、仁德天皇の御同母兄を申せり、ときこえたり、しかるに、書紀を檢るに、應神天皇の皇后仲姫、命の御腹に、荒田皇女、大鷦鷯、天皇根、鳥皇子の三柱坐て、仁德天皇の皇兄と指奉るべきはなし、古事記も同じ趣なり、庶兄には、額田、大中彦、皇子、大山守、皇子、去來、真稚、皇子坐ど、其等にはあらじ、傳の混ひたるにや、猶考べし、さて是はいづれぞの皇子にまれ、所縁ありて、大和國に住坐せる間、いづれぞの皇女の思ひまつりて、作て贈奉、賜へる御歌なり、

一日社人母待告長氣乎如此所待者有不得勝。

人母待告は、告は志、字の寫誤なるべし、眞志草書相似たり、故ヒトヲモマチシと訓つ、さて上

に社といひて、過坐し方をいふ志の辭にて、結めたる例は、後撰集八卷に、黄葉は惜き錦と見しかども、霰雨と共に降てこそ來し、拾遺集九卷長歌に、木高き蔭と仰がれむ物とこそ見しなどあり、此集の比より前には、外に見あたらぬことなれど、此は決て古よりある格なるべし、今昔物語に、ぎのふしかくの所へ行たりしに、かゝる事こそありしと逢人ごとにかたれば云々、平家物語に、山門の滅亡、朝家の御大事とこそ見えし云々、又今生後生のけうやうにてあらむずるぞ、と宣ひけるこそ、いと、罪深きは聞えし、なども見ゆ、又良志と結めたるは、古くよりあり、其は、六卷長歌に、諾己曾吾大王者、君之隨所聞賜而、刺竹乃大宮此跡定異等霜同反歌に、三日原布當乃野邊清見社大宮處定異等霜、古今集に、秋の夜は露こそ殊に寒からし草むら毎に蟲のわぶれば、霜の經露の緯こそよわからし山のにしきの織ばかつ散忠峯集に、松のてに風のしらべをまかせては立田姫こそ秋はひくらし、爲忠朝臣集に、み山には雪こそはやくつもるらしみほの杣人冬やすみする、などあるこれなり、○長氣は、長き日數と云むが如し、氣は來經の約たる詞にて、上に往々出づ、○如此所待者は、所は耳、字の誤にてカクノミマテなるべし、と本居氏云り、○有不得勝は、有に不得勝といふ義にて、書る字なり、有かねつものいはむが如し、嗚呼有、有て待に、さても得堪ぬ事哉と云意なり、奈久は添たる辭なり、七卷に、佐保河爾小驟千鳥夜三更而爾音聞者宿不難爾十卷に、蟋蟀之吾床隔爾



鳴乍本名起居管君爾戀爾宿不勝爾十二に吾兄子爾戀跡二四有四小兒之夜哭乎爲乍宿不勝苦者などあるみな同じ例なり○歌意は一日許をこそ人を待にも待堪にたれ如此まで長日數を経ぬれば有て待にさても待堪ぬ事哉とのたまへるなり二卷に出せる古事記歌に待爾者不待とあるは待に待堪じの意なるにてこの待志の意をもさとりつべし

岳本天皇御製一首并短歌

岳本天皇は舊本大御歌の後に註して云右今案高市岳本宮後岡本宮二代二帝各有異焉但稱岡本天皇未審其指とあり高市岳本宮は舒明天皇後岡本宮は齊明天皇なり舊註に云る如く二代の中いづれの天皇にか審ならねど今御製詞に依て考るに後岡本宮齊明天皇の皇后に立せ賜ひて後かまたはいまだ皇后に立せ賜はぬ前か舒明天皇を思奉りて御製坐るにやあらむ○御製歌歌字舊本にはなし例に依て補つ

神代從生繼來者人多爾波滿而味村乃去來者行跡吾戀流君爾之不有者晝波日乃久流留麻豆夜者夜之明流寸食念乍寐宿難爾登阿可思通良久茂長此夜乎

生繼來者は遠き神代より天の益人益々に繼て生出來ばといふなり○人多は古事記中巻歌に意佐加能意當牟盧夜爾比登佐波爾岐伊理袁理とあり○味村乃味字元曆本に妹と作

るは誤なりは枕詞なり阿遲といふ鳥の群なり此鳥のことは品物解に云○去來者行跡は反歌に味村驢とあればこゝもサワキハユケドと訓べし去來の字は味村の往反意にて書るなるべし定家卿の長歌短歌のよしの事にもさわきと有又一本にもしかよめり是古訓なるべしと源嚴水云り廿卷にも安治牟良能佐和伎保比豆とあり○吾戀流云々は十一に打日刺宮道人雖滿行吾念公正一人とよめる類なり○君爾之不有者有字元曆本に爪と作るは誤なり之は助辭にてその一すぢをとりたてておもく思はする處におく辭なり○晝波云々晝字元曆本に晝と作るは誤なり四句は二卷挽歌に夜者毛夜之晝晝者母日之晝哭耳呼泣乍在而哉十三相聞に赤根刺晝者終爾野于玉之夜者須柄爾此床乃比師跡鳴左左嘆鶴鴨などよめる同じこゝろなり○寸食は借字極にて限と云ひが如し○寐宿難爾登この登字は乃三の二字の誤なるべし草書にのみとかけるが登と混誤しなるべしイネカテニノミと訓べし○阿可思通良久茂は明しつるもの伸りたるなり良久は留の伸言なり明しつる事哉といふ如し茂はなげきの意をふくめる助辭なり寐かてにのみ明しつることは嗚呼さても悲しき事にてある哉といふ意なり○長此夜乎は十一に念友念毛金津足檜之山鳥之尾之永此夜乎とよめり○大御歌意かくれたるところなし十三相聞に式島之山跡之士丹人多爾滿而雖有藤浪乃思纏若草乃思就西君目二戀八將明長此夜乎反歌式

島乃山跡乃土丹人二有年念者難可將嗟とあるは、今の御歌の意味に同じ、又同卷に、玉田次不懸時無吾念妹西不會波、赤根刺日者之彌良爾、鳥玉之夜者醉辛二、眠不睡爾妹戀丹、生流爲便無とあるも、詞義似通へり、

反歌。

山羽爾味村騷去奈禮騰吾者左夫思惠君二四不在者。

山羽は、山端なり、既く出づ、○味村騷去奈禮騰騷字、仙覺抄、古寫一本、拾穂本等には騷、異本には躁と作り、奈字、活字本に桑と作るは誤なり、味村は、枕詞に味村乃といへるに同じく、騷をいはむ料にて、こゝはやがて其を引續てのたまへるなり、騷去は、人の騷行來なり、こゝを耳近く解ば、山端に、味の群鳥の騷きて行如く、國內道路、あまた人は滿騷ぎ行なれど、といはむが如し、契沖が味村を、人になしてのたまへるなり、と云るは、まぎらはし、○左夫思惠は、左夫思は、既く一卷に出づ、惠は歎息、辭なり、十一に、足千根乃母爾不知所持留心者吉惠君之隨意十四に、可美都氣野左野乃九久多知乎里波夜志安禮波麻多牟惠許登之許受登母、天智天皇紀、童謠に、愛俱流之衛阿例播俱流之衛などあり、○君二四は、四の助辭は、その一すぢをとりたて、おもく思はする處におく辭なること、上に云るが如し、○大御歌意は、山の端に、味の群鳥の騷きてゆく如く、國內道路を滿さわぎて人はおほく行なれど、一人だに吾戀しく

思ふ君にあらねば、なぐさむ意もなく、一すぢにさぶしく、さてもかなしく思はるゝ事哉となり、

淡海路乃鳥籠之山有不知哉川氣乃己呂其侶波戀乍裳將有。

鳥籠之山は、近江國犬上郡に在、十一に、狗上之鳥籠山爾有不知也、河、天武天皇紀に、元年秋七月戊戌、男依等討近江將秦、友足於鳥籠山斬之、など見ゆ、○不知哉川は、鳥籠山より流出る川なるべし、源氏物語に、いさら川とし、後の物どもに、いさゝ川と書るは、皆この不知哉川なり、いかでさばかり訛れりけむ、天武天皇紀に、將襲不破而軍于犬上川、濱とある、犬上川は、則此、不知哉川にやと契沖云り、○氣乃己呂其侶波は、契沖が、いさや川といひて、氣とつゞけさせたまふ心は、氣は水の氣にて、川霧なりと云り、其意なり、つれづれ草に、汀の草に紅葉のちりと、いまりて、霜いとしろう置るあした、やり水より煙の立こそをかしけれとある、煙も水の氣なり、略解に、不知哉川といふを、やがて女の情をいさ不知と云に、とりなし賜へりと云るは、通難し、さて受たる下の意は、氣は氣長の氣、己呂其侶波は、本居氏の、呂は乃字の誤と云る如くにて、來經の此頃者なり、○大御歌意は、日の暮る迄、夜の明る限、戀しく思へども、其しるしだになければ、縦や此日頃は、戀つゝもさてあり得むよとなり、上には、御思のさかりなるを宣ひ、こゝには、いさゝかその切なるを設て、縦べ賜へる御趣なり、

額田王<sup>スカタノオホキミ</sup>思<sup>シ</sup>近江天皇<sup>スミナリノミコ</sup>作歌一首<sup>ヒトツ</sup>

額田王は、一卷に出て具註り、○近江天皇は、天智天皇なり、

君待登<sup>キミマツト</sup>吾戀居者<sup>ワガコヒサレバ</sup>我屋戸之<sup>ワガヤドノ</sup>簾動之<sup>スダレウツカレ</sup>秋風吹<sup>アキカゼフク</sup>

簾は、字鏡に、宿須太禮、簾也須太禮と見ゆ、名意は簾垂なり、十一に、玉垂之小簾之垂簾乎ともよめり、○秋風吹は、人を戀しく思ふをり、風の吹來るは、其人の來らむとする前兆ぞといふ諺のありしをよみて、よみ給へるなるべし、其は八卷字合、卿歌に、我背兒乎何時會且今登待苗爾於毛也者將見秋風吹於毛也、面輪なるべし、とあるも、いつしか來むと待居なべに、面輪の見え來むといふ前兆に、秋風吹とよまれたるを思ふべし、契冲が簾動かし秋の風吹は、もしやおはしますとおもふ心に、簾をうごかす秋風の音も、君かとおもひてはからるゝなり、と云る如くに、誰も一わたりは、しか意得らるゝに、次鏡、女王歌は、やがて此歌に答へて、よみ賜へりとおもはるゝに、さては風乎太爾戀流波乏之といふこと相應ず、なほ次にいふを見て考べし、○歌意は、君を待て吾戀しく思居れば、その人の來座べき前兆なるべし、簾をうごかして、風のそよよと吹來れるは、いとたのもしき事ぞとなり、○六帖に君まつとこひつゝふればわがやどのすゝきうごきて秋風ぞ吹と有は、すだれをすゝきと寫し誤れるなるべし、

鏡女王<sup>カガヒメ</sup>作歌一首<sup>ヒトツ</sup>

鏡女王も、一卷に具註り、舊本女王を、王女と作るは、誤なり、今改めつ、  
風乎太爾<sup>カゼニ</sup>戀流波乏之<sup>コヒルハトモシ</sup>風小谷<sup>カゼコヤ</sup>將來登時待者<sup>キタムトシマツタマヒ</sup>何香將嘆<sup>ナニカナガム</sup>

戀流波乏之は、戀流は愛る意、既く云り、乏は例のうらやましの意なり、○風小谷は上なる詞を重ねたるのみなり、風乎谷戀流波乏之といふ二句を重ね云意なり、と本居氏の説る如し、  
○何香將嘆(將字、活字本に時と作るは誤なり)は、嘆くべき事にあらずとなり、十卷に、金山舌日下鳴鳥音聞何<sup>ヒカシタニナリトリノコエニキカニカナガム</sup>嘆とあるに同じ、○歌意は、簾動之秋風吹とて風を愛賞賜ふは、うらやましきことにぞ待る、われは夫君の來坐む前兆の風だに吹ねば、甚うき事なり、其風をたのみにて、君の來坐むを待ば、何かは嘆くべきことのあらむとなり、(此風を、使なりと云説は、うけがたし、又上、歌の秋風吹を、君かとおもひはからるゝ意に見ては、答へ賜へる意には、彌疎し)○以上二首歌、八卷秋、相聞に更出せり、

吹黃刀<sup>フキキリ</sup>自歌二首<sup>フタツ</sup>

吹黃刀自は、一卷に出、

眞野之浦<sup>マキノノウラ</sup>乃與騰乃<sup>ノヨリトノ</sup>繼橋<sup>ツギハシ</sup>情由毛<sup>コトモ</sup>思哉妹之<sup>オモヘヤイモガ</sup>伊目爾<sup>イメニ</sup>之所見<sup>ノシユル</sup>

眞野之浦は、攝津國八田郡郡なり、十一に、眞野浦之小菅之笠乎不着而來二來有、また眞野池

之小菅乎笠爾不縫爲而また三卷七卷に白菅乃眞野乃榛原とよめるも皆同地なり○與騰乃繼橋は攝津志に苅藻橋在矢田部郡東尻池村或曰眞野繼橋即此とあり繼橋は今の瀬田の橋の如く中に島の如き處ありて又懸渡せるを云なるべしと云り(金葉集に)しるらめや與騰の繼橋よともにつれなき人を戀渡るとは(さて)心から繼て思へばにや妹が夢には見ゆらむといはむためなりと契冲が云る如し二卷高市皇子尊の神之神須疑とよませ賜へるも十市皇女の薨坐るを須疑と云るにもたせ賜へると同例なり○情由毛は情從もにて情裏よりもといふが如し毛は表はさるものにて裏よりも眞實に思ふよしなり此下に從情毛我者不念寸五卷に許々呂由母於母波奴阿比陀爾七卷に從心毛不想人之衣爾須良由奈十一に小野之淺茅乎自心毛人引目八面など見ゆ皆同じ○思哉妹之は思ばにや妹がといふ意なりさて妹と云るにつきて既く契冲が吹黄刀自が歌ならば妹にてはなくて君にてあるべしもしもとより妹ならば別人の歌なるべし刀自と名におひて第一卷歌には常にもがもなとこをとめにてとよみたればまぎれなく女なりと云りこは誰も昔來疑ふことなれど此下に紀女郎裏物贈友歌に爲妹袖左倍所沾而刈流玉藻鳥と見え又十九に家持卿の妹の其妻の許に贈歌其答歌などにも皆妹と云れば此頃はやゝ女どちの間にても稱ことになれりしなりかくて是は女どちの間にゆゑありて情を告遣れるなるべしさて

次歌には我背子とよめればもとより別時の作にてありしなり○伊目爾之所見は夢に所見にて之はその一すぢなることをおもく思はせたる助辭なり○歌意は打つゝきて絶ず戀しく情裏より眞實に思へばにや夜々夢に見えて一すぢに戀しく忘れぬとなり

河上乃伊都藻之花乃何時何時來益我背子時自異目八方

河上乃はカハカミノと訓べし(又カハノと訓ても宜し)十四に可波加美能爾自路多可我夜とあり○伊都藻之花乃藻字活字本に藤と作るは誤なりは何時何時といはむ料の序なり伊都藻は(契冲が藻の中の一種なるべしと云るは)あらじ五柴五本柳などの五と同言なりなほ此下に具註べし○何時何時(類聚抄に)一の何時の二字無は脱たるなり廿卷に和加加都乃以都母等夜奈枳以都母以都母於母加古比須奈奈理麻之都之母六帖に鹽の満いつもの浦のいつも君をば深く思ふ我はやなどよめるに同じ(俗に)不斷常住といふ意に落る詞なり三卷に妹家爾開有梅之何時毛何時毛とあるは詞同じくて意少しかはれり○時自異目八方は何時とて時ならずと云ことあらむやは嗚呼いつも乞々來ませとの意なり十八に牟都奇多都波流能波自米爾可久之都追安比之惠美天婆等積自家米也母とありなほ時自久といふ詞の例は一卷上に具云り八は後世の也波の意方は歎息を含める助辭なり○歌意はいつも常止ず繼て乞々來坐吾夫子よ嗚呼何時とて此は來座べ